

2016 年度

博士学位申請論文

アダム・スミスの『道徳感情論』と『国富論』における正義と租税・公債論
——デイヴィッド・ヒュームとの対比で——

九州産業大学大学院
経済・ビジネス研究科博士後期課程
経済・ビジネス専攻

指導教授 高 哲男 教授

学籍番号 15DBE01
氏名 川脇 慎也

アダム・スミスの『道徳感情論』と『国富論』における正義と租税・公債論
——デイヴィッド・ヒュームとの対比で——

目次

序章 本論文の課題と構成

第1章 ヒュームにおける共感・正義・政府

1. 観念と印象について
2. 共感に関する物理学的把握
3. 情念論と道徳論の関連について
4. 正義と政府

第2章 スミスにおける共感概念と正義

1. 共感と適合性
2. 適合性と是認
3. 是認や否認の対象としての人間的特質
4. 一般規則としての正義

第3章 ヒュームにおける自然法学的な租税・公債論と政府の役割

1. 「文明社会」の枠組みと自然法学的な政府の役割
2. 租税国家への途——租税政策による公信用の崩壊の阻止——
3. 公債累積の行末

第4章 『国富論』第5編経費論と『道徳感情論』における正義論との関連性について——統治者の義務論を手掛かりに——

1. 国防と司法——社会と個人の防衛——
2. 二つの公共事業論——制度構築と社会の安定——
 - (1) 営利企業の保管としての公共事業
 - (2) 社会制度の構築としての公共事業

第5章 スミスの租税論における公債論の持つ意義について——「政府の正義」との関連で——

1. 国家収入について
 - (1) 国営事業と王領地
 - (2) 課税四原則
 - (3) 租税の種類と特徴
2. 租税収入と国債発行
 - (1) 国債発行の累積
 - (2) 経済発展と国債
 - (3) 合邦か植民地の放棄か

終章 スミスにおける正義と租税・公債論の関連性について

参考文献一覧

序章 本論文の課題と構成

本論文「アダム・スミスの『道徳感情論』と『国富論』における正義と租税・公債論——デイヴィッド・ヒュームとの対比で——」は、そのタイトルが示すように、デイヴィッド・ヒュームの思想との対比を通して、『道徳感情論』と『国富論』における「正義」の概念の関連性に注目し、それによって両著書の間をよりいっそう具体的なレベルで研究すること¹、さらにスミスの租税・公債

¹ いわゆる「アダム・スミス問題」がドイツ歴史学派によって提起されて以降、『道徳感情論』と『国富論』との関連は、一貫してスミス研究における一大関心であり続けているとあってよい。『道徳感情論』は利他的な共感の原理に、『国富論』は利己的な功利の原理にそれぞれ立脚しているのだから、両書は矛盾するのではないかという問題は、一応の解決を見た。共感の概念は「道徳的に中立的なものであって、利己心を包摂する性格をもつ」ことが、その後の多くの研究によって明らかにされたからである（水田 1968, 587）。

これに関する代表的な研究としては、共感の原理を「道徳判断を可能にする諸個人の間での交通の原理」として把握した Morw ([1923]1969, 29) がある。この把握は、「同感の原理を徳の内容とはっきり区別して、徳の判断の能力の問題として扱った」ものであると評されており（星野 1976, 20）、現在のスミス解釈として一般化しているといっていよう。

その後、大河内一男、高島善哉、大道安次郎、内田義彦らによってスミスの思想をより統一的に把握しようとする研究がなされ、我が国のスミス研究は、こうした研究によって世界的に見ても高い水準に押し上げられてきたわけである。cf. 大道 (1940)、大河内 ([1941]1969)、高島 (1941)、内田 (1953)。

水田洋によってなされた思想史のアプローチと、資料分析に基づくスミスの思想の背景の追跡、田中正司によってなされた『道徳感情論』と『国富論』両著書の主題問題の考察、星野彰男によってなされた共感の原理の構造分析など、我が国におけるスミスに関する先行研究は、枚挙に暇が無いほどである。我が国におけるアダム・スミス研究の歴史については田中 (2002) が、『国富論』を

論のもつ独自性を、「正義」の観点から明確化することを主要な目的としている²。

スミスが、処女作『道徳感情論』を出版したのは1759年4月のことであるが、当時、『道徳感情

めぐる近年の国際的な研究動向については渡辺（2011）が、それぞれ詳しい。

しかし、『道徳感情論』と『国富論』との具体的な関連については、『道徳感情論』で論じられた「共感」の概念や「胸中の公平な観察者」を軸とする規範的判断が『国富論』では前提されている、という理解の範疇を超える研究は見当たらない。我が国では『道徳感情論』の訳本として水田訳が重用されてきたが、2013年に新訳を出版した高哲男の研究は、スミスの二つの大著の関係をめぐる従来の研究を大きく旋回するだけでなく、これからの研究の先鞭をつけたものである。

『道徳感情論』の我が国における初めての完訳として米林訳が出版され、その後、出版された水田訳は原点に忠実な逐語訳であるところに特徴があり、我が国における『道徳感情論』の訳書として標準的に使用されてきた。高による新訳は、進化生物学や脳科学などの豊かな知見が反映された高（2007;2012）の成果が反映されており、大変示唆に富むものとなっている。

シカゴ学派に代表されるこれまでのスミス解釈は、人間を「自己利益の極大化」する「経済人 homo economicus」として理解するところに特徴があり、『国富論』の主題を考えれば、それは一方では正しい。『国富論』においては、労働者・資本家・地主がそれぞれ所有する生産要素を自由に利用することが、その所有者にも社会全体にとっても最大の利益をもたらす、と主張されているからである。他方で、個人の私的利益の追求よりも「社会全体の安全 security」の確保をスミスは重視していたことも事実であって、むしろこの点を重視すべきである、という高（2015, 1-2）の指摘は示唆に富む。高が提起した「自然的自由」における「正義の法」つまり「正義という行動原則」の問題は、『道徳感情論』と『国富論』との関係を「正義」の観点から、これまで以上に具体的に究明しようとする新しい試みである。本稿は、高によって提起された視覚を継承して、主として『国富論』第5編第1章で経費論として論じられた統治者の義務論を、『道徳感情論』の正義論が具体化した箇所として解釈する試みでもある。

² 『道徳感情論』の引用はTMSと略記し、グラスゴー版の部・章・パラグラフ番号を併記する。『国富論』の引用はWNと略記し、グラスゴー版の編・章・パラグラフ番号を併記する。なお、スミスとヒュームの原典に関して、訳文は必ずしも邦訳には従っていないこともあり、併記していない。

論』は大変な人気を博し、これによってスミスは声望を得た。ヒュームを通じて『道徳感情論』を贈呈されたエドマンド・バークは、スミスに宛てた1959年9月10日付けの手紙の中で、礼状が遅くなったことを詫びるとともに、次のような賛辞を送っている。

人間の意見を根拠とする理論は——人の意見は常に変化しますので——忘れ去られるでしょうし、そうであるにちがいないのですが、人間の本性 (Nature of man) を根拠とするあなたの理論は——人間の本性が不変であるがゆえに——存続するでしょう (Corr. No. 38 in Smith, 1977)

バークから「人間の本性を根拠とする理論」と絶賛された『道徳感情論』初版の出版から遡ること20年前、1739年1月から1740年11月にかけて、ヒュームは『人間本性論』を匿名で出版していた。表題が示すように、ヒュームもまた「人間の本性」(human nature)に関する見解をまとめ世に問うたのであったが、自身が期待した哲学者としての名声は獲得できなかったようである。ヒュームの落胆は、彼の短い『自伝』のなかで次のように綴られ、今に伝えられている。

私の『人間本性論』ほど不運だった文芸上の企ては、かつてありませんでした。それは印刷機から死産して、熱狂者達の間にも不満の眩き一つ喚起するような榮譽にさえ、手が届かなかったのです。(Hill 1888, xx ; 傍点部はイタリック。以下同様)

このヒュームの言葉はあまりにも有名であるが、実際には、『人間本性論』はイングランド国内外における雑誌で取り上げられていた。しかし、無神論を連想させる彼の意欲作は、敵対的な雰囲気と態度でもって批判されることが多く、なかには軽蔑さえ感じさせるものもあった。ヒュームはこうした批評を、『人間本性論』で自らが論じた主張の正当な評価であると、どうしても思えなかったのである (Ayer 1980, 4/訳7)。

ヒュームは、バークからスミスへと送られたような賛辞を期待していたのかもしれない。近代資本主義社会が到来した18世紀のイギリス (ブリテン) では、封建制に代わる新しい秩序をどのよう

に形成し、それを維持するかという問題が存在しており、ヒュームはスミスと同様に、この問題に取り組んでいたからである³。

また、スミスが同郷の先輩ヒュームから大きな影響を受けながら、彼自身の道徳哲学体系を構築していただけてだけでなく、ヒュームがスミスの能力と特徴を良く知り、いつも励ましつづけながら温かく見守りつづけたことは良く知られている事実である⁴。両者はともに、「共感」(sympathy)の概念を基礎に据え、社会秩序の形成・維持のプロセスを説明しようとした点で共通しているとはいえ、ヒュームとスミスの「共感」の概念の内容には少し相違がある。

ヒュームとスミスの「共感」の概念の相違については、「前者では感情の一致 agreement を意味し、後者では感情の交信 communication を意味する」(Campbell 1971, 105) というキャンベルの指摘が、おそらく現代でもなお通説的な理解である⁵。この点は、ヒュームが「共感的なパッション」を「本源的なパッションの反射的な印象」と特徴づけていたことから明らかである⁶。「共感」が社会をま

³ 『人間本性論』が出版された時代背景については、Phillipson (1989, 17-34/訳 31-53) を参照願いたい。

⁴ ヒュームの論説がスミスに与えた影響について、詳しくは Chamley (1975), Campbell & Ross (1982) を参照のこと。

⁵ Campbell & Ross (1981) は、スミスが行った政策助言に関する歴史的資料の分析に基づいて、「習慣や制度や秩序を全体として」評価する際のスミスの特徴は、功利主義的であると指摘する。

彼 [スミス] は、道徳の諸原則の起源の説明として、また日々の行為に日常的に適用される原理として、利益を取り上げることには一貫して反対するのだけれども、彼が(社会的、政治的、および経済的な) 慣習や制度や秩序を全体として評価する際に頼るものは、利益—再大多数の最大幸福—という基準である。(Campbell and Ross 1981, 73 ; [] は引用者、以下同様)。

上に引用した箇所において、制度を評価する場合とその制度の下でなされる行為を評価する場合とでは、スミスの判断基準が異なることが指摘されている。スミスとヒュームの道徳判断に関する見解に見られる相違については、Darwall (1999, 143-145), Sayre-McCord (2013) を参照願いたい。

⁶ 『道徳感情論』初版を読んだヒュームは、同時代人たちの反応についての朗報を知らせるとともに、理論的体系性つまり一貫性について以下のような疑問を書き送った。

とめ上げていく役割を担うという理解を、スミスはヒュームからおおいに学びとったが、同じく「共感」といっても、その内容やメカニズムに関する両者の理解は、大枠では一致しているとはいえ、少し異なっていた。この相違が、両者の体系の違いとなって広がっていく根本的な理由であることは、本稿で明らかにするところである。とはいえ、経済思想史に燦然と輝く両巨者の体系全体の違いを一気に考察することはあまりに大きすぎる課題であるから、本稿では両者の思想を支える「共感」の概念と「正義」に焦点をしばって、両者の思想を対比することで、スミスの独自性を明確にする作業に絞りたい。

そもそも、スミスは『道徳感情論』の第2部において、正義は「壮大な建物全体を支える重要な柱」(TMS. II. ii. 3. 4)であると主張する一方で、「社会は、さまざまな商人の間と同様に、さまざまな人々のあいだでも、独自の有用性という感覚にもとづいて、存続する可能性」があるから、「好都合な尽力の欲得づくの交換を通じて、良い状態に保たれる可能性がある」と指摘していた(TMS. II. ii. 3. 2)。しかし、「全体を支える重要な柱」である「正義」は、「欲得づくの社会」でどのように実現するかという問題を、『道徳感情論』では明確に論じていなかった。これに対して、『国富論』第5編では、政府の果たす役割とその財源とが提示されることになるが、スミスは、前者を「自然的自由の体系」が出来上がった後でなされるべき「統治者の義務」である、と理解していた。つまり『国富論』第4編の末尾で、スミスは次のように述べていたからである。

特恵の体制であれ抑制の体制であれ、このようにすべての特恵や抑制が完全に除去されれば、

聞くところによれば、貴兄は反論を回避するために、増補と変更を行うように計画し、新版を準備しているということですね。私は、この機会に、いくらかでも説得力があるように見えるなら、貴方が考えている可能性がある変更・修正について提案してみようと思います。私の希望としては、あらゆる種類の共感は必然的に快適なものであるということ、貴方がより詳細かつ十分に提供しておいて欲しかったのです。この点は貴方の体系のかなめであるというのに、20頁におけるその事柄に関する言及はぞんざいなものでしかありません。ところで、快適な共感とならんで、不快な共感があるように見えるのは確かでしょう。実際、共感的なパッションは本源的なパッションの反射的な印象であるから、それは元々の性質を分かちもつはずであって、元々が嫌なものであれば、それもまた嫌なものであるはずです。(Smith 1977, 43)

自然的自由という明瞭で単純な体系がおのずとでき上がる。正義という法を侵犯しないかぎり、自分のやり方で自分自身の利益を追求するということ、さらに、個人の勤労と資本の両方をあらゆる他の人々や異なる階級の人々のそれと競争させること、これがまったく妨げられずにすべて個人に任せられる。統治者は一つの義務、つまり、彼が必ずさらされつづける多くの思い違いを遂行しようとする試みに伴う義務とか人間の英知や知識では申し分なく適切に遂行できなかった義務——民間人の勤労を監督し、それを社会の利益にとって最も好都合に利用できる方向に導く義務——というものから、完全に解放されることになる。自然的自由の体系に従えば、統治者が処理しなければならない義務——実際に最も重要であるが、しかし通常理解力をもっていけば、平明で意味明瞭である義務——はわずか三つしかなく、第一に、他の独立した社会からの暴力や侵略などから社会を防衛する義務、第二に、社会のあらゆる構成員を可能なかぎりその社会の他の構成員による不正義や侵略から保護する義務、すなわち、司法の厳密な執行の確立、そして第三に、一定の公共事業や公共の制度を設立したり維持したりする義務であるが、それは、社会にとって報いること以上に大いに役立つ可能性をもつことが多々あるにしても、そこから上がる利潤では、どの個人や少数の集団の利益をめざして設立されたり、維持されたりするはずなどまったくないものである。(WN. IV. ix. 51)

「自然的自由の体系」は、「すべての特惠や抑制」が完全に除去されれば自然とで出来上がるものであるが、そこでは個人は「正義という法」を遵守し、統治者が「国防、司法」という義務を遂行すればよい、とスミスが理解していることは明らかであるが、それに留まるものではない。

自然的自由の体系が成立してもなお、統治者の果たすべき義務として、私有財産の保障、個人に「正義という法」を遵守させること、くわえて「公共事業や公共の制度」を設立し、それを維持することをスミスは強調しているのであるから、自然的自由の体系は手放しの「自由放任の体系」に留まらないことが明らかである。

統治者の義務のうち、「他の独立した社会からの暴力や侵略などから社会を防衛する義務」と「司法の厳密な執行」を確立する義務は、個人の生命、所有財産および自由を保護するという観点から、市場社会の維持と発展に不可欠なことは明らかである。だが、なぜ「一定の公共事業や公共の制度

を設立したり維持したりする」ことが統治者の義務になるのであろうか。

なるほど、上記の引用箇所に掲げられた3つの義務には、「どの個人や少数の集団の利益をめざして設立されたり、維持されたりするはずなどまったくない」という共通点はある。そうだとすると、なぜスミスが「公共事業や公共の制度の設立・維持」をあえて掲げたのか、という問題は依然として残る。『国富論』第5編第1章の「司法」がジャスティスであることに疑問の余地はないが、それは『道徳感情論』で論じたジャスティスつまり「正義」そのものを意味しないことは明らかである。従来の研究では、この問題について十分に究明されてこなかった結果、『国富論』における「正義」つまり『道徳感情論』で論じられていたものと同じ意味でのジャスティスについてのスミスの主張が見落とされてきたように思われるのである⁷。

⁷ 『道徳感情論』において、「共感」を介して正義を守る行動規範が形成され、このような規範から逸脱する行為の処罰は是認される、とスミスは主張する。そうだとすると、誰が、どのように処罰するのかという問題が生じる。『道徳感情論』では、スミスはこの問題を真正面から取り上げなかったが、正義を強制する主体の存在が不可欠であると考えていたことは疑いない。次のように主張するからである。

正義の侵犯は、人間の間ではけっして容認されないものであるため、公共行政の長は、この徳の実践を強制するために、共和国の権力を用いる必要に迫られる。この予防措置を施さないかぎり、市民社会は流血と無秩序の場——自分が不当に取り扱われたと空想したとき、誰もがいつでも自分自身の手で復讐する世界——と化すだろう。(TMS. VII. iv. 36)

「市民社会」における「倫理と道徳」から導き出される正義を実現し、「市民社会」を平和的に維持するためには、政府が不可欠だというわけである。つまり、『国富論』の第5編は、「市民社会」における正義を実現し、それを前提とした「商業社会」をよりいっそう発展させる「政府の活動」について論じていることになる。

『道徳感情論』と『国富論』との関係を、正義の観点から統一的に理解しようとした先駆的研究として Winch (1978) がある。Winch (1978, 103-20/訳 125-46) は、『道徳感情論』と『国富論』だけでなく、『法学講義』を重視しながらスミスにおける政府の役割を明確化し、19世紀以降スミスに張り付けられてきた「自由放任主義者」というレッテルの間違いを明らかにした。とはいえ、政府の役割としての公共事業が、なぜ正義の実現にとって必要なのかという点については踏み込んだ議論がなされていない。本稿は、この点をいっそう明確にしようとするものでもある。

加えて、『法学講義』がスミスの思想を理解する上で重要であることは言うまでもないが、「依然として学生のノートであり、そしていかなる重大な理論問題についてもスミスの公刊された著作の中でとられた見解によって裏づけられてはじめて、重要性が付与されるべきである」(Winch 1978, 9/

くわえて、『国富論』第5編第2章で示された租税論は、課税四原則や租税転嫁論⁸として良く知られているが、何よりも大きな特徴は、租税制度の統一という意味でのアメリカ植民地合邦論や独自の公債論を含んでいるところにある⁹。

ヒュームとスミスが活躍した当時の歴史的背景に目を向けてみると、ブリテンは名誉革命から『政治論集』初版が出版される1752年までの間に、アウグスブルグ同盟戦争(1688-1697)、スペイン継承戦争(1701-1713)、オーストリア継承戦争(1740-48)に参戦し、それらの戦費を調達するために公債額は増加の一途をたどり、財政再建が緊急の課題であった。

ヒュームは『政治論集』(*Political Discourses*)において、「文明社会」が発展する論理を構想しつつも、債務が累積していたブリテンが国家の崩壊に至る可能性をヒュームは憂慮し、租税・公債論において租税国家への途を提示した。

スミスもヒュームも、租税・公債論において租税国家への途を提示した点では共通しているが、国債に関する理解にはとりわけ大きな相違がある。ヒュームは国債による財源の確保に反対した。ヒュームの主張の根拠は、国家による借り入れの累積がさらなる問題を生むことであった。すなわち、①「夢想的な[公債の]償還計画」を実行し、国家組織が機能不全となる「医者による死」、②国家が債務を破棄せざるを得ないほどに公債が累積し、破算国家となる「自然死」、③公債問題の直接的解決にとらわれて「勢力均衡」政策を疎かにし、他国に侵略されて国家が滅亡する「暴力死」が、それである(Hume 1752, 135-141)。これに対してスミスには、経済成長とともに国債発行が増加するのは当然のことだという認識がある。国債を原理的に否定していたわけではないのである。

訳11)という主張には、にわかに賛成しがたい。スミスが執筆したのは『道徳感情論』と『国富論』であって、『法学講義』ではない。講義ノート『法学講義』の持つ意義については、むしろ『道徳感情論』と『国富論』との内在的な関連性を明確化したのちに、あらためて問い直されるべき論点ではなかろうか。このような理由から、本稿では意図的に『法学講義』を使用しなかった。

⁸ Seligman (1927), Musgrave (1985), 馬場 (1989), 佐藤 (1995), 羽鳥 (2002), 渡辺 (2001; 2007)等を参照のこと。

⁹ スミスの租税・公債論は、財政論として理解されてきた。Musgrave (1985)は、課税原則の歴史を明らかにしようとする際に、「効率性」の始まりをスミスが規定した租税四原則の第四原則に見出した。Atkinson (1976, 324)は、スミスの財政論を分配論の観点から把握しようとしたMusgrave (1976)に対するコメントの中で、第四原則と「効率性」の類似を指摘した。馬場 (1989, 66-68)は、これらの研究を手掛かりに、「社会価値説」としての第四原則の独自性を指摘している。

とすれば、本稿の課題は、おおよそ以下のようになる。

第一に、ヒュームにおける共感と正義の概念把握とその関連について、さらに正義はどのように実現すると理解されているか、主として『人間本性論』を手掛かりに説き起こし、明確化することである。第二に、スミスのヒューム批判を手掛かりに、『道徳感情論』で構築・展開しようとした「体系」の基礎である「スミスの共感概念」の内容と「正義」について考察することを通じて、スミス独自の正義の概念について明らかにすることである。第三に、国債による財源の確保に対するヒュームの反対は、彼の自然法学的な正義と政府の役割についての理解に基づいていることを浮き彫りにすることである¹⁰。第四に、永久債 (perpetual funding)¹¹の管理の仕方に対するスミスの批判が強調され過ぎた結果 (榎並 1992, 68-72)、議論の後景に退いてしまったスミスの主張、すなわち国債を利用した資金調達についての彼の主張を、明確化することである¹²。

以上の課題を解明するために、本稿は次のように構成される。

第1章「ヒュームにおける共感・正義・政府」では、主として『人間本性論』全3巻を取り上げ、ヒュームの共感の概念が、「反射的」つまり半ば機械的に生じる「感情の一致」であることを確認する。つまり、ヒュームは快苦という単一の原理によって、言い換えるとニュートン的な観点と方法で共感を理解し、正義を自然法学の伝統にのっとり、自然権や所有権を保障する司法として論じていることを明確化する¹³。基本的に所有権を守り、それを中心に社会秩序の維持を図るための法の

¹⁰ スミスとヒュームの正義論については、Harrison (1981), Raphael (1972-73; 2007), Rosen (2000), 新村(1994)が詳しい。

¹¹ perpetual funding の意味するところは、「租税の(永久)抵当化」である (一ノ瀬 1988, 91-2)。

¹² 減債基金の歴史的変遷については、舟場 (1971), Hargreaves (1930) が詳しい。cf. 榎並 (1992, 72)。

¹³ 自然法は、言い換えると「宇宙を支配する自然の摂理が人間の社会をも貫くという考え方」であって、古代から続く長い伝統がある (坂本 2014, 64)。「近代自然法学の創始者」といわれるグロティウスは、個人の「自己保存」こそ最も根源的な自然法であって、自己保存に必要な所有は正当な権利である、と主張した。グロティウス以降、自然法思想はホッブズ、プーフENDORF、ロックへと継承され、社会契約思想に依拠しながら展開された。こうした自然法思想をスコットランドに導入したのは、グラスゴー大学初代道徳哲学教授のガーショム・カーマイケルであった。カーマイケルはロック流の社会契約思想を継承し、市民社会の起源を「同意」に求め、抵抗権論を説く (田中 2008, 15-6)。要するに、グロティウス以降の近代自然法学は、人間の「権利」の起源と、その正当性を理性の法としての神の法に求めたわけである。

執行に焦点を当てた点に、ヒュームの正義論の特徴がある。

第2章「スミスにおける共感概念と正義」では、スミスの共感概念について、「適合性」と「人間的特質」という理解に注目し、『道徳感情論』において正義を道徳感情の一環として論じ、それは社会全体を支える重要な支柱すなわち行動規範を形成する人間的要素の一つであって、社会的な規定を受けながら発展し続けるという点を、明確化している。それゆえ、正義の内容は、『道徳感情論』で明確かつ具体的に定義されず、一般規則としてもつ「正義」の特徴が描き出される、という形で構成されていることが示される。

第3章「ヒュームにおける自然法学的な租税・公債論と政府の役割」では、第4章以降でスミスの租税・公債論の内容とその独自性を明確化するために必要な限りで、まずヒュームの租税・公債論の特徴を考察する。『政治論集』初版が出版された1752年までのブリテンにおける党争と財政状況に焦点をあて、『人間本性論』において、社会秩序を維持するうえで政府の役割を重視した「哲学者」としてのヒュームが、なぜ、どのようにして、現実のブリテンを分析した論説において国家破産について論じたのか再検討する。さらに、なぜヒュームが、『政治論集』において租税・公債論を論じなければならなかったかという理由や根拠について、『人間本性論』と関連づけながら明らかにし、ヒュームの公債論の基底には、財政破綻に由来する統治の消滅によって、国民の権利が脅かされることにたいする危惧が含まれていることを浮き彫りにする。

第4章『国富論』第5編経費論と『道徳感情論』における正義論との関連性について——統治者の義務論を手掛かりに——では、『国富論』第5編第1章で示された統治者の義務、すなわち第一に「他の独立した社会からの暴力や侵略などから社会を防衛する義務」、第二に「司法の厳密な執行を確立すること」、第三に「公共事業の実施、および公共の制度の設立とその維持」について確認する。第一・第二の義務は国民の安全と所有権を守り、さらに、交通インフラの整備に代表されるいわゆる公共事業の実施と公共制度の整備・維持は、ハードとソフト両面から経済発展と関連づけて

ヒュームは、人間の権利の根源を「習慣的合意」(convention)に求める。さらに言えば、習慣的合意を可能にするのは、他人の激情を感じる「共感」の概念に他ならないということになる。つまりヒュームは、従来の自然法学者と較べて、神の法を持ち出さない点で異なるが、人間の権利の起源とその正当化を主題とする点で共通するわけである。グロティウス以降の近代自然法学に関する詳細については、新村(1994, 29-95)、坂本(2014, 58-99)を参照のこと。

理解されてきた。しかし、株式会社法や、初等教育および宗教を含めた成人教育、科学・哲学と娯楽の振興といった「公共の制度」に関する議論は、むしろ「正義」の問題として論じられている。第4章では、『国富論』で主張された統治者の第三の義務は、言い換えると公共のための事業であって、むしろ現実の社会で「商人の社会」と「正義」を司法・行政がどのように創り上げ、整備してゆくのかという具体的な時代の課題に対するスミスなりの解答であったという解釈を提示する。『国富論』は、『道徳感情論』において主張された「共感」を前提としており、その意味で両書は矛盾しないことは周知の事実であるが、以上の考察を通して、「正義」の概念に注目することによってよりいっそう両書の関連性をより具体的なレベルで議論することができる。

第5章「スミスの租税論における公債論の持つ意義について——「政府の正義」との関連で——」では、戦費の調達に代表されるように、短期的に大量の貨幣を必要とする場合には、事情に応じてむしろ国債を利用した方がよい、とスミスは考えていたことを明確化する¹⁴。

国家の収入は、究極的には租税に依存する他にないが、統治者が義務を果たすための財源を確保するにあたって、収入を超える巨額の資金を短期で用立てるためには、国債に頼らざるを得ないというわけである。経済の規模が拡大すれば、それに応じた国債発行は経済を混乱させず、むしろ経済の安定的な成長に貢献することになる¹⁵、というのがスミスに特徴的な理解である。

経済の規模が拡大し、増加した収入を貯蓄にまわせる人々が増加すればするほど、政府は国債を発行して資金を調達し易い環境にはなるが、それだけでは不十分である、とスミスはいう。国債を購入する能力の向上よりも、むしろ購入する意志と国債を発行する「政府の正義」に対する信頼が不可欠であって、スミスはこれを重視していた。政府が債権者に対して債務を滞りなく履行できれば、政府に対する国民の信頼はより強固なものになる。だからこそ、そもそも「政府の正義」に対する信頼はどのようにすれば実現されるのか、これもまた、スミスが提起した課題であった。

さらに、公債を発行する目的に関するスミスの提言は、植民地を合邦できなければ放棄すること

¹⁴ 公債は「社会全体の富の増大にとって積極的にマイナスになる」とスミスは理解していたという指摘（斎藤 1982, 30）は、一面的に過ぎるのではないだろうか。

¹⁵ スミスにおいては、経済社会の発展にともなって国民の収入の増大が前提されているという山崎氏の指摘は注目に値する（山崎 1966a; 1969; 1994; 2000）。

で歳出の削減を図るべきである、という重商主義体系に対する批判として理解されてきた (Ross 1995, 250). しかし、そもそも租税論と公債論に先立つ国富論第5編第1章で論じられた経費論では、国防および司法と合わせて、いわゆる公共事業の実施と初等教育や、宗教を含めた成人教育などの公共制度の整備・維持の必要性が、政府の役割として強調されていた。このような重要な事実を想起するならば、経費論と租税・公債論はどのように関連づけられて把握されているのか、この論点についての考察も不可欠である。

終章「スミスにおける正義と租税・公債論の関連性について」では、第1章から第5章までの考察を踏まえて、ヒュームの主張との対比で、『道徳感情論』における共感と正義をめぐるスミスの独自性が要約される。次に、『道徳感情論』で示された「正義」が、『国富論』では第五編第1章における統治者の義務として論じられること、すなわち租税・公債論において、スミスは、政府の役割に関して、権利の保証と捉えるヒュームの自然法学的な理解¹⁶に留まることなく、社会一般の富裕を前進させることを考えていたことが明確化される。最後に、本稿での考察を通じて改めて浮上してくる問題を中心に、今後の課題と展望について言及しておかなければならない。

¹⁶ ヒュームは、所有権をはじめとした各人の権利を保障することによって、「人類間の平和と秩序を維持すること」を政府の役割であると理解していた。

いかなる無秩序も不公正も決して生じないところに、なぜ最高行政官 (magistrates) を設けるのか。我々が生来の自由を最大限に行使しても、すべての場合において無害であり、また有益であることが判明するときに、なぜその自由を縮小するのか。もし政府が全く無用であれば、それは絶対に存在しえないであろうこと、そして忠誠 (allegiance) の義務の唯一の基礎は、人類間の平和と秩序とを維持することによって、それが社会にもたらす利点にあることは明白である。(Hume [1751] 1957, 35)

グロティウス以降の近代自然法学に関する詳細については、新村 (1994, 29-95) を参照のこと。

第1章 ヒュームにおける共感・正義・政府

ヒュームは、人間の認識を観念と印象の連合 (association) として把握し、それによって共感の概念を説明した。彼は共感を、弦の振動が空気振動によって媒介されて隣の弦に伝わるようなものとして、つまり物理現象のように理解していた。観念と印象とは、究極的には快苦という単一の原理に根拠づけられているところにヒュームの思想的な特徴があるが¹⁷、それはニュートン的な観点と方法とにもとづくものであった。

端的に言えば、ヒュームの理解によれば、観察対象者に生じている情念と同じ情念が「共感」によって、観察者に伝わるのである¹⁸。したがって、人々が歴史的・経験的に所有の相互不可侵、同意による所有の移転、および約束の履行がもたらす私的利益について人々が抱く感情は、共感を通じて共有され、流布してゆくことになる。こうして、やがて人々の間に公共的利益に対する「習慣的合意」が形成されるようになると、この合意に基づいて、政府による正義の強制は正当化されることになるわけである。

1. 観念と印象について

人間の知覚は、「印象」か「観念」かのどちらかである (Hume [1739-40]1978, 1)。「印象」は、感覚 (sensation)・情念 (passion)・情動 (emotion) と定義され¹⁹、「観念」は、何かについて思考するときに思いこされる印象の「おぼろげな像」 (faint image) と定義される。さらに、印象および観念には、「単純」と「複雑」という区別がそれぞれにある。ヒュームは、単純印象および単純観念を単純知覚と呼び、複雑印象と複雑観念を複雑知覚と呼んだ。前者は「区別または分離を些かも許さぬ

¹⁷ ヒュームは「ニュートンの現実的な考え方と方法論」、すなわち「経験と観察」によって「人間の科学」を作り上げようとしていたわけである (Rosenberg 1993, 64-65)。

¹⁸ Mercer (1972, 21) は、ヒュームの「共感」は相手の感情が無意識的に伝わってくる「情動感染」であると主張する。

¹⁹ 印象のもつ「不偏性」 (impartiality) について、詳しくは Panaga (2013, 117-121) を参照のこと。

もの」であり、後者は「部分に区別できるもの」である (Hume [1739-40]1978, 1-2). それゆえ、例えば、「林檎」という複雑知覚は、その色・味・香の単純知覚に区別することができることになる (Hume [1739-40]1978, 2).

ヒュームは、「初めて出現する単純観念はすべて、その観念に対応しかつその観念によって正確に再現される単純印象」に由来するということが第一原理であると規定するから (Hume [1739-40]1978, 4), 単純観念から単純印象は生じない。したがって、単純印象とされる情念は、単純観念から生じないことになるから、第一原理では情念の生起を説明できないわけである。ヒュームは、第2巻における情念に関する議論を見据えるかのように、第1巻第1部第2節において次のように述べている。

単純印象は明らかに対応観念に先だっていて、その例外は極めて稀である。それゆえ、観念を考察する前に印象を検討する事が当然の順序であるように思える。印象は、「感覚」の印象と「内省」の印象の2種類に区分できる。最初の種類は、未知の原因から精神に原生的に起る。第二の種類は概ね観念から生じるが、その順序は次のようになる。すなわち、印象が先ず感官を打って様々な種類の寒熱や飢渴や快苦を知覚させる。この印象は心によって模倣され、印象がなくなった後も残る。これが観念と呼ばれるものである。この快苦の観念が精神面に戻ってくると、欲望や嫌悪、希望や恐怖などの新しい印象を生み出す。(Hume [1739-40]1978, 7-8)

この一節は、第2巻第1部第1節の冒頭と酷似している。ヒュームは、第2巻第1部第1節において印象の概念を「原生的印象」(あるいは「感覚的印象」と「二次的印象」(あるいは「内省的印象」)について、改めて詳述する。前者は「先立つ印象なしに、身体組織 constitution of body, 動物精気 animal spirit, あるいは外部感官 external organ に対象が当たることから、精神に生じる」。後者は「これら原生的印象のあるものから直接的に生じるか、あるいは、その観念の介在によって生じる」。それゆえヒュームは、「原生的印象」の例として「諸感覚の印象」と「身体的快苦」を、「二次的印象」の例として「情念」と「それに類似するそのほかの情感」を、それぞれ挙げることになる (Hume [1739-40]1978, 275).

ある観念が生じた場合、類似・接近・因果性という関係によって結びついている他の観念が、自然に伴って生じる。これがヒュームの言う観念連合 (association of ideas) である²⁰。他方、印象は類似によってのみ結びつけられる。「すべての類似する印象は結合し合っていて、一つが起れば、残りは直ちに随伴する」とヒュームが言うように、印象の連合においては類似した印象のみが生じる (Hume [1739-40]1978, 283)。「悲哀と失望とは憤怒を生み、憤怒は嫉妬を生み、嫉妬は邪意を生み、邪意は再び悲哀」を生むように (Hume [1739-40]1978, 283)、観念連合と印象の連合とは、互いの推移を促進し合う関係にある。観念連合と印象の連合とが互いの推移を促進し合う関係を、ヒュームは「観念と印象の二重関係」と呼んだ。つまり、悲哀、憤怒、嫉妬、邪意といった「情念」は、印象の連合によって推移し、観念連合によってその推移が促進されるわけである²¹。

ヒュームは、観念を印象のおぼろげな像と規定していたから (Hume [1739-40]1978, 1)、観念は印象から生じることになる。このことは、「第一原理」に関するヒュームの主張と一致する。ヒュームは第1・2両巻において、類似・接近・因果性による観念間の推移、すなわち「観念連合」について論じているが、第1巻において論じられている観念と印象の関係は主として「第一原理」を基礎とする一般的なものである。

だが、「内省の印象」や「二次的印象」すなわち情念は、観念から生じる。第2巻の情念論においてヒュームが説明した「共感」は、観察者に伝わった相手の情念の観念から印象すなわち情念が生じる。したがって、共感、第1巻で強調された「第一原理」に基づくものではないということになるわけである。

²⁰ association of ideas は、ある観念が別の観念を「連想させる」のであるから、その意味では Harris (2015, 81-5) が主張するように「推論の完全な環」(complete chain of reasoning) であって、むしろ「観念連想」という訳語が適切であるが、誤解をさけるため、本稿でも訳語は一般的に用いられている「観念連合」とした。観念および観念連合の起源については、Buckle (2011, 129-48) を参照のこと。

²¹ 第2巻の情念論でヒュームは、「観念間と同様に、印象間にも引きつける力すなわち連合がある」と指摘している (Hume [1739-40]1978, 283)。このことから、第1巻の知性論と第2巻の情念論において、ヒュームは「同一の推論法を適用する」と Inoue (2003, 206) は主張する。知性論を基礎として情念論を把握するうえで、示唆に富む主張である。

2. 共感に関する物理学的把握

ヒュームは、『人間本性論』第2巻「パッションについて」の第1部「誇りと卑下について」の第11節「名声への愛について」において、他人の意見が人々に及ぼす影響の大きさを明らかにする際に、「共感」についてはじめて詳述した。ヒュームによれば、人々は自身の好みや気持ちに関わらず、他者のそれらを伝達によって受け取るという。

人間本性の性質の中で、それ自体においても、その帰結においても、何より注目すべきものは、われわれの持つ他人と共感する傾向 (propensity) である。つまり、他人の欲求の傾き (inclination) や気持ちだが、どれほどわれわれ自身のものと異なっても、あるいは反対の場合でさえも、それらを伝達 (communication) によって受け取るという傾向である。(Hume [1739-40]1978, 316)

この引用箇所において示されているように、ヒュームは、他の人々の感情が自分自身の感情と異なっていた場合でも、他人のそれを共感によって知ることができると理解していた²²。ヒュームによれば、人々の感情は、顔つきや会話といった「外的なしるし」(external signs) に現れる。この「外的なしるし」を見ることによって、観察者の心にそれについての観念が生じ、それが印象へと転嫁されることによって、観察者へと伝わるという理解である (Hume [1739-40]1978, 317)。つまり、ヒュームは、ある「外的なしるし」が観察者にそれと対応する特定の観念を生じさせるという因果関係の存在を「共感」の前提としているのである²³。

²² 他人の感情に変化を生むようなヒュームの「共感」の概念の特徴については、James (2005, 113-8) を参照のこと。『人間本性論』における主張が理解を得られなかったため、ヒュームは主張をより簡明な記述にまとめ直して、『人間知性の研究』(*An Enquiry of Concerning Human Understanding*) と『道徳原理の研究』(*An Enquiry of Concerning the Principles of Morals*) を出版した。『人間本性論』からの変化については、Debes (2007a ; 2007b) を参照のこと。

²³ しかし、ヒュームは、「哀れみ」あるいは「同情」に対する「共感」の概念を説明する際に、“①

しかも、ヒュームの「共感」の概念は、単に他人の気持ちを看取するにとどまらない。ヒュームによれば、看取した他人の気持ちは、自らの理性や気持ちにのみ従うことを困難にするような影響を人々に及ぼし、結果として、人々の気質や考え方を類似させていく作用を持つというからである。

人のよい人間は、自分が仲間とたちまちのうちに同じ気分になってしまうのを見出す。気位が高く無愛想な人でさえ、まず間違いなく、近在の人や知り合い〔の気分や考え〕に染まってしまふ。〔他人の〕朗らかな顔つきや悲しそうな顔つきは、即座に私の気分をくじく。憎しみ、憤り、敬意、愛、勇気、陽気と憂鬱、これらすべてのパッションを私が感じるのは、私人の自然な気質と状態からよりも、〔他人の感情の〕伝達からのほうが多いのである。(Hume [1739-40]1978, 316-17;〔 〕は訳者。以下同様)

見られるように、国民、さらには仲間や知人といった良く知った人々に見られる社会的な類似性を形成するのは、「共感」なのである。ヒュームが「共感」の概念を説明する際に「類似性」に言及したのは、「共感」によって形成された類似性が「共感」を容易にし、促進するからに他ならない。

自然がすべての人間の間に関密な類似性を保持してきたこと、したがって、われわれが他人のうちに見て取るどんなパッションや原動力も、それにある程度似ているものをわれわれ自身の中に必ず見出すことができることは明白である。精神の組織についても、身体の組織についても事情は同じである。すべての多様な形態の中に、きわめて顕著な類似性が保たれている。そしてこの類似性が、他人の気持ちの中にわれわれを入り込ませ、われわれがその気持ちを容易に、しかもみずから進んで抱くようにさせるのに、非常に大きく寄与しているに違いない。(Hume [1739-40]1978, 317)

相手の置かれた状況、②その状況と対応した情念、③その状況と対応した情念の程度”という3点を考慮している。この意味では、ヒュームの「共感」概念は「情動感染」的とはいえ、「他人への関心」を欠いているとは言い切れない側面が残るであろう。

このようにヒュームは、身体の構成と同様に精神の原理も「すべての人間」に見られる類似性だと理解していた。だからこそ、多様な考えを持つ人々の間で「共感」の共有が可能になるのであった。ヒュームの「共感」の理解の基底には、身体と精神における緊密な類似性の存在がある。ヒュームは、それによってもたらされる「共感」が、社会的な類似性を形成し、それが「共感」の広がりをもっと容易にすると理解していたのである。だからヒュームの場合、人々の「共感」は「距離」に反比例すると理解されることになった。

他人の気持ちは、われわれから遠く離れた場合には、ほとんど影響しない。他人の気持ちは完全に伝わるようにするには、近接 (contiguity) の関係が必要となる。(Hume [1739-40]1978, 318)

引用箇所は、心理的な関係と物理的な距離の両方の意味で理解することができる。先の引用部で示された「われわれ自身と対象との間の関係」とは、心理的な結びつきの強さをあわすと考えられる。しかし、物理的に遠ければ、「外的なしるし」を観察することは不可能である。したがって、ヒュームの念頭には物理的な距離が支配的な要因としておかれていたのである。

『人間本性論』第2巻第11節で説明された「共感」の概念は、同第3巻「道徳について」の第3部「その他の徳と悪徳について」の第1節「自然な徳と悪徳の根源について」において、改めて確認される。

すべての人々の精神は似通った感じ方と働きを持っており、何人も、他の全ての人もある程度は持ち得るのとは別の感情 (affection) に動かされることはない。等しい仕方で巻き上げて張った弦で、一本の弦の動きが他の弦に伝わる、ちょうどそのように、感情は一人の人から他の人へと容易に移り、あらゆる人間のうちに対応する動きを生む。人の声や身振りに、私がパッションの結果を見てとるとき、私の精神は直ちにこれらの結果からその原因へと移り、パッションの観念を形成するが、この観念は非常に生き生きしているので、即座にパッションそのものに転化する。同様にして、何らかの情動の原因を私が見てとるとき、私の精神はその結果へと運ばれ、同

様の情動によって動かされる。過酷な部類の外科手術に私が居合わせたとしよう。それが始まる前でさえ、道具の準備、包帯が順序よく並べられ、鉄製の器具が熱してある様子、それに患者と〔手術に〕立ち会う人たちが示す、不安 (anxiety) と気遣い (concern) の標がすべて加わって、私の精神に大きな効果を及ぼし、最も強い憐み (pity) とおののき (terror) の心情を起こさせるであること、これは確実である。他の人のパッションが直接に現れることはない。われわれはパッションの原因や結果に気づくだけである。これらからわれわれはパッションを推論する。またしがたって、これらがわれわれの共感を生じさせるのである。(Hume [1739-40]1978, 575-76)

この引用箇所では、まず、先に見た第2巻における「外的なしるし」であるという結果を観察することによって生じる「共感」について、「等しい仕方で巻き上げて張った弦」の振動が他の弦に伝わる、というヒュームの物理学的な把握が示されている。次に、過酷な部類の外科手術に使用する道具や、そこに立ち会う人たちの不安や気遣いなど、手術を受ける人に生じる「おののき」の原因を見た場合には、「おののき」と「最も強い憐み」とを推論するというヒューム独自の理解も示されている。すなわち、ヒュームは、「共感」を観察者の推論、つまり経験と理性の働きとして把握し、それをあたかも弦の振動が伝わるという物理法則と同質のものとして理解しているのである²⁴。しかし、他人のパッションが観察者に「直接に現れることはない」というのであれば、他人に生じていると思われるパッションとは異なるパッションが観察者に生じる可能性が残ることは否定できない。ヒュームはこれを「比較の原理」によって説明する。

われわれは、他者のうちに観察する幸福や不幸の量の大小に応じて、自分自身の幸福と不幸を見積もり、その結果として苦ないし快を感じるに違いない、ということが帰結する。他人の不幸は、われわれに自分の幸福のより生き生きとした観念を与え、他人の幸福は、自分の不幸より生き生きとした観念を与える。それゆえ、前者は喜悦を生み出し、後者は不快を生み出すのである。(Hume [1739-40]1978, 375)

²⁴ ヒュームは「人間を感情と情念の動物」として理解していたし、理性主義の批判者であった(坂本2014, 95)。

要するに、他人の不幸を目の当たりにした時、観察者は「自分は何と幸福なのか」と考え、他人の不幸と比較することによって、自らの幸福をより生き生きと感じるというのである。そのようなことが全くないとは言い切れないが、このような場合はむしろ稀であろう。ヒュームは、他人の「苦」を見た場合でも、観察者に「快」が生じるという事実の存在に気づいていた。しかし、彼は「共感」の概念をニュートン的な物理法則のように単純な原理によって説明しようとした結果、他人の「苦」への「共感」によって「快」が生じることを十分に説明できなくなった、ということは確かである²⁵。

このように整理して間違いないとすれば、ヒュームは「共感」を、「外的なしるし」と観察者の観念との因果関係と身体と精神の「類似性」を前提することによって実現されるだけでなく、身体と精神の「類似性」と心理的・物理的な「近接性」によって、いっそう社会的に容易になると理解していたことになる。そしてヒュームによって把握された「共感」の概念は、ヒュームにとって「道徳的是認の源泉」であった。

それどころか、われわれの利益に何ら影響しないくらい遠く離れている場合でも、われわれは、やはり不正義に不快感を覚える。不正義は人間の社会に有害であり、不正義を犯す人物に接触するすべての人に危害を及ぼすと考えるからである。われわれはこの人たちの不快感を、共感によって分かち持つ。そして、人間の行為の性質で、一般的に見たときに、不快感を引き起こすすべてのものは「悪徳」と呼ばれ、同様の仕方で満足感を生み出すものは何であれ「徳」と呼ばれるのであるから、この理由によって、正義と不正義に道徳的善悪の感覚が伴うのである。さしあたり、この感覚は他の人の行為を注視することから引き出されるだけだが、われわれは、間違いなく、この感覚を自分自身の行為にまで広げて当てはめる。一般規則は、それが生ずるもとなつた事例の範囲を越えて適用される。同時に、われわれは、他の人々に自然に共感して、その人たちがわれわれについて抱くのと同じ心情を抱く。かくして、自己利益が正義を確立する根源的な動機である。しかし、公共的利益への共感が、その徳に伴う道徳的是認の源泉である。(Hume [1739-40]1978, 499-500)

²⁵ ヒュームのニュートン的思考について、詳しくは Schliesser (2008) を参照のこと。

ヒュームは、希少性の存在ゆえに人々が「慣習的同意」(convention)によって所有権の相互不可侵＝正義を確立すると理解していたが²⁶、人々は正義がもたらす公共的利益に共感するからこそ、それを是認すると主張したのである²⁷。

3. 情念論と道徳論の関連について

ヒュームは、『人間本性論』第2巻の冒頭で「原生的印象」と「二次的印象」の区別を明確に示した直後のパラグラフにおいて、「二次的印象」をさらに二つの基準で区別している。一つは、「穏当な calm」印象、あるいは「激しい violent」印象という基準である。「穏当な」印象とは「美醜の感」のことである。「激しい」印象とは、愛情、憎悪、悲嘆、歓喜、自負、自卑のことである。もう一つの基準は、「原生的印象」から「直接」的に生じる印象、あるいは「間接」的に生じる印象という基準である。「直接的情念」は、「善悪・快苦から直ちに生じる」ものである。欲望、嫌悪、歓喜、希望、恐怖、絶望、安堵などの情念がそれにあたる。「間接的情念」は、「同じ原理からではあるが他の性質との結合によって生じる」ものである。自負、自卑、野心、虚栄、愛情、憎悪、嫉妬、哀れみ、邪意、寛大、およびそれらに依存する情念がそれにあたる²⁸。

それゆえ「ヒュームは、道徳的な概念の意味を分析しているのではなく、道徳的承認ないし不承認を形作る情念の成立する因果的構造を解明しようとしている」(神野 1996, 111) わけであり、道徳的感情²⁹は一種の間接情念なのである。こうして、間接情念について論じられている情念論が、

²⁶ Hume [1739-40]1978, 484-501.

²⁷ 18世紀初頭、スコットランドはイングランドとの合邦に関連して政治制度と経済制度との関係が激しい議論的になっていた。Robertson が指摘したように、ヒュームとスミスにとって「政治的諸制度と経済発展の間の潜在的に矛盾した関係」の存在が、彼らを社会理論の構築へと駆り立てた動機の一つであろう (Robertson 1983, 137/訳 227-8)。

²⁸ ヒュームにおける情念の分類については、Fieser (1991) および McIntyre (2006) を参照のこと。

²⁹ 『人間本性論』において、ヒュームに道徳的感情 moral sentiment という言葉は見られない。ヒュームは、sentiments of virtue という言葉を使用している (Hume [1739-40]1978, 586)。このことと、「徳は判断されるというよりも、むしろ感じられるのである。この感じすなわち感情は、非常に穏当かつ穏和である。そのため我々は、互いに酷似するものをすべて同じとする通常の習慣に従って、それを観念と混同しがちである。」(Hume [1739-40]1978, 470) という一節から、ヒュームが徳を区別

道徳的感情について論じられている道徳論の基礎を提供することになるわけである（神野 1996, 110-111）³⁰。

ヒュームによると、徳と悪徳との区別は、「印象、言い換えると感情」（impression or sentiment）によってなされる。それゆえ、「徳性は、判断されるというよりもむしろ、より適切には、感じられる」ものなのである（Hume [1739-40]1978, 470）。したがってヒュームは、道徳的区別と感情との関係について、次のように言うことになる。

道徳的区別は苦と快のある種特有の心情にまったく依存する。そして、われわれ自身のうちにあるのであれ、他の人々のうちにあるのであれ、それを〔目の前に置いて〕眺めることや〔心の中で〕反省することでわれわれに満足を与える精神の性質は、いかなるものであれ、当然徳である。同様に、このような本性のもので、不快感を与えるものは、すべて悪徳なのである。（Hume [1739-40]1978, 574-575）

この引用からも、道徳感印象の一種であるということは明らかである。では、道徳感情は、どの印象に当てはまるであろうか。ヒュームは、徳と愛情・自負を産み出す力が等しく、悪徳と自卑・憎悪を産み出す力が等しいことを次のように説明する。

われわれ自身のうちにあるのであれ、他の人々のうちにあるのであれ、快を与える性質はすべて、常に自負や愛情を引き起こし、同様に、不快感を生み出すものはすべて卑下や憎しみを起こさせる。したがってこれら二つの項目は、われわれの精神に関する限り同等と考えられる。

〔二つの項目とは〕徳と愛や誇りを生み出す力、悪徳と卑下や憎しみを生み出す力である。それゆえ、あらゆる場合に、われわれは〔それぞれの組の〕一方を、もう一方によって判断しな

する感情を前提していることは明らかであろう。

³⁰ Árdal, Mercer も神野と同じく道徳的感情を一種の間接的情念と理解する（Árdal 1966, 109-116; Mercer 1972, 45-52）。それに対して、新村は間接的情念を「道徳〔的〕感情（是認または否認の感情）の存在を前提としてそこから必然的に生ずる感情」と考え、「両者は区別されるべきである」と主張する（新村 1994, 138）。

なければならない。そして、愛情や自負を引き起こす精神の性質は何であれ徳であり、憎しみや卑下を引き起こすものは何であれ悪徳と判断してよい。(Hume [1739-40]1978, 575)

つまり、第2巻において論じた間接情念すなわち自負・自卑・愛情・憎悪を生み出す快・不快は、徳においてもその起源であると理解されているのである。ヒュームによると、快・不快から間接情念が生じるか徳が生じるかは、対象を考察する観察者の観点に依存する。

ある性格は、我々の個別的利害に関係なく一般的に考察された時にのみ、それを道徳的に善あるいは悪と命名するような感じまたは感情を引き起こすのである。(Hume [1739-40]1978, 471)

要するに、観察者が対象を自らの個別的利害という観点から考察する場合には、快・不快から間接情念が生じる。観察者が対象を一般的な観点から考察する場合には、快・不快から徳が生じるわけである。

ところで、自負と自卑、愛情と憎悪は情念の中でも激しいもの、すなわち激情とも言うべき種類の情念に分類される。しかし、『人間本性論』第3巻におけるヒュームの主張によれば、道德感情は「極めて穏当かつ温和である」(Hume [1739-40]1978, 470)。そして第2巻第1部の冒頭における印象の区分によると、ヒュームは穏当な情念 *calm passion* を「美醜の感」と規定していた。穏当な情念すなわち「美醜の感」は、「評価にかかわるもの、すなわち一種の是認と否認に関わるもの」であるから、道德感情は穏当な間接情念の一種ということになる(神野 1996, 77-88; 116-117)。

要するに、第2巻の情念論は、第3巻で論じられる徳を情念のレベルで基礎づけていると理解できるのである。第2巻と第3巻との関連を考察する場合には、第2巻の議論が第3巻の議論の基底を貫いているという事実を忘れてはならないのである。

4. 正義と政府

ヒュームは、元来の自然環境においては、①人間を取り巻く自然環境と諸個人の能力とが、人間の「欲望と必要」を満たすには十分でなく、②必需品を独立して生産・獲得する諸個人の能力は非常に低い、と考えていた。生産性は各人が協力し分業することによって飛躍的に向上し、ヒュームが自然環境に内在すると理解していた財の希少性が解消されていく。所有権の保証は、生産性を向上させるための労働意欲を削がないために必須である。それゆえ、ヒュームは社会秩序を守る正義を、人類存続にとって最も重要なものと理解したわけである。そして、ヒュームは、人々が上に述べたような利益に気づくことを通じて、結果的に「習慣的合意 convention」が形成されると主張する。正義は、「習慣的合意」にその根拠を持つというのである³¹。

他人の保有物に手を出さないことに関するこの習慣的合意が結ばれ、各人が保有物の固定を得た後、直ちに正義と不正義の観念が生じ、また同様に所有、権利、責務の観念が生じるのである。(Hume [1739-40] 1978, 490)

正義は、相互にとって有益であることに気づいた社会の全構成員が「案出」したものであるから、それは人為的徳であるとヒュームは主張する。

正義がなければ、社会は直ちに消滅するに違いない。というのは、各人はあの未開で孤独な状態へ陥るに違いないからである。それゆえ、ある人による単独の正義の行いの帰結がどうであろうとも、全社会が協力するあらゆる行動に関する秩序は、社会の全体にとっても、どの部分にとっても、無限に有利であることを観察する経験を人々が持ってしまえば、ほどなく所有と

³¹ ヒュームも注意を促しているように、「習慣的合意」とは「約定」(promise)ではなく、「単に、ある共通利害の一般的な感覚(a general sense of common interest)にすぎない」という点に留意されたい(Hume [1739-40]1978, 490)。

正義とは生まれる。社会のあらゆる構成員は、この利益を感じるのである。(Hume [1739-40]1978, 497-498)

正義は社会秩序を守るために必要不可欠であって、社会の瓦解を防ぐという点で各人にとって有益である。このようなヒュームの主張の根拠は、主として2つである。第一は、人間を取り巻く自然環境と諸個人の能力とが、人間の「欲望と必要」を満たすには不十分であること。第二は、人々にとって、心に生き活きと浮かぶ眼前の個人的利益の観念の誘惑に逆らうことは難しく、そのため個人は近視眼的に自己利益を追求しがちだからである (Hume [1739-40] 1978, 534-535)。このような狭隘さは、人間本性ゆえに矯正不可能である、とヒュームは理解していた。それゆえヒュームは、正義を強制する主体として政府の必要性を主張するわけである。

正義を執行することと正義が何かを決めること (the *execution and decision of justice*) との、これら二つの利点によって、人々は、たがいの、そして自分自身の、弱さと情念に対する保障を手に入れ、自分たちの統治者の保護のもとで社会と相互援助の恩恵を安心して味わうようになり始める。しかし、統治はしばしば、人々を強いてそのような合意を行わせ、ある共通の目的にむけて協同することによって自分自身の利益 (advantage) を追求するように強制するのである。(Hume [1739-40] 1978, 538)

政府は、「正義を執行することと正義が何かを決めること」によって³² (Hume [1739-40] 1978, 538)、実際に正義の法を強制するだけでなく、人々を指揮する存在として捉えられている点に注意する必要がある。要するにヒュームは、人間は飽くなき私的利益の追求をもとめる情念にあがない難く、それゆえ政府による正義の強制と指揮なしには社会秩序を維持することはできない、と主張していることになるからである。

だが、ここで留意しなければならない点は、個人による「単独の正義の行いの帰結」は常に社会

³² 情念の観点から統治に迫る研究として、Harris (2014) は示唆に富む。

全体にとって有益であるとは限らないということである。「貧しい者」から何らかのものを取り上げ「富める者」に与えることは一般的には、人間に生来備わる自然的徳である「仁愛」に値しない。ヒュームは、「富める者」から何らかのものを取り上げて「貧しい者」へ与えることのほうが、一般的にはむしろ「博愛」と見なされるであろう、というからである³³ (Hume [1739-40] 1978, 579)。

苦しんでいる人たちを私が助けるときは、私の自然な仁愛が私の動機であり、私の援助の及ぶ範囲が広がれば、ちょうどそれだけ私は私の仲間達の幸福を増進したことになる。しかし、正義を司る法定に持ち出される問題をすべて検討してみるなら、一つ一つの事件を別々に考察した場合、正義の法に反する決定を下す方が仁愛を示すことになる場合が、正義の法に適合した決定を下すのが仁愛を示すことになる場合と同じくらいしばしばあるのを、われわれは見出すであろう。(Hume [1739-40] 1978, 579)

自然的徳はつねに「仲間達の幸福を増進」するが、人為的徳すなわち正義に則った行為は必ずしも相手の幸福を増進させるとは限らない。重要なのは、正義の実践によって形成される秩序が社会に利益をもたらすことである、とヒュームは強調する。

正義の個々の行いすべてが社会に有益なのではなく、有益なのは、(法と正義の) 仕組みないし体系の全体である。(Hume [1739-40] 1978, 579)

ヒュームは、『人間本性論』第1巻において、まず知性のシステムとして観念連合を提示した。次に、第2巻において、情念のシステムとして印象の連合を提示した。ヒュームは、第2巻において、観念連合を印象の連合へと適用することによって、印象が生じるプロセスを観念連合で基礎付けた。言い換えると、観念連合で情念が生じるプロセスを基礎づけた。したがって、この段階では、「共

³³ とはいえ、この例では「裁判官」が「貧しい者」から何を取り上げるのかは明示されていない。ヒュームにおける一般法と市民政府の関連については、McAuliffe (2007, 57-81) を参照のこと。

感」する主体と「共感」される対象は、個人的側面に力点が置かれることとなる³⁴。

そしてヒュームは、第3巻において、第2巻までに示された情念と徳とを関連づけた。ヒュームの意図は、公共的利益の擁護・促進を人間本性によって基礎づけることである。したがって、公共的利益と私的利益という2つの観点が「共感」の基準になり、そこでは当然、「共感」される行為主体は、単なる個人ではなく、社会の構成員としての側面に力点が置かれることとなる。しかし、公共的利益は概して私的利益になるに留まらず、その促進のために資するのが普通である。このようにヒュームは理解したわけである³⁵。

³⁴ ヒュームの想定する人間は「限られた寛容さを除けば主として利己的」な存在である。人間が「習慣に参加することに対する最初の動因は、利己心」であるとヒュームは考えている、と Raphael (1972-73, 90-91) は主張する。そうだとすると、直接的には個々人の私益に反する場合、その諸個人はいかに道徳的是認に到達する、とヒュームは理解していたのであろうか。この問いに対するヒュームの解答を、Raphael (1972-73, 91) は次のように説明する。「全体としての諸原則の秩序は一般的に社会に対して有益」であることを知ることによって、「公益に対する共感は、道徳的是認を増大させる」のである、と。それゆえ、ヒュームが想定する人間は、単に利己的であるだけでなく、行為の社会的帰結すなわち将来的な公共的利益を重視することになるわけである。

³⁵ 『人間本性論』全巻を貫く主題について、詳しくは Baier (1991) および 壽里 (2000) を参照のこと。

第2章 スミスにおける共感概念と正義

スミスとヒュームの親密な関係は、伝記的な研究のなかだけでなく、E.モスナーとI.ロスの編による『アダム・スミス・書簡集』に収録された手紙から明らかどころだが、道徳哲学そのものについても、スミス自身が『道徳感情論』第七部（初版では第六部）第三編の「是認の原動力をめぐって形成されて来たさまざまな体系」、つまり「自己愛、理性および感情」から説明する体系のうち、ハチスンとヒュームによって展開された是認の原動力を感情におく第三の体系の中に、自らの体系を位置づけていたことから確認できる。次のように主張していたからである。

「我々の道徳感情の起源を、共感——私が確立しようと試みたものとは異なる——から説明しようと試みる、もう一つの体系がある。それは、徳を効用にあるとするだけでなく、観察者があらゆる資質の効用を評価する際に抱く快楽を、効用によって心を動かされる人々の幸福に対する共感から説明する体系である。」(TMS. VII. iii. 3. 17)

このようなスミスによる「効用」を尺度にして構築されたヒュームの道徳哲学体系に対する批判の詳細については、すでに高(2015)の考察がある。しかし、さらに注目に値する事実、ヒュームとスミスとでは、同じく「共感」といっても、その内容やメカニズムの理解が、大枠では一致しているとはいえ、上の引用から明らかのように少し異なっていたということである。

この点に注目すると、『道徳感情論』初版の出版後、スミスは「あらゆる種類の共感は必然的に快適である」という独自の主張に対して、「不快な共感」の存在との整合性についてヒュームから疑問を投げかけられていたという事実³⁶が、見逃し得ない意味を持ってくるように思われる。このヒュー

³⁶ 『道徳感情論』初版を読んだヒュームは、1759年7月28日付けのスミスに宛てた手紙のなかで、同時代人たちの反応についての朗報を知らせるとともに、理論的体系性つまり一貫性について以下のような疑問を書き送った。

ームからの疑問に対して、スマスは、第2版において脚注をつけて反論したのみであったが³⁷、『道徳感情論』初版の第3部第2編の修正内容についてギルバート・エリオットに意見を求めた1759年10月10日付の宛ての書簡のなかで、ヒュームを「完全に論破した」と断言していたからである。なぜ、スマスは該当部に増補や改訂を加えずに、脚注をつけるだけで「完全に論破した」と言い得たのかという問題が新たに浮上してくるからである³⁸。

聞くとところによれば、貴兄は反論を回避するために、増補と変更を行うように計画し、新版を準備しているということですね。私は、この機会に、いくらかでも説得力があるように見えるなら、貴方が考えている可能性がある変更・修正について提案してみようと思います。私の希望としては、あらゆる種類の共感とは必然的に快適なものであるということ、貴方がより詳細かつ十分に提供しておいて欲しかったのです。この点は貴方の体系のかなめであるというのに、20頁におけるその事柄に関する言及はぞんざいなものでしかありません。ところで、快適な共感とならんで、不快な共感があるように見えるのは確かでしょう。実際、共感的な情念は本源的な情念の反射的な印象であるから、それは元々の性質を分かちもつはずであって、元々が嫌なものであれば、それもまた嫌なものであるはずです。(Smith 1977, 43; 訳文は高 (2016) による)

『道徳感情論』が出版された後、その内容をめぐるスマスと同時代人たちとの手紙のやり取りなどについては、Ross 1995, 188-208/訳 201-222 が詳しい。

³⁷ (TMS. I. iii. 1. 9) には、第2版から次の脚注が付された。

是認というつねに快適な感情を共感にもとづいて説明する以上、私が不快な共感を認めることは、私の体系と両立しないという批判 [D. ヒュームからの批判] がなされている。私の反論は以下のとおりである。是認の感情の中には二つの注意すべき事柄、つまり第一に、観察者の共感的激情、第二に、観察者の中にある共感的激情と主たる当事者の中にある本来の激情との間の完全な一致を目撃することから生じる情動がある。この後者の——そこに是認の感情が厳密な意味で存在する——情動は、常に快適で、喜ばしいものである。もう一方、つまり観察者の共感的激情は、本来の激情が持つ性質次第で、快適なものでも不快なものでもありうるし、しかもそれは、本来の激情が持っていた特徴を失うことなく、常にある程度保持する。

³⁸ 『道徳感情論』初版の第3部第2編の修正内容について、スマスがギルバート・エリオットに意見を求めた1759年10月10日付の宛ての書簡には次のように書かれている。

・・・この部分について、貴兄のご意見をお知らせいただくと、まことに有り難く存じます。私がここで意図していることは、我々自身の行為に関する我々の判断は、誰か別の人間 some

本稿では、スミスのヒューム批判を手掛かりに、『道徳感情論』で構築・展開しようとした「体系」の基礎である「スミス独自の共感概念」の内容を明確にすることにしたい。スミスは、共感が社会をまとめ上げていく役割を担うという理解をヒュームから学んだとはいえ、同じく「共感」といっても、その内容やメカニズムの理解が少し異なっていて、スミスの特徴は「一体感」の醸成と「観察者」の役割を重視した点にある。要するに、観察される人間と観察する人間との間に生まれる一体感に注目したところにスミスの特徴があるわけである。

1. 共感と適合性

同書第1編「適合性という感覚について」の第1章「共感について」の議論は、次の一節から始

other being が抱く感情をつねに考慮している、という私の学説を確証することに留まらず、この事実があってもなお、本物の寛大さと意識的な徳は、あらゆる人々の非難に耐えて生き残りつつけうということ、この両方を確証するためのものであることがお分かりいただけると存じます。私が両方の点でどの程度のことを達成したと思われるか、これについて、ぜひともお知らせ下さいませんか。もし貴兄が十分納得できるとお考えにならなかった場合、もっと多くの新しい例証をもちいて、それをもっと平明なものにすることができるでしょう。さらに、マンドヴィルの体系について私が主張したことをお読みいただき、そのうえで、全体的に見て、私が徳を大衆の見解から十分独立したものにしていなかったかどうか、吟味していただくと幸甚です。

私は、他人の行為に関する我々の判断は、共感のなかに見いだすことができるということ、十分明瞭にしたと思っています。しかし、もし我々が、我々自身の行為を一つの行動規範で判断し、他人の行為をそれとは別の行動規範で判断するとすれば、それはとても奇妙なことだと思われるでしょう。

貴兄はまた、お送りした論説のなかに、D.ヒュームの異論に対する回答を見いだすでしょう。私は、彼の異論を完全に論破したと思っています。(Smith 1977, 48-57; 訳文は高 (2016) による)

まる。

いかに利己的であるように見えようと、人間本性のなかには、他人の運命に関心をもち、他人の幸福をかけがえのないようにするいくつかの推進力が含まれている。人間がそれから受け取るものは、それを眺めることによって得られる喜びの他に何も無い。(TMS. I. i. 1. 1)

スミスは「利己的」であると同時に、「他人の幸福」を眺めて喜びを感じるという人間本性が存在することに注目している。しかし、スミスは人間の利己的な側面の存在を否定したわけではなく、人間には「積極的で利己的な本性」と「他人の幸福」を眺めて喜ぶ本性とが共存していると、二重に把握している点を見逃してはならない³⁹。それゆえ、それぞれの本性はどのような役割を果たし、またそれらはどのように関連づけられているのか、ということが問題になる。スミスはこの問題を、「人がまず隣人の、次に自分自身の行為や特徴を、自然に判断する際の原因力を分析する」ことによって、体系的に答えようとしたのである⁴⁰。

スミスは、観察者に生じている感情は、他人に生じている感情に似ており、程度が劣っているはずだと理解していた。

われわれは、想像によって自分自身を彼の立場に置き、同じ拷問のすべてに耐えると思えば、それをまるで彼の身体であるかのように理解し、こうしてある程度まで彼と同じ人物になる。その後で、彼が感じていることについて一定の観念を形成し、程度こそ劣りはするが、多少とも彼が感じ取っているものに似た何かを感じさせるのである。(TMS. I. i. 1. 2)

³⁹ ヒュームも、人間を利己的であると同時に社会的である存在として把握していた (Forbes 1975, 105/訳 145; 坂本 2011, 62)。だが、ヒュームにおける社会性とは、希少性と個人の脆弱さによって、生存のために協働を必要とし、また共存してゆくためには互いの所有権を犯さないという自然権に関するものであることに注意しなければならない。

⁴⁰ 『道徳感情論』には、第4版から副題「人間がまず隣人の、次に自分自身の行為や特徴を、自然に判断する際の原因力を分析するための論考」が追加された。

この引用部において明らかなように、スミスの「共感」は観察者が積極的に想像力を働かせるという意味において心理学的であり、能動的であるといえよう。このような「共感」の概念は、相手と似た感情を感じるだけでなく、それは自分自身にも身体的影響を引きおこすものである⁴¹。

他人の手足に一撃が加えられ、まさにそうなろうとしているのを見ると、われわれは、思わず自分自身の手足を縮め、引っ込めてしまう。そして実際に武器が振り下ろされると、ある程度それを感じ取り、被害者と同じように痛めつけられてしまう。緩く張り渡したロープの上でなされる演技を見物している間、演技者の所作に注視するだけでなく、自分が演技する立場であれば感じるに違い内ことを体感するため、観衆は自然に身をよじったり曲げたりして、自分の身体のバランスを保とうとする。傷つきやすい正確であるばかりか、身体の作りも脆弱な人物は、通りすがりの物乞いが腫れ物や潰瘍を人目にさらすのを目にすると、自分の身体と同じ部位が痒かったり不快感を味わったりする、とこぼしやすくなる。このように悲惨な人物の不幸を目の当たりにしたときに抱く戦慄は、身体のどこにもまして、まさに同じ部位に影響を及ぼす。(TMS. I. i. 1. 6)

引用部で示されているように、観察者は想像力を働かせ、相手の立場に立ち、「彼〔相手〕が感じているものを思い浮かべ」るのであり、スミスはこれを観察する主体の側において生じる「一体感」の源泉であると理解したのである。

スミスは、第2章「相互の共感をもつ喜びについて」の冒頭部においても、重要な人間本性について指摘している。

だが、共感の原因がなんであろうと、またいかに興奮に満ちたものであろうと、われわれをもっとも喜ばせるのは、われわれの心にあるあらゆる情動との一体感を他人のなかに見出すことであり、もっとも驚かせるのは、われわれが抱いている情動と真反対の態度である。(TMS. I. i. 2. 1)

⁴¹ ヒュームの共感に対するスミスの批判をめぐる諸研究については、田中（1997a, 91-6）を参照願いたい。

もちろんこのような人間本性の特徴は、スミスだけでなく「自己愛の多少の精緻化を通じて人間の感情をそこから残らず演繹しようとする人々」によっても重視されていた。スミスによれば、彼らは、一体感を感じるかどうか「快楽と苦痛」の原因であると説明し、それらを自己愛 (self-love) あるいは利己心に根拠づけていたからである (TMS. I. i. 2. 1)。しかもスミスはこのような議論に対して、「そのような利己的な要件から両方を演繹しうるはずがない」という痛烈な批判を投げかけていた。

では、なぜ一体感を感じることでそれ自体が常に人々を喜ばせるのであろうか。とりわけ、苦悩や悲哀といった本来人間にとって不快な感情に対する共感から、なぜ喜びが生じるのか。スミスこう答えるのである。

不運な人々は、悲哀の原因を受け止めてくれる人物を見つけたとき、どのように慰められるのだろうか？彼の共感を得ることができれば、彼らは苦悩の一部を軽減されると思うのであって、彼がそれを彼らと共有すると言っても間違いではないだろう。受けとめた人物は、彼らを感じるのと同じ種類の悲哀を感じるだけでなく、その一部がまるで自分自身に降りかかったもののように感じるのであって、彼がそのように感じるということが、彼らに覆いかぶさる重圧を軽減するように思われる。(TMS. I. i. 2. 4)

悲哀を感じている者は、観察者に分かってもらえたという喜びが生じるし、観察者の側では悲哀に対する共感をもたらす悲哀を上回るほど、「共感」の成立そのものがもたらす「一体感」の喜びが生じることになる。このように理解して間違いないとすれば、スミスは、喜び・愛などの人間にとって快適なパッションであれ、悲嘆・悲哀・怒りなどの不快なパッションであれ、一体感を感じることでそれ自体に、共感する者も共感される者も相互に喜びを感じると考えたのである。この点こそ、まさにヒュームの理解には含まれていない点であった。

スミスは、「観察者の共感的パッション」と「観察者のなかにある共感的パッションと主たる当事者のなかにある本来のパッションとの間の完全な一致を目撃することから生じる情動」を区別した。これによって、他人の「苦」への「共感」によってなぜ「快」が生じるのかというヒュームが「比

較の原理」によって説明しようとした問題を解決したのである。と同時に、「本来のパッション」が「快適なものでも不快なものでもありうる」ならば、「不快なパッション」の共感と是認とが存在するはずであり、自身の独自性はそこにある、とスミスは言っているわけである。

スミスは、観察者が他者から感じ取る感情は喜びばかりではないが、それによって一体感を感じること自体は、感じ取る感情が如何なるものであれ、つねに観察者にとって喜びの感情を生み出すと把握したのである。そうである以上、当然、人間には他人にパッションを伝えたいという欲求と他人のパッションを理解したいという欲求とが存在するはずである。前者について、スミスは「相互に共感する喜びについて」の議論で次のように述べている。

したがって確認できることは、われわれが友人にことさら伝えたいと願うのは、好ましいパッションよりもむしろ好ましくないパッションであること、後者に対する彼らの共感に前者に対する彼らの共感からよりも多くの満足を引き出すということ、そして、友人の共感が得られなければさらにひどい衝動を受けるということ、以上の点である。(TMS. I. i. 2. 3)

自らが苦痛を感じるパッションは、他者の共感によって軽減される。したがって、人々は、とりわけそれを他者に伝えたいと願うというのである。スミスは、人々には相手にパッションを「伝えたい」という「積極的で利己的な本性」が存在するだけでなく、他者との感情の一致、すなわち一体感そのものの喜びを感じ取る存在である、と理解していたわけである。要するにスミスは、生まれつき他人に共感したいと願う、また他人から共感からされたいと願う存在として、人間本性を把握していたのである。

2. 適合性と是認

生来人間が求める「共感」を、スミスは他人の感情が適合的であるかどうか、つまり適合性を判断するための基礎として理解していた。そのためには、「事情を十分に理解した」観察者を想定し、共感において「パッションをかき立てる原因」の究明が不可欠な作業になる。

関心の的である人物独自のパッションが観察者の共感的な情動と完全に一致していれば、観察者には、それが正当かつ適切であり、必然的に彼らの観察対象にふさわしいもののように見える。逆に、事情を十分に理解したうえで、感じているものとそのようなパッションが一致しないとわかれば、観察者にとってそれは必然的に不正で不適切なもの、つまりパッションをかき立てる原因として不相応なものに見えてくる。したがって、他者のパッションを、対象に対してふさわしいものと認めることは、それに対して全面的に共感するということに等しく、そう認めないということは、それに対してまったく共感しないと言うのと同じことになる。(TMS. I. i. 3. 1)

ここで示されているように、「関心の的である人物独自のパッション」と「観察者の共感的な情動」が「完全に一致」するかどうかによって、「関心の的である人物独自のパッション」とそれをかき立てた原因との適合性が判断される。肝要なのは、感情の一致の程度によって判断されるとスミスが主張している点である。したがって、スミスの適合性と是認の議論には、観察者と観察対象者の感情が「完全に一致」する場合と「一致しない」場合だけでなく、その中間すなわち「ある程度」一致するという場合が含まれているのである。観察者が観察対象者になぜパッションが生じたのかという事情を知らなければ、観察者は観察対象者のパッションと完全に一致する共感的パッションを抱きえないであろう。つまり、「事情を十分に理解した」観察者によって、行為の原因としてのパッションの適合性の有無がまず判断されるのである。共感が是認の基礎であるというスミスの理解は、ヒュームと同じである。だが、スミスは次のようにも述べている。

実際、共感や感情の一致が存在しないのに、われわれが是認しているように見えることがあるが、その場合、是認の感情は、両方が一致しているという感覚とは異なったものに思われるだろう。しかし、注意すれば、このような場合でも、究極的にはこの種の共感や感情の一致が基礎にあると確信できよう。(TMS. I. i. 3. 3)

重要なことは、「共感や感情の一致が基礎」であるが、「共感や感情の一致が存在しないのに、われわれが是認しているように見えることがある」という事実をスミスが考慮していることである。ヒュームの場合、道徳的是認の基礎は公共的利益への共感であった⁴²。したがって、共感するが是認しないという組み合わせは考慮されない。だが、スミスにおいては、共感するか否かは観察者が共感的感情を抱くかどうかの問題となるため、共感や感情の一致が存在しなくとも是認する場合や、逆に、共感や感情の一致が存在したとしても是認しない場合が考慮されているのである。言い換えれば、スミスは共感することと是認することを区別しているのである。

ヒュームは、行為の結果が是認において問題となると理解したが、スミスは感情や心的傾向は、「それを引き起こす原因ないしそれを発生させる動機」と「その目的あるいはそれが引き起こしがちな結果」の「二つの側面」に即して考察することができる、と考えた (TMS. I. i. 3. 5)。言いかえると、第一の観点によって感情や心的傾向の「適合性」の有無が決まり、その結果としての行為の「功績と欠陥」が第二の観点によって決まる、とスミスは捉えていたのである。第二の観点については後述するので、まずは第一の観点に関するスミスの主張を確認しよう。

「適合性」は、第一の観点から次のように考察され、その有無が決まる。

適合性や不適合性、つまり行為の結果的な上品さや下品さは、行為における心的傾向が、その原因や対象に対して有すると思われる釣り合いや不釣り合い、つまり、それに適しているか不適であるか次第で決まる。(TMS. I. i. 3. 6)

しかし、既述のように観察者がいかに事情に精通していようと、観察者に生じるパッションは当事者に比べて程度が劣るはずである。

人間は生まれつき共感的であるが、他人の身に生じた事柄について、主たる関心の対象になっている人物を自然に駆り立てているような強い激情を抱く事は決してない。(TMS. I. i. 4. 7)

⁴² Hume [1739-40]1978, 495 を参照のこと。

これは裏を返せば、当事者に生じるパッションは観察者よりも激しいこと意味する。したがって、スミスは「当事者の感情を思いやる観察者の努力」と「観察者が自分自身の情動に同調できるようにしようとする当事者の努力」とが、共感が十分に成立するために不可欠であると考えたのである（TMS. I. i. 5. 1）。当事者には、「偏見をもたないすべての人々」が残らずくみ取れる程度にまで、パッションの表示を抑制することが求められる。だから、共感によって感情が伝わると理解したヒュームの場合に、共感と是認の関係は機械的に把握されたのに対して、スミスの場合、その関係は観察される側の主体的・自発的な努力＝自製の有無や程度によって、より複雑なものとして把握される。これは、スミスが、①共感的感情が生じるかどうか、②観察対象を承認するかどうかに焦点を当てたためである。

3. 是認や否認の対象としての人間的特質

既に指摘しておいたように、スミスにおいて「共感」によって判断されるのは「適合性」だけではない。

適合性や不適合性、上品さや下品さという点でそれぞれ明確に異なり、人間の振る舞いや行為に特有なものを見なされていて、しかも独立した種類の是認や否認の対象になるもう一組の人間的特質がある。すなわち、功績と欠陥、報償に値する人間的特質と処罰に値する人間的特質がそれである。（TMS. II. i. intro. 1）

すでに見たように、スミスは、心的傾向の適合性は、「第一に、それを引き起こす原因ないしそれを発生させる動機」から考察されると考えていた。それによって、心的傾向の結果としての行為の適合性も決まる。しかし、行為は、さらに「その目的あるいはそれが引き起こしがちな結果」の観点から、その「功績と欠陥」つまりその長所と短所とがそれぞれ次のように判断されることになる。

それを引き起こす原因や対象との関係で見た心的傾向の適合性や不適合性、釣り合いや不釣り

合いの程度次第で、結果としての行為の適合性や不適合性、つまり上品さや下品さが決まるし、さらに、心的傾向がもたらしがちであったり生み出したりする効果が有益であるか有害であるか次第で、結果としての行為の功績と欠陥、つまり十分に報いられるかひどい処罰をされるかが決まる。(TMS. II. i. intro. 2)

こうした行為の原因とその結果とを道徳的判断において明確に区別するという観点は、ヒュームには見られないスミス独自のものである。功績や欠陥は、行為の動機や「心的傾向の適合性や不適合性」に対する共感と、その行為が引き起こす謝意や憤りに対する共感とが合わさった「複合的な感情」である。つまり、行為者に対する共感と、その行為に対して謝意（あるいは憤り）を抱く人物に対する共感とを抱く第三者が存在することになる。ある行為が処罰に値するか報償に値するかは、観察者の「直接的共感」と「間接的共感」によって決まるわけである。

恩恵を施す人物の動機を我々があらかじめ是認する場合を除き、恩恵を受ける人物が抱く謝意を、我々が余すところなくくみ取ることなどできるはずはないから、この理由のゆえに、功績という感覚は複合的な感情であって、異なった二つの情動——行為者の感情に対する直接的共感と、彼の行為から恩恵を受け取る人物の謝意に対する間接的共感——から構成されるように思われる。(TMS.II.i.5.2.)

まず第一に、ある行為が処罰に値する例から見てみよう。ある行為が他人に害を与え、受難者が憤慨しているとする。その行為が「公平な観察者」によって否認されると同時に受難者の憤慨は観察者によって是認されるならば、その行為には「欠陥」(demerit)があり処罰に値する。つまり、処罰が正当化されることを意味し、正義の根拠となる。もしその行為が観察者に是認された上で受難者の憤慨が否認されるならば、受難者の憤慨は不当な憤慨とみなされる。次に、ある行為が報償に値する例を見てみよう。ある行為が他人に利益をもたらす、受益者が感謝しているとする。その行為が観察者に是認されると同時に受益者の感謝は観察者によって是認されるならば、その行為には「功績」(merit)があり報償に値する。

つまり、「直接的共感」は行為者の行為の「動機」に対してなされ、「間接的共感」は受難者（受益者）の憤慨（感謝）に対してなされるのである。行為の「結果」は、受難者（受益者）という被行為者に生じる憤慨（感謝）の「動機」である。それゆえ、「間接的共感」は被行為者の「動機」への共感は、行為者の行為の「結果」への共感を意味する⁴³。したがって、「間接的共感」は、「行為の結果」を直接評価する「共感」ではない。窺われるように、「間接的共感」は第1編でスミスが論じた「共感」と同様に感情の動機およびその感情が生じた境遇に基礎付けられている。スミスは「間接的共感」という概念を用いて、つまり「行為の結果」について判断し、行為の動機が間接的に評価されると主張するのである。

このスミスの説明は、行為の道徳的評価がなされる状況に関する鋭い考察により支えられている。感情に対する道徳的評価がなされる状況を単純化すると、何らかの感情を抱いている人と観察者の2者関係になる。他方、行為に対する道徳的評価がなされる最も単純な状況は、行為者、受難者および観察者の3者関係である（Campbell 1971, 134-9; Raphael 2007, 31/訳 34）。

ヒュームは、社会の構成員が正義を形成する動機を私的所有という私的利益の確保に見ていた。言い換えれば、ヒュームの正義論は「権利の問題」に焦点を当てたものであったわけである。だが、スミス自身の議論は、あくまでも「事実の問題」絞り込まれているということ、第2部第1編第5章の最後に付した長い脚註の中で、注意を促していた。スミスが検討している問題は、「人間のよような意志薄弱で不完全な被造物は、いかなる原理にもとづいて、実際、現実的にそれ[処罰]を是認するか」（TMS. II. i. 5. 10）なのである。スミスは、その「原理」こそ、人々の「共感」に基づいて判断される適合性と功績および欠陥、つまり個々の行為がもつ長所や短所についての判断であると考えたのである。そして、公共の利益との一致を重視したヒュームと違って、スミスは、これらは社会の繁栄と存続を「もっともうまく達成する不屈の努力を直接本能的に賞賛する才能」を基軸に据えて説明しようとした（TMS. II. i. 5. 10）。すなわち、私的利益という個人が追求するものとは別に、集団それ自体を繁栄させ存続させる「本源的で媒介なしの本能」が人間には備わっているとスミスは理解したのである。

⁴³ 行為の「結果」について、後に意味するところは、再度詳しく取り上げる。

スミスは、自然の創造主の目的を次のように言い換えてもいる。すなわち、「要するに自己保存、したがって、また種の増殖は、自然の女神があらゆる動物を育む際にもくろんだ偉大な目的なのである」と (II. i. 5. 10)。したがって、ここでいう「社会の繁栄と存続」とは、「要するに自己保存、したがってまた種の増殖」という意味で理解できる。つまり、ヒュームが所有権によって説明した問題を、スミスは「人間に生来備わる能力」の問題として捉え直したのである。

加えて、スミスは、「適合性の是認と、功績や恩恵の是認との間の違い」を区別することが重要であると強調している。適合性の是認においては、観察者と観察対象者の間で「まったく同じ仕方で心を動かされる」＝「完全な共感」だけでなく、両者の間で「感情が調和し一致していると認識」する＝「一体感」を感じるものが不可欠になる。だが、功績や恩恵つまり行為の結果に対する是認は、適合性の是認とは異なる。

恩恵を受けた人物が謝意を感じるか感じないかということが、恩恵を与えた人物の功績に対するわれわれの感情を変更させられないことは明白である。それゆえ、ここでは実際に感情の一致が求められたりすることはない。もし彼が感謝していれば、両者の感情は一致するというだけで十分であって、したがって、功績に関するわれわれの感覚は、関心の対象である人物が影響されるはずのない仕方でわれわれが影響される時に——他の事例をわれわれが理解する際に——われわれがよく抱く、一種の幻の共感にもとづいていることが多い。われわれが欠陥を否認することと、不適合性を否認することの間にも、同じような違いがある。(TMS. II. i. 5. 11)

つまり、行為の結果に対する共感とは、影響を与えられた人物との「感情の一致」が必ずしも必要ではなく、それゆえ「幻の共感」であっても十分なのである。つまり、スミスは、ヒュームが主張した道徳的是認の根拠、すなわち行為の結果＝公共的利益への共感とは「幻」である可能性をもつ、と批判していたことになる。

スミスは TMS 第1部において適合性＝行為の動機や原因に対する共感と是認について、第2部第1編において、功績や欠陥＝行為の結果に対する共感と是認について詳述した。要するにスミスは、第2部第1編、欠陥＝行為の結果に対する共感と是認の存在を示しながらも、それは行為の影

響を受けた人との「感情の一致」を必ずしも必要としないため、正義の根拠とはなりえないことを明確化したのである。行為の結果に対する共感を「幻の共感」と見抜く以上、スミスには、当然、行為の動機や原因を基礎としての「正義」の概念を捉え直す必要が出てくる。その作業が、TMS 第2部第2編「正義と善行について」以降の課題、つまり一般規則としての正義に焦点を当てた第三部「義務について」の課題になるわけである。

4. 一般規則としての正義

「適切な動機から遂行される有益な行為」は、「確実な謝意の対象であり、観察者の共感的謝意を引き起こす」という理由から「報奨」に値するように、「不適切な動機から遂行される有害な傾向をもつ行為」は、「確実な憤りの対象であり、観察者の共感的憤りを引き起こす」という理由から「処罰に値する」ことになる（TMS. II.ii.1.3）。

善行は、優しさが具体化したものである。人々は、他人から善行を「無理に力で引き出すことができない」だけでなく、「善行の不足」を理由に処罰されることもない。なぜなら、善行を行わないことが、他人に害を与えることにはならないからである。周囲が当然のこととして期待する善を実行しない場合、そのような人は周囲の「反感と否認」とを引き起こすことになる。善を実行しない人は、反感つまり「感情や振る舞いが不適合であったとき、自然に喚起される激情」の対象にはなりうるが、憤りつまり「誰か特定の人物に明らかな危害をもたらす行為だけけが現実呼び起こす激情」の対象にはなりえないのである（TMS. II.ii.1.3）。

憤りは、「防御のために、しかも防御のためにかぎって」人々に生来備わっている激情であって、「危害を撃退し、加えられた危害に報復する」ように人々を駆り立てる動機である（TMS. II.ii.1.4）。これに対して、正義は善行と異なり、「遵守することが我々自身の自由意志に委ねられていない」だけでなく、「力で強制される可能性がある」点に特徴がある。正義の侵犯つまり「否認されるのが自然であるような動機にもとづいて、実際に、他の特定の人物に明白な危害を及ぼすこと」は「不正」であり、それは人々が強く共感する憤りを引き起こすのから、「処罰の自然な対象」となるわけであ

る⁴⁴.

不正によって受けた損害に仕返しするための暴力に同調して、そのような暴力を是認するように、不法な行為の阻止や撃退のためだけでなく、犯罪者に隣人を傷つけさせないようにするための暴力に対して、人間ははるかに強く同調し、それを是認する (TMS .II.ii.1.5).

善行の不足は処罰に値せず、それを十分に実行することは報奨に値する。それに対して、正義の侵犯は処罰される可能性が高く、しかし正義を遵守したからといって報奨に値することはめったにな

⁴⁴ 処罰を「憤慨」によって正当化するスミスは、正義の「規則の発生の文脈に関しては一貫している」が、公共的利益によって処罰を正当化する場合、「ヒューム流の功利主義的な見解に接近」していると島内 (2005, 29) は主張する。

島内の解釈は、規範が形成される段階とそれが維持される段階とでは、「道徳的判断」の下され方に次のような相違があることを示している。すなわち、規範が形成される段階では、「道徳的判断」は「共感」によってなされるが、「道徳的判断」は、一般的規則が形成されるとそれにしたがって無反省的になされるようになる、というのがそれである。

本稿で取り上げることはできないが、『道徳感情論』には、規範が形成される段階とそれが維持される段階とが区別されているだけでなく、規則が維持される段階では、同時に規則の通用範囲の拡大・縮小という意味での展開が含意されている。規範の展開の段階について理解するためには、こうした議論が展開される『道徳感情論』第6版で新たに増補された第6部「徳の性格について」の検討が不可欠である。

『道徳感情論』第6部は3編で構成されており、スミスは1つの編につき1つの徳を論じている。第1編では「自分自身の幸福に関する慎慮」について、第2編では「他の人々の幸福に関する正義と思いやり」について、第3編では「それなしには徳が完成に到達しえない自制」について論じられている。第6部でとりわけ重要な点は、「共感」は誰に対しても一様に作用せず、観察者と相手の関係により共感の「程度」が異なり、さらに共感はおよぶ「範囲」に制限があるというスミスの指摘である。

い、とスミスはいう。正義にかなう行為は、適合性はあるが「実際に善の理想を積極的に遂行するものではないから、ごくわずかな感謝にしか値しない」からである。「否認されるのが自然であるような動機にもとづいて、実際に、他の特定の人物に明白な危害」を及ぼさなければ、それは正義を遵守していることになる。したがってスミスは、「正義とは消極的な美德」と主張するわけである。

隣人の身体、財産や名声の侵害を何とか自制している人物が達成した積極的な功績が、ごくわずかであることは間違いない。しかし彼は、特別に正義と呼ばれているものに含まれるすべての規則を満たしており、同等の人々が礼儀にかなう仕方では彼に遂行を強制したり、そうしないという理由で彼を処罰することができるような事柄なら、彼は残らず達成しているのである。多くの場合、我々はじっと座ったまま、何もせずに、正義の規則のすべてを満たすことができる。(TMS. II. ii. 1.9)

スミスは正義や正義の規則について論じるさいに、それ自体が具体的にどのようなものなのか明示することなく、「他者が我々に加える害悪に対する正当な憤り」という処罰を正当化する感情を喚起しなければ、それは正義の規則をみたすことになる、と主張しているだけである。そうだとすれば、人々が抱く「憤り」が正当かどうかもまた、適合性によって判断される以上、スミスは正義をあくまで道徳感情の問題として捉えていることになる。

善行と正義はともに道徳感情の問題であるが、両者には相違があるとスミスは把握していた。「善行の遂行」は「建物を飾る装飾品」であって、「推奨しておけば十分で、けっして押しつけるもの」ではないが、「正義は、壮大な建物全体を支える重要な柱」である、とスミスは主張するからである(TMS. II. ii. 3.4).

善行の遂行は、建物の基礎ではなく、建物を飾る装飾品であって、それゆえ、推奨しておけば十分であって、けっして押しつけるものではなかった。逆に、正義は、壮大な建物全体を支える重要な柱である。もしそれが取り除かれたら、人間社会の偉大でしかも巨大な基礎構造一

—それを建てて維持することが、この世では、そう言って良ければ、自然の女神の特別かつ最愛の心遣いであったと思われる基礎構造——は、瞬時にして微塵に砕け散るはずである。
(TMS.II.ii.3.4)

上記の引用箇所から、「壮大な建物」は「人間社会」の比喩表現であることがわかる。それゆえ、正義は社会全体を支える重要な柱であると主張されていることになる。『道徳感情論』第1部は、感情に対する道徳的評価がなされる状況、すなわち感情を抱いている人と観察者との2者関係における議論である。この議論を前提として、第2部では、行為者、受難者および観察者の3者の関係において行為に対する道徳的評価がなされる状況へと議論が展開している (Campbell 1971, 134-9; Raphael 2007, 31/訳 34)。

要するに、他人から道徳的判断を下されると、人は他人から自らがどう見えているかを考えるようになるから、想像力を駆使して、自分自身を他人の観点から眺めようと努力する。この努力によってのみ、人は自らの感情あるいは行為の適合性について判断することができる、とスミスはいう。

自身の行為を吟味しようと努力するとき、是認するものであろうと、非難するものであろうと、それに判決を下そうとすれば、私は明らかに、いつも自分自身を、あたかも二人の人物——審査官や審判者である一方の私は、その行為が調査されて裁定される人物である、もう一人の自分とは異なった人格を表す私である——に分ける。第一は観察者であって、私自身の行為について観察者が抱く感情を、私自身を彼の立場に置くことにより、さらに、彼独自の観点から見た場合、それが私にどう見えるかを考えることによって、私はくみ取ろうと努力する。第二は行為者、つまり、私が固有に自己とよぶ人物であって、その行為について、観察者という役割のもとに、私は何らかの判断を形成しようと努力し続けることになる。(TMS.III.1.6)

「審判者が評価される人物と同一である」ことは不可能だが、しかし、自らの人格とは異なる人格

を想像することによって、胸中の公平な観察者が形成されることになる⁴⁵ (TMS.III.1.6)。「道徳という一般的規則」は「我々の道徳的能力、つまり、功績と妥当性に関する我々の生来の感覚による是認や否認の経験に基づいて」形成されるが (TMS.III.4.8)、善行を他人に強制することができないように、徳を実践する行為の多くは、強制されるものではない。

ほとんどすべての徳に関する一般規則、つまり思慮深さ、慈悲心、度量の広さ、感謝の念、友情といったものの任務が何であるかを定める一般規則は、多くの点であいまいで、不正確で、多くの例外を認めており、きわめて多くの修正が必要な状態にあるため、それに対する配慮をつうじて我々の行為を完全に規制するのは、まず不可能に近い。(TMS. III.6.8)

だが、正義は行動規範であって、その侵犯は例外なく処罰されることになる。

⁴⁵ とはいえ、人が自らを利害関心のない観察者の視点で眺めることは困難である (TMS. III.4.5)。なぜならば、「自愛心」に引きずられ自らをひいき目で見えてしまいがちだからである。スミスは、これを「自己欺瞞」(self-delusion) と呼ぶ。スミスによれば、「自己欺瞞」という人の「致命的な欠点」は「道徳という一般的規則」によって「矯正」されることになる。

人は様々な他人の行為の観察を通していかなる行為が「道徳的諸能力」によって自然的に嫌悪され処罰に値するのか、あるいは、いかなる行為が自然的に好ましく感じられ報償に値するのかを知覚する。すると、人は自然的に嫌悪され処罰に値すると知覚される行為は避け、あるいは好意的に感じられ報償に値すると知覚される行為をしようと努めるようになる (TMS. III. 4. 7)。「道徳という一般的規則」は人間の「道徳的諸能力」によって規定されることになる。

「道徳という一般的規則」の確立は、「人類の一致した感情によってそれが普遍的に承認され」たことを意味するから (TMS. III. 4. 11)、人々に尊重されるのである。「…一度、道徳という一般的規則が成立すると、これらの規則は我々の道徳的評価を完全に支配するようになる」という Haakonssen (1981, 61/訳 102) は示唆に富むが、さらに次のことが考慮されるべきであろう。

人々の共感と既存の一般的規則とに齟齬が生じるようになった場合が、それである。その場合には2つのパターンが考えられる。第一は、人々の共感は得られないが、一度成立した一般的規則が行為規範であり続ける場合、第二は、共感によって新たな規範が形成され始める場合である。新たに形成された規範が普遍的に承認を得られるほどに一般化すれば、人々が共感しなくなった一般的規則にとって代わることになる。

要するにスミスは、既存の一般的規則が、人々の共感によって新たに形成されてゆく論理も提示しているわけである。

一般規則が求めるあらゆる外見上の行為を、もっとも正確に決定する徳が一つある。この徳が正義である。正義の規則は最高に厳密であって、規則それ自体をかなり厳密に確かめられるし、実際、それとまったく同じ行動規範であるから一般的に生じるようなものを除けば、まったく例外や修正を認める余地がない。(TMS. III. 6. 10)

要するにスミスは、『道徳感情論』において正義を道徳感情の一環として論じ、それは社会全体を支える重要な支柱すなわち行動規範を形成する人間的要素の一つであって、社会的な規定を受けながら発展し続けるという点を、明確化したのである。それゆえ、『道徳感情論』において正義の内容は、明確かつ具体的に定義されず、「社会を支える柱」としての「正義」の多面的な特徴が描き出される、という形で構成されているのである。そして、「正義の遵守を強制」し、違反した場合に処罰するのは誰かという分析そのものは、『国富論』第5編において議論されることになった。

第3章 ヒュームにおける自然法学的な租税公債論と政府の役割

『人間本性論』においてヒュームは、社会的利益は概して私的利益にもなることを明らかにし、社会的利益の擁護・促進を一貫して人間本性に基礎づけた。しかし、この人間本性ゆえに、人間は近視眼的に自己利益を追求しがちになるのであって、「富と所有財産」が増大していく社会段階では、統治組織が社会秩序の維持に不可欠になる。

『政治論集』においてヒュームは、『人間本性論』で定式化した文明社会の原理的な論理構成を念頭に置きながら、ブリテンの名誉革命後の現実に接近しようとしたように思われる。その際、「勤労」「奢侈と生産技術の洗練」「知識」「自由」を不可欠の環としながら、「文明社会」を構想した点に、ヒュームの特徴があった。文明社会では、「国家の偉大さと国民の幸福」が相互に促進されることになるはずだが、現実の「文明社会」では「富と所有財産」が増大していくがゆえに、堅固な統治組織による社会秩序の安定化が必要になる、とヒュームは主張した。「勢力均衡」政策の財源を過剰な公債によって賄い続けられれば、国民に多大な負担を強制することになり、「文明社会」の論理そのものを破壊することになりかねない。他方、財政再建と国内経済の発展にのみ注力し、国際秩序の安定化を疎かにすれば、統治組織そのものが破壊され、国民は他国に隷属することになる。

ヒュームは、『政治論集』に収められた論説のうち、とくに「商業について」と「奢侈について」とにおいて、社会秩序の安定化の問題を「国家の偉大さと国民の幸福」とを相互に増進する「文明社会」の論理と結びつけて捉え直し、「文明社会」における経済社会の発展と統治組織の円滑な働き・社会秩序の安定化とを相互促進的な関係にあると理解していたように思われる。更に言えば、「租税について」において明確に看取できるように、ヒュームは、「文明社会」の「一般的な成り行き」の促進によって統治組織に財政的基盤を与え、それによって堅持される統治組織が適切な政策を実行してこそ、社会秩序は安定化する、と理解していたように思われる。このように理解して間違いないとすれば、ヒュームが『政治論集』で租税・公債論を論じたのは、名誉革命後のブリテンの現実が『人間本性論』で解明した社会秩序構造を危機に晒していると捉えていたからではないであろうか。

ポーコックは、ヒュームのアメリカ独立問題の取り扱いを論じ、「哲学者」ではなく「時事評論家、歴史家、および政治理論家」としてのヒュームの態度をあぶり出そうとした。ポーコックが指摘するように、ヒュームは、ウォルポールによる王権の官職授与権を利用した議会における支持基盤の強化・拡大を図る手法を容認していた⁴⁶ (Hume [1777]1985, 42-53; Pocock 1985, 131-2/訳 246-8)。他方で、ウォルポールは国債によって投資家階級を支配していた。ウォルポールは、議会を掌握することで起債を容易にし、投資家階級を引受先とすることで彼らの支持を取り付け、政権を盤石のものとしていたからである。ポーコックの指摘は、ブリテンにおいて債務が累積する国内の政治的要因を浮き彫りにし、債務累積とブリテンにおける統治組織について、ヒュームがどのような構想や見通しをもっていたか、という問題に係わっているのである⁴⁷。

D. フォーブズは、トーリとウィッグ、コートとカントリという政治イデオロギーの変遷を跡付け、ヒュームの政治思想を通俗的ウィッグと懐疑的ウィッグの概念によって再構成した⁴⁸ (Forbes 1975)。フォーブズの研究は、ヒュームの政治哲学を、当時流布していた政治的イデオロギーを中心とする歴史的背景との関連で把握しようとした点に特徴がある (Forbes 1975, vii/訳 i)。とはいえ、フォーブズの主要な考察は、名誉革命からヒュームが亡くなる 1770 年代までのブリテンの政治的展開を背景としたものであり、当時の経済的諸問題に対するヒュームの経済学的思考ではない。田中は、コート・カントリ論争と絡めてヒュームの政策的批判に焦点をあて、その意図は、コートとカントリ

⁴⁶ ウォルポールの政策がヒュームの思想に与えた影響については、Elliott (1949) および Ross (2008) を参照願いたい。

⁴⁷ こうした国内政治問題と並んで国家債務が増大したもう一つの原因は、ヨーロッパにおける戦費を公債で賄ったことにある。ホントは、この歴史的事実を重視した。彼は、公債の累積と国家破産に対するヒュームの危惧を国際的な緊張関係の中で把握しようとしたのである。既述の3つの戦争において、ブリテンはヨーロッパにおける勢力均衡を保つために、フランスおよびスペインのブルボン王家と戦った。なぜなら、ブリテンはフランスが「世界君主」としてヨーロッパの覇権を握り、ヨーロッパの自由が脅かされることを恐れたからであった (Hont 2005, 333/訳 243-5)。ホントは、ポーコックの公債累積に対する国制論の立場からの指摘を評価しながらも、国家破産に対するヒュームの危惧が根本的には不安定な国際情勢に基づくことを明らかにしたわけである。「勢力均衡」に関するヒュームの議論は、イングランド・ウィッグ主義の対外政策に対する落胆を示している (Robertson 1993, 350)。

⁴⁸ 当時のウィッグとコートの関係に詳しい研究として、Browning (1982) がある。

あるいはウィッグとトーリというイデオロギーによってヒュームの思想を理解しようとすることの狭隘さを暴くことにあったように思われる。田中の研究は、ヒュームの政治哲学と経済論の統一的な解釈を提示したものであって、ヒュームの公債論が自分自身の「近代的生産力発展の論理」を前提としていることを看破し、それをブリテンの政体の「維持・発展を目的として公債政策の誤りを正そうとするもの」と指摘している（田中 1989, 82）。

坂本は、田中に代表されるヒュームの政治哲学と経済論を統一的に解釈する研究をいっそう押し進めた。坂本の研究の主眼は「ヒュームの文明社会像の究明」にあり（坂本 1995, 371）、『人間本性論』（*A Treatise of Human Nature*）と『道徳・政治論集』（*Essays, Moral and Political*）でその骨子が示されているヒューム独自の視角を明確に浮き彫りしようとしたものである。それゆえ、そこでは、名誉革命体制が確立し、ウォルポールが権力を掌握していた1742年までの党争に、主として焦点が当てられる。坂本の研究においては、『政治論集』は、『人間本性論』および『道徳・政治論集』を貫くヒュームの文明社会論的視角と関連づけられ、それらの論理的一貫性の論証が企図されている。要するに坂本は、田中が重視したヒュームの「近代的生産力発展の論理」を、「勤労・知識・人間性」の連鎖によって発展していく「文明社会」の論理＝「生活様式」の洗練化にあると明確に指摘したのである（坂本 1995）。

上に見た研究に代表されるように、先行研究では、1742年から1752年における党争はこれまで正面から取り上げられてこなかったが、恐らくその理由は次の点にあると思われる。第一に、財政悪化に代表される経済的諸問題は、1742年以降に顕在化したのではなく、上に述べた名誉革命以降の諸戦争に起因する継続的な問題であったこと。ヒュームの存命中にブリテンが関与した戦争に限っても、公債の累積額は、1752年以降も7年戦争（1756-63）とアメリカ独立戦争（1775-83）の戦費調達のためにいっそう増大したからである（田中 1971, 100-4）。第二に、1742年以降の党争は、ウォルポールとボーリングブルックの対立に特徴づけられる1742年以前と同様に、ウィッグ、トーリ、コート、カントリという政治的イデオロギーの対立が基調であったこと。もっとも、1742年以降の党争は、コート派ウィッグとカントリ派ウィッグを中心に展開され、何よりも、ウォルポール政権と違い不安定な政権運営が続いていたのではあるが。

それゆえ、本章では、『政治論集』初版が出版された1752年までのブリテンにおける党争と財政

状況に焦点をあて、『人間本性論』において、社会秩序を維持するうえで統治組織を重視した「哲学者」としてのヒュームが、なぜ、どのように、現実のブリテンを分析した論説のなかで国家破産について論じたのか再検討することにしたい⁴⁹。さらに、なぜヒュームが、『政治論集』において租税・公債論を論じなければならなかったかについて、『人間本性論』との関連で考察すれば、財政政策の側面から、ヒュームの経済社会認識の理論的・思想的特徴を明確にできるはずである。

1. 「文明社会」の枠組みと自然法学的な政府の役割

ヒュームは、処女作である『人間本性論』の第1巻において、印象から観念が生じる因果関係と、類似・接近・因果性による観念の推移すなわち観念連合を人間の「認識」の基礎として把握した。その上で、ヒュームは、第2巻において、他者との関係の中で諸個人に情念が生じるプロセスすなわち観念から印象が生じる因果関係を論じた。ヒュームは、観念連合という諸個人の内的な精神作用に関する第1巻の議論を、第2巻において、「共感」を介してなされる個人間での精神作用の議論に押し広げたといえよう⁵⁰。ヒュームは、第3巻において、個人間の情念の議論を社会の問題に拡

⁴⁹ ポーコックとホントは、ヒュームが危惧した公債累積による国家破産の問題に対して、「歴史家、時論家」としてのヒュームに即して接近した。その点では、この問題と『人間本性論』においてヒュームが強調した正義論との関係については、議論の後景に退いていると思われる。国家破産は、法の支配によって社会秩序を守る統治組織の崩壊を意味する。すなわち、この問題は「正義と統治」をめぐるヒュームの議論と密接に関係するのである。

この新しい重要な視角から、森は、すぐれてヒュームの原典に忠実に、国家破産の問題を改めて取り上げた(森 2010)。森は、国家破産を中心とした現実の諸問題のヒュームによる解明を、『人間本性論』などで明らかにされた「正義と統治」に関するヒュームの議論を基礎にして再解釈しようとした。森は、いわば「哲学者」ヒュームによって「歴史家」、「時論家」ヒュームを理解し直そうとしたのである。

この森の研究には学ぶべき点が多々あり、本論文も大いに学んでいるが、と同時に次のような問題が残されていないであろうか。つまり、「正義と統治」の原理を基にブリテンの現実を解明しようとしたヒュームは、何故そのようなことを企図したのかという問題である。さらに、この問題を遂行する過程でヒュームは、国家破産の可能性の問題を含めてどのような問題を発見し、この問題を「正義と統治」の原理に照らしてどのように解決しようとしたのかという点も俎上にのせられるべきであろう。

⁵⁰ 『人間本性論』における「共感」論については、川脇(2011)を参照願いたい。

張ることによって、「徳」の問題に接近した。ヒュームは、徳を人為的徳と自然的徳とに区別する。人為的徳とは、社会の全構成員が「案出」した徳である。具体的には、「正義」がそれにあたる。ヒュームによれば、社会は「正義」が守られなければ崩壊する (Hume [1739-40] 1978, 497-8)。

ヒュームは、①人間を取り巻く自然環境と諸個人の能力とが、人間の「欲望と必要」を満たすには十分でなく、②必需品を独立して生産・獲得する諸個人の能力は非常に低い、と考えた。各人が協力し、分業することによって、生産性は飛躍的に向上し、ヒュームが自然環境に内在すると理解した財の希少性の解消が果たされる。所有権の保証は、生産性を向上させるための労働意欲を削がないために必須である。それゆえ、ヒュームは、社会秩序を守る「正義」を人類存続にとって最も重要なものと理解したのである。ヒュームによると、上に述べたような利益に気づいた人々は、「習慣的合意 convention」に基づいて、互いに不可侵の規則すなわち「正義」を樹立する⁵¹。自然的徳は、人為的徳と同じように常に「同胞の幸福を増進」するが、それは自然的徳と見なされる行為の対象の「幸福」を増進するだけである。ヒュームは、第3巻第2部において社会秩序の論理構成を守る徳を提示し、その上で、第2部から第3部において社会の利益を促進する徳は何かという問題に向かって論を進める。したがって、第3巻で論じられる快苦は、一貫して社会的な効用の有無と結びつけられている。

正義の規則に従って行為すること＝人為的徳は、意識的かつ自覚的に実践される必要がある。だが、ヒュームによれば、人は眼前の個人的利益の観念は生き活きと心に浮かぶ。それゆえ、人はその誘惑に抗い難く、近視眼的に個人の利益を追求しがちである (Hume [1739-40] 1978, 534-5)。このような狭隘さは、人間本性ゆえに矯正不可能である。

『人間本性論』において、統治組織の成立は、「富と所有財産」の増加と関連づけられている。ヒュームは、初期の社会では人々が掠奪を企てようのないほど「財貨や生活上の快樂」に関して一様に貧しいと考えており、そのような社会では統治者あるいは統治組織は生じない (Hume [1739-40] 1978, 539)。「富と所有財産」の増加によって所有の不平等が生じると、略奪がなされるようになる。

⁵¹ ヒュームも注意を促しているように、「習慣的合意」とは「約定」(promise)ではなく、「単に、ある共通利害の一般的な感覚(a general sense of common interest)にすぎない」という点に留意されたい。cf. Hume [1739-40] 1978, 490.

略奪は、人間本性の狭隘さに根拠づけられるゆえに矯正不可能であるから、略奪よりも自己利益を増進するものがこれを抑制することになる。ヒュームは、人間を観念連合の原理によって生じる情念に対して抗い難い存在として把握したように思われる。それゆえ、ヒュームは、結果的にもたらされる社会秩序の利益よりも、より直接的に諸個人に関係する動機を示さなければならなかった。統治組織は、「処罰の執行と判決」によって (Hume [1739-40] 1978, 538)、実際に正義の法を強制するだけでなく、正義の法を遵守する直接的な利益によって諸個人を動機づけるという意味で、ヒュームの社会秩序論に必要不可欠なのである。

ヒュームは、『人間本性論』において社会的利益は概して私的利益にもなることを明らかにし、社会的利益の擁護・促進を一貫して人間本性に基礎づけた。この意味で、『人間本性論』で定式化されたのは、社会秩序の形成・維持を抽象化した一般理論である。こうした一般理論を、より具体的な場面、つまりブリテンの名誉革命後の現実を視野に収めながら具体化することが『政治論集』の主要な目的の一つであったように思われる。

ヒュームは、『政治論集』の始めの論説「商業について」において、「文明社会」の論理を改めて明確化した。ヒュームによれば、「国家の偉大さとその国民の幸福」の相互の増進と、「商業」とは不可分である。ヒュームは、国民を「農民」と「手工業者」として把握する。初期段階の社会では、「農業の諸技術が社会の最大部分を雇用する」からである (Hume 1752, 4-5)。ヒュームによれば、生産技術は「時の経過と経験」によって進歩するので、農産物の産出量は次第に増大し、容易に多くの人々に生活の糧を提供するようになる。そうになると、それまで農業に従事していた労働人口には余剰が生じる。彼らが奢侈品の生産に携われれば、農産物との交換すなわち商業が促進されるとともに、社会的には享樂が増大する。このようにして国民の幸福は増大していく。

ヒュームは、「国家の偉大さ」を軍事力にあると理解している。国家は、余分な人手を軍隊に雇うことによって、威力を拡大しようとする。他方で、国民は、「自らの安楽と便宜に役立つこと」に余分な人では用いられるべきだと要求するだろうから、「国家の偉大さとその国民の幸福」は対立してしまう (Hume 1752, 6)。ヒュームは、このような対立を以下のように回避する。

国内の奢侈品は、外国貿易によってもたらされる。人間は、見慣れた国産品を改良するよりも「目新しい外国商品を使いたいという誘惑の方が」強い。諸個人は、外国から輸入される奢侈品で自ら

の欲求を満足させることができ、国家は国民の生活必需品を確保したままで、国家危急の際に「国民の奉仕に転換しうる、より多数の労働者」を確保できる。さらに、「国内において過剰であって価格がつかないものを、土壌や気候がその商品 [の生産] に適さない外国へ輸出する」商業の「利益」は、外国貿易の進展とともに人々の知るところとなる (Hume 1752, 16)。そうになると、奢侈品を消費する「快樂」と商業の「利益」によって、人間の「繊細な感性」と「勤労」は目覚め、国内商業の改良が進む⁵²。

商業の発展は、ヒュームにおいて、統治組織による社会秩序の維持が大前提であった。ヒュームは、その必要経費を次のように賄うべきだという。「富が少数者に独占」されている場合、かれらが社会を維持する負担の多くを担わなければならない。しかし、「富が多数の人に分散」されていれば、「租税は誰の生活様式にもさほど目立った相違を生みださない」。また、「富が少数者に独占」されると、かれらが権力をも独占しかねない。そうなれば、かれらは社会を維持する「全負担」を大多数の貧民に押しつけようとするだろう。こうした抑圧は大多数の貧民の労働意欲を削いでしまう。だが、労働者と職人が、「豊かな生活様式に慣れて」いれば、「租税の全負担を彼らに担わせることはたやすい」というわけである⁵³ (Hume 1752, 18-9)。

統治組織が社会秩序を維持する上で必要とする経費は、経済社会の発展を阻害しないかたちで社会の全構成員によって賄われることが望ましく、そのためには生産技術 art の洗練を軸とする「生活様式」が、彼らの生活必需品が確保された上で、各人が租税を負担できる程度にまで洗練されなければならない⁵⁴。ヒュームは、このように理解したように思われる。ヒュームの租税論については、ブリテンの財政問題に対するヒュームの処方箋を理解する上で肝要なので、後に改めて詳述する。

生産技術 art の洗練は、単に諸産業の生産量を増大させるだけでなく、人々を社交的にする。人々は、自らの知識を他人に伝えたいという欲望にかられるからである。人々のコミュニケーションは、

⁵² ヒュームにおける経済思想をスコットランドにおける知的文脈のなかで捉え直そうとする研究として、Emerson (2008) がある。

⁵³ このような過程で、社会の担税能力が増していくことが森やロバートソンによって鋭く指摘されている (森 2010, 203; Robertson 1983, 157/訳 254-55)。

⁵⁴ ヒュームにおける私益と公益との関連について、詳しくは Force (2003, 207-15) を参照のこと。

各人の知識を社会に広め、知識と生産技術の更なる改善に寄与する。さらに、コミュニケーションは、その過程で「人間性」をも涵養する (Hume 1752, 27-8)。ヒュームは、こうして洗練される「勤労」と「知識」と「人間性」が、一方で「名誉」と「徳」の感覚を育み、他方で、「統治術の知識」をも洗練させるものとする (Hume 1752, 30)。「名誉」や「徳」の感覚が、コミュニケーションを通じてなされる様々な人間関係の中で育まれることは、想像に難くない。だが、いかにして「統治術の知識」は洗練されるのであろうか。ヒュームによれば、「勤労」の洗練は、人に生産技術の仕組みをより良く理解させる。すなわち、「知識」の洗練である。人々はその「知識」を伝え合う中で、生産技術に関する「知識」を知るだけでなく、人間関係の道理を理解するだろう。すなわち、「人間性」の洗練である。人々は、新たな「知識」を応用し、生産技術をいっそう洗練する。ヒュームいう「勤労」と「知識」と「人間性」の洗練と、それらによる生産技術の洗練には、物事の仕組みや道理を理解する過程と、その過程で得た「知識」を応用する過程がある。したがって、ヒュームは、「勤労」と「知識」と「人間性」の洗練によって人々の「理性」が洗練され、それが「統治術」に応用されることで「統治術の知識」も洗練されると把握していたといえよう。

ヒュームは、奢侈産業の拡大・発展を、国家危急の際に生活必需品の産出に影響を及ぼすことなく「国民の奉仕 service of the public」⁵⁵に転用可能な「労働」の増大と把握することで、「国家の偉大さとその国民の幸福」の対立を回避した。ヒュームは、「勤労」・「知識」・「人間性」・「生産技術」の洗練が、「統治術の知識」をも洗練すると理解したが故に、「国家の偉大さと国民の幸福」を相互に増進する論理を構築し得たように思われる。

2. 租税国家への途—租税政策による公信用の崩壊の阻止—

ヒュームは論説「勢力均衡について」において、公債の累積は、アウグスブルグ同盟戦争からオーストリア継承戦争までの間にブリテンがとった「勢力均衡」政策に起因すると指摘している。公債の問題それ自体は、論説「公債について」で取り上げられる。「勢力均衡について」においては、

⁵⁵ ヒュームは、public service という用語も同様の意味で使用している。

まず古代における「勢力均衡」政策の原因とその帰結が特徴づけられ、続いて名誉革命以降のブリテンにおける「勢力均衡」政策の誤り、その原因および予想されうる帰結が論じられる。

ヒュームは、古代の「勢力均衡」政策と対比して⁵⁶、ブリテンにおける名誉革命以降の「勢力均衡」政策を次のように特徴付ける。ブリテンの「勢力均衡」政策は、アウグスブルグ同盟戦争からオーストリア継承戦争までの間ヨーロッパの均衡を維持し、特定の一国による支配を妨げる「称賛すべき過剰な熱意」に起因するので、その熱意は「少し穏和にすることさえ必要と思われる」ほどである、と (Hume 1752, 110)。ヒュームは、この主張を3つの事実によって裏付ける。

第一は、1697年のライスウィックにおける講和、1713年のユトレヒトにおける講和、1748年のエクス・ラ・ペルシヤにおける講和は、すべてもっと早期に締結されえたのに⁵⁷、そうしなかったために、戦争による損害は必要以上に拡大されることになったという事実である (Hume 1752, 110-1)。したがって、ヒュームは、ブリテンの「勢力均衡」政策を「慎慮」の結果ではなく「自身の軽率な熱狂」から生まれたものであり、「嫉妬深い競争心」に基づいていると主張する。ヒュームは、明らかにこの主張においてブリテンの「勢力均衡」政策を古代史の洞察から得られた枠組みにあてはめており、したがってその枠組みは18世紀のブリテンにも妥当すると考えていたとすることができる。

第二は、「先の議会の始めに下院が行った党派的な票決と、我が国のもつ公然の気質のために、ハンガリー女王[マリア・テレジア]にその条件を固く守らせる破目となり、ヨーロッパの全般的な平穏をただちに回復できたと思われるプロシアとの協定を妨げてしまった」事実である (Hume 1752,

⁵⁶ ヒュームによれば、古代の「勢力均衡」政策は、主として3つの動機に基づく。アテナイのように征服者への「嫉妬深い競争心」に基づく場合、ペルシア王のように自国のみ防衛上の観点に基づく場合、シラクサ王のように同盟国と自国相互の利益を考慮した慎慮に基づく場合が、それである。重要な点は、古代における「勢力均衡」政策は、いかなる動機によるものであっても、その帰結は「同じ」であるとヒュームが特徴づけている点である。その帰結とは、敵対的な同盟と直面するという点である (Hume 1752, 102-3)。ヒュームは、これによって「対外政策」における「一般的な成り行き」を示しているように思われる。そうだとすれば、次の問題が生ずる。すなわち、ギリシア史とローマ史に基づいて指摘された「一般的な成り行き」は、ヒュームが「現在」と呼ぶ18世紀の「勢力均衡」政策に妥当するののかという問題が、それである。

⁵⁷ ライスウィックにおける講和は1692年に提議されたものであったし、ユトレヒトにおける講和は1708年にゲルトルイテンベルクで、エクス・ラ・ペルシヤにおける講和は43年に、それぞれ好条件で締結される途はずでに開かれていた (Hume 1752, 111)。

111). ヒュームは、党争をブリテンにおける財政逼迫の一要因と見なしていたのである。ヒュームが言及している「党派的な票決」とは、1742年12月に行われた (Hume [1777] 1985, 339-40, note).

1742年2月、ウォルポールの辞任後、権力を掌握したのはカータレット男爵 (後のグランヴィル伯爵) とウィリアム・パルトニであった。二人は、ウォルポールの与党ウィッグと対立した野党ウィッグの指導者であった。両者とウォルポールとの決定的な違いは、下院に対する支配力であった。ウォルポールは下院を自ら統率することができた。しかし、カータレットは貴族であったし、パルトニも1742年7月に叙爵してバース伯爵となった。パルトニは、1742年2月に大臣職への要請を断り、スペンサー・コンプトン (初代ウィルミントン伯爵) が第一大蔵卿 (First Lord of the Treasury) に就任した。1742年7月以降、カータレット、バース、ウィルミントンは上院に属したため、下院を直接統率できなかった。したがって、下院の統率は、「ウォルポール系でグランヴィルらにとっては政敵であるペラムに委嘱せざるを得なかった」わけである (松園 1999, 34)。

カータレットとパルトニを中心とした政権は、ウォルポール政権時における与党ウィッグと野党ウィッグによる連合政権であった。しかし、与党ウィッグと野党ウィッグは、必ずしも一枚岩ではなかった。野党ウィッグには、与党ウィッグとの連合に反対するウィリアム・ピット (大ピット) を擁する一派もいた。それゆえ、当時の政権運営は非常に不安定であった。そのような中で、ハノーヴァ選帝侯から1万6千の陸軍を引き受け (Hume [1777] 1985, 339-40, note), イギリスがその費用を負担する法案が提出されたので、「内閣不統一が露見するのを怖れたペラムらはこの法案に賛成した」のである (松園 1999, 34-5)。だとすると、ここでヒュームが批判するのは、ウィッグ、トーリ、コート、カントリという個別的な党派そのものではなく、ウォルポール系コート派ウィッグとカータレット・パルトニ系カントリ派ウィッグの政権を維持しようとする「党派的利益による票決」ということになる。ヒュームは、党派的利益によって「国家の偉大さと国民の幸福」の増大に反する決議がなされた点を批判しているのである。

第三は、ブリテンが「ただ補助者にすぎない戦争において、わが国の歳入を非常に高い利率で抵当」に入れたという事実である (Hume 1752, 111-2)。論説「勢力均衡について」におけるヒュームの意図は、「勢力均衡」政策の「一般的な成り行き」を示し、同時に18世紀にブリテンが直面していた財政難の起源を明らかにする点にあった。

表 1 は、対仏戦争（1688-1697）からアメリカ独立戦争（1775-1783）までのブリテンの財政記録（House of Commons Papers, 1868-69）をまとめたものである。『政治論集』初版が出版される以前の戦争、すなわちアウグスブルグ同盟戦争、スペイン継承戦争、およびオーストリア継承戦争の間、総支出額に対する純収入額の割合はそれぞれ70%前後であり、その間に起債総額から償還総額を差し引いた残債総額は約7億ポンドも増大した。『政治論集』初版出版後に勃発した7年戦争では、起債総額がよりいっそう増大し、総支出額に対する純収入の割合は約55%にまで低下した⁵⁸。

	総純収入 (total net income)			起債総額 (total raised by creation of debt)			総支出 (total expenditure)			償還総額 (total applied to the reduction of debt)		
	£.	s.	d.	£.	s.	d.	£.	s.	d.	£.	s.	d.
1688-97	32,766,755	3	3	39,297,475	9	10	49,108,882	1	4	22,744,085	19	3
1702-13	64,244,527	12	5	72,265,402	19	6	93,206,638	8	4	42,860,320	11	6
1739-48	64,229,958	15	4	54,071,220	19	2	87,789,478	19	5	30,051,134	11	0
1756-63	69,130,707	10	3	91,729,500	8	3	126,253,050	9	8	33,411,007	9	2
1776-83	97,216,316	16	0	123,094,275	0	11	168,117,126	19	4	51,280,841	8	7
計	327,588,265	17	3	380,457,874	17	8	524,475,176	18	1	180,347,389	19	6

表1 名誉革命後～アメリカ独立戦争までのブリテンにおける戦時財政状況 [House of Commons Papers, 1868-69より筆者作成]

ヒュームは、「勢力均衡について」を終わるにあたり、特定の一国がヨーロッパを征服する「巨大な君主国」となった場合に、それがたどる「一般的な成り行き」について解説する。ヒュームによれば、「巨大な君主国」は「人間本性にとって破壊的」あるいは「人間本性の向上を阻む」。というのは、「巨大な君主国」として君臨するようになると、従来その国の他国への侵略を支えた「軍事的精神」は、衰退の一途をたどるからである（Hume 1752, 112-3）。国が巨大になればなるほど、「軍事的精神」の発揮は、その宮廷や首都などの統治の中心から離れた遠隔地で行われざるを得なくなり、その国の国民は「遠く離れた野蛮な辺境に赴くことになる軍務」を引き受けることを忌避するようになる。そうすると、軍隊は、「熱意も愛着も名誉心」とも無縁になり、「機会があれば、常に君主

⁵⁸ 名誉革命から19世紀初頭にかけてブリテンが参戦した諸戦争に関する財政史的背景については、Dickson (1967), 田中 (1971), 斎藤 (1983) が詳しい。

を裏切る」ような「絶望的な不満分子」になりがちな「外国人傭兵」により維持される事になる (Hume 1752, 113).

ヒュームは、ブリテンの「勢力均衡」政策について論じる過程で、ブリテンを「ヨーロッパの全般的自由の守護者」、および「人類の保護者」と特徴づける。これは、ブリテンは本来ヨーロッパの国際情勢の中で「補助者」にしか過ぎなかったのに、諸戦争で中心的役割を果たしたからである。他方で、既述のように、ヒュームは「国家の海外領土を拡張し、遠隔の諸国民に自らの声望を広め」ようとする「主権者の野望」を、個人の奢侈を妨げるものとして警戒していた。これら2つのヒュームの認識を重ねて理解すると、ヒュームは次のように警告していたという事実が明らかになる。すなわち、戦争の「補助者」であったはずのブリテンが、「主権者の野望」に駆られて「人類の保護者」としての地位を放棄し「侵略者」となりつつあり、実際にそうなれば、ブリテンのこの行動は個人の奢侈を妨げるにとどまらず、「一般的な成り行き」として国家転覆という危機的状況を招く、と。論説「勢力均衡について」におけるヒュームの意図は、「勢力均衡」政策の「一般的な成り行き」を示し、同時に18世紀にブリテンが直面していた財政難の起源を明らかにする点にあったわけである。

論説「租税について」におけるヒュームの議論は、「すべての新しい租税は臣民のうちにそれを支払う新しい能力を作り出し、したがって、公共の負担の各々の増加は、国民の勤労を比例的に増加させる」という命題をめぐって展開される (Hume 1752, 115)。

ヒュームは、まず消費税について考察する。ヒュームは、消費税が課された場合に、貧民が納税できるようになる事態を3つ挙げる。貧民は、節約するか、賃金を引き上げるか、あるいは労働量を増加させるかである。ヒュームは、「租税が穏和で、徐々に課され、生活必需品に影響しない時には」、貧民は労働量を増加させ、それが「彼らを富裕かつ勤勉にする」と主張する。この主張をヒュームは、ネーデルランド連邦やイングランドが、生産活動にその「気候」が適さない産物があったからこそ「海運上の位置の利点」を生かして貿易を発達させた例などを挙げ、「商業の最も発達した国民」は、「多くの自然的不利のもとで労働してきた」という歴史的事実の解釈によって裏付ける (Hume 1752, 115-6)。ヒュームは、自然の制約が勤労に有益であるように、穏当な「租税」という「人為的負担」もそれと同じ効果

を持つと主張する。それに対して、「法外な重税は、過度の窮乏と同じく、絶望感を生み出すことによって勤労を破壊する」と警告する (Hume 1752, 117-8)。

勤労を増大させる穏当な「租税」に関して、ヒュームは、「奢侈財」に課税される消費税を「最上の租税」と評価する。というのは、納税者は自らその消費量を決定できるので、納税は「ある程度」自発的になされ、負担をあまり感じないからである (Hume 1752, 119)。商工業者も地主も、相互に租税を相手に負担させようとするが、皆が租税負担から免れようとするので、結局、商工業者と地主で負担を分かちことになる。要するにヒュームは、生活必需品への課税を批判し、財政再建のための処方箋として奢侈財への消費税導入を唱えたわけである⁵⁹。

3. 公債累積の行末

1752年版の論説「公債について」におけるヒュームの目的は、国家の歳入を「抵当」に入れるような方策の「一般的な成り行き」を示すことである。ヒュームはこの主題に対して、その方策が「国内経営のうえで、商業と勤労に与える影響」と「対外交渉のうえで戦争と交渉に及ぼす影響」を明

⁵⁹ 生活必需品への課税を批判し、奢侈財への消費税導入を唱えたヒュームの租税論は、1730年代から始まったブリテンの税制改革をめぐる議論に深く関連しているように思われる。1730年代初頭、ウォルポールは地租の漸次的な減税と引き換えに、塩をはじめとする生活必需品に対する消費税導入を全院委員会 (a Committee of the whole House) に提案した (House of Commons 1742-4, vol. VII, 159-61)。だが、「企業家精神に富み、商工業に進出を図っていたウィッグ貴族にとってウォルポールの消費税計画は塩、煙草、ワインにとどまらずついには一般消費税へと拡大することが懸念され」、反対した与党ウィッグに属する政治家たちは、政権から離脱した (松園 1999, 22)。彼らは、1727年に連携を表明したボーリングブルックを中心とするトーリとパルトニを中心とする野党ウィッグからなる政党連合 (Coalition of Parties) に加わった (Caleb D'Anvers 1731, 248-253)。これは、ウォルポールを中心とするコートとボーリングブルックおよびパルトニらを中心とするカントリとの対決構図がはっきりとしたことを意味する。しかし、必ずしも政党連合に属する政治家たちが、常に消費税増税に反対していたわけではない (Holmes 1993, 432-3; Holmes & Szechi 1993, 369)。つまり、1730年代における彼らの消費税反対は、「政治的な戦略の面も」作用していたのである (松園 1999, 26)。ヒュームの主張は、フォーブズが指摘するように、「ウィッグ主義やトーリ主義、コートないしカントリ的な共感と親近感、あるいは『保守主義』に主要な関わりを持つわけではない」 (Forbes 1975, 139-140/訳 190)。

確化し、両者を比較考量する接近手法を用いる。

ヒュームによれば、平時に必需品および財産を蓄え、戦時に臨時課税や借入れに頼らないことは、古代の普通の慣行であったが、いつのまにか国家の歳入を抵当に入れ、戦費を調達する方策が一般化した (Hume 1752, 123)。

ヒュームによれば、「公債」は利子収入をもたらすので、商人がそれを保有する場合には、より低利潤で商業活動が可能になる (Hume 1752, 128-9)。低利潤での商業活動は財貨の低価格化をもたらし、そうなれば消費の増大が可能になるので労働が促進される。この限りで、「公債」は「技術と勤労を社会全体の隅々にまで広げるのに役立つ」、ヒュームはこのように理解した (Hume 1752, 128-9)。

ヒュームは、主として「公債」が「国内経済」に与える害悪を列挙しているが⁶⁰、その意図は、「公債」によって「戦争や外交折衝において他の諸国家とさまざまな交渉を行う、政治体と考えられる場合の国家」が被る損害は、「経済的」害悪を越えていっそう甚大であると明確化することにある (Hume 1752, 131-2)。すなわち、①「夢想的な [公債の] 償還計画」を実行することによって国家組織が機能不全となる「医者による死」、②国家が債務を破棄せざるを得ないほどに公債が累積し、破算国家となる「自然死」⁶¹、③公債問題の直接的解決にとらわれ勢力均衡政策を疎かにすること

⁶⁰ ヒュームは、「公債」の害悪として、次の5つを指摘する。第一に、国債は、それがもたらす商業上の利益と、ロンドンに与えられている特権とによって、人口と富をロンドンに集中させる。第二に、公債は「一種の紙幣信用」であるから、供給過剰は、食料品と労働を高価にする。第三に、公債の利子を支払うために賦課される税は、勤労を妨げ、貧民階層への抑圧となる。第四に、「外国人がわが国債の一部を保有する時には、彼らはある意味でわが公共を彼らに従属させ、やがて我が国民とわが国の勤労との移転を引き起こすかもしれない」 (Hume 1752, 131)。第五に、「公債の大部分は、公債からの収入で生活している怠惰な国民の手中に常にあるから、この観点からすれば、わが公債は、無益な非生産的な生活を大いに奨励する」 (Hume 1752, 131)。

⁶¹ しかしながら、「自然死」とは所有権を守るべき統治組織が、国民の所有権を侵すことにほかならない。ヒュームは、この「正義の停止」の議論を、『道徳原理の研究』において明確に展開した (坂本 2011, 84-5)。

社会があらゆる日常の必需品の非常な不足状態に落ち入り、極度の節約と勤勉を以ってしても、大多数を死滅から、また全体を極端な悲惨から守ることができないと想定しよう。このような差し迫った非常事態の際には、正義の厳格な法律は停止され、必要と自己保存といういっそう

によって他国に侵略され国家が滅亡する「暴力死」が、それである (Hume 1752, 135-141)。ヒュームは、ブリテン人は自らの利益に関する推論に長けているので、無謀な償還計画に応じないだろうと推察し (Hume 1752, 137), 人に必ず死が訪れるように、ブリテンにもいつか必ず「自然死」か、あるいは「暴力死」が訪れると危惧していた。

ヒュームがこのように考えたのは、①政府が公債を償還するほど「厳格で着実な儉約を行う」ことや、ヨーロッパにおける長期間の平和が望み得ないからであり、②仮に、平和が続いたとしても、一方で、「貨幣階級」(money'd interest)は償還によって手に入れる貨幣の「有利な使用法」を知らないうちに償還を受けたがらず、他方で、地主階級(landed interest)は「償還のために必要な租税の継続を嫌う」ため、大臣は「償還」を推進しないからである(Hume 1752, 134)。

確かに、ブリテンは、公債は右肩上がりに累積し、他方で、必需品に対する課税が貧民を圧迫しており、まさにヒュームが示した国家の滅亡へと至る可能性があった。しかし、ヒュームは、ブリテンの危機に対して、1752年の『政治論集』において奢侈品の享受が増加してゆく「文明社会」の構造を示し、奢侈財に対する消費税導入を提案することで国家を堅持するための財政的な裏付けを示したように思われる。

ヒュームは、「文明社会」の展開・発展に伴って増大する歳入によって政府が「償還」を進めな

強力な動機に席を譲ることは容易に承認されると思う。(Hume [1751] 1957, 17)

この章句は、ヒュームが『道徳原理の研究』において、「社会的効用が正義の唯一の起源であること、そしてこの美德の有益な結果についての反省が、その価値の唯一の基礎である」ことを例証する文脈のなかで書かれた (Hume [1751] 1957, 14)。つまり、社会全体が危機に瀕する場合には正義は停止され、統治組織は社会を構成する人全員の所有権に対する侵害が緊急避難的に認められるのである。

ホントは、ヒュームとアダム・スミスが、国家が戦争や飢饉などの緊急事態に落ち込んだ際には、国家による所有権の侵害を認めていたことを例示する文脈のなかで、次のように指摘している。

ヒュームは、現実の飢饉の状況だけでなく「それほど緊急でない必要においても」、為政者が私人の倉庫を解放して穀物を定められた価格で貧民に配給する権利があることを、当然と考えていた。彼 [ヒューム] がこの例を用いたのは、「公正ないし正義の規則は人間が置かれた特定の状態ないし境遇にまったく依存する」ことを論じるためであった。(Hont and Ignatieff 1983, 20-21/訳 24)。

ければ、ブリテンはいずれ必ず「自然死」と「暴力死」に至ると警告しているのである⁶²。

⁶² ヒュームは、ストラーンに宛てた 1769 年 10 月 25 日付および 1771 年 8 月 19 日付の手紙の中で、「自然死」をブリテンが財政危機を脱するための唯一の方策であると述べている。cf. Hill (1888, 114; 217) .

ヒュームの国家破産論、あるいは公債論に関する多くの論者は、ヒュームが構想した「文明社会」の力強い推進力を指摘しつつ、「自然死」をブリテンの財政再建に対するヒュームの最終的な処方箋と位置づける点で共通している cf. 北村 (1981), 竹本(1990a; 1990b), 森 (2010) など。

ブリテンの国家債務は、7年戦争の戦費調達のために急速に増大した。ヒュームは、その現実を目の当たりにし、7年戦争以降にブリテンの国家破綻に対する危機感をいっそう強め、「自然死」による早急な解決が必要だと判断した可能性も否定できない。しかし、本稿が取り上げたのは、1752年に出版された『政治論集』の初版におけるヒュームの見解である。

第4章 『国富論』第5編経費論と『道徳感情論』における正義論との関連性について

——統治者の義務論を手掛かりに——

『国富論』第4編末尾で、統治者の義務は、第一に「他の独立した社会からの暴力や侵略などから社会を防衛する義務」、第二に「司法の厳密な執行を確立すること」、第三に「公共事業の実施、および公共の制度の設立とその維持」であるとスミスは指摘し (WN. IV. ix. 51)、このような義務を果たすために要する経費について、第5編第1章において考察していた。

和田氏は、『国富論』第5編全体と、第1編から第4編までに論じられた「価値法則および資本蓄積」および「資本蓄積にとって必要とされる法制や政策」との関連性に注目し、「国家の職責」を「大財産（とくに資本の蓄積）の助成」と理解した (和田 1978, 169-70)。そして、『国富論』第5編第1章第3節で論じられた公共事業に関して、個別資本では「経費を償いえない」が、「分業と資本蓄積」を促進するという点で、社会全体にとって「その経費を償ってなおあまりある」という特徴を抽出した (和田 1978, 179-82)。このような理解は、富の本質である「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」の生産量を増大させる原因を解明しようとした点で、国富論全体を貫くスミスの観点に即したものであることは疑いないことである。だが、株式会社、初等教育、宗教を含めた成人教育についての議論が、どのように資本蓄積と結びつくのかという問題は、なお十分に解明されているとは思われない⁶³。

たとえば、スミスは、議会立法によって設立された外国貿易に従事する株式会社が、排他的独占権の行使を伴っていたことを批判した。そのような株式会社は、むしろ自由貿易を阻害するというのである。しかし、この批判は、株式会社が従事する事業を制限するべきであるという主張であって、株式会社制度そのものの否定ではない。とすれば、このスミスの議論は、株式会社に付与される「特権」の正当性に関するものであり、結果的に資本蓄積の促進へつながる議論ではあるが、それでもなお、スミスが法人格の付与という「特権」のもつ独自の意義をどのように理解していたか

⁶³ この点は『道徳感情論』から『国富論』まで、スミスの社会思想体系を全体として統一性をもつ有機的な体系として捉え直そうとする Evensky (2005) についても同様であるといつてよい。

という疑問は残されたままになる。

さらに、スミスは、初等教育と宗教を含めた成人教育についても論じていた。分業が社会の広範にわたって展開するにつれて、大衆の「職業はきわめて簡単な」「作業に限られるように」なるので (WN. V. i. f. 50), 貧しい一般大衆の子どもは労働できるほどに成長すれば、働いて容易に稼ぐことが可能になる。その限りでは、労働に不可欠な「読み、書き、算術」と「幾何学と機械科学の初歩」について初等教育を統治者が援助すれば、「社会的生産力の直接的な担い手としての労働能力の形成」を助けることになるという評価 (和田 1978, 181) も妥当であるといえよう。しかし、スミスの教育論は、初等教育にとどまらず「怖るべき無秩序をしばしばひき起こす狂信や迷信」に惑わされず、「つねに慎み深く秩序を重んずる」国民を育成することに向けられている点を見逃すわけにはいかない (WN. V. i. f. 61)。初等教育を含めた国民教育についてのスミスの議論は、「社会的生産力の直接的な担い手としての労働能力の形成」だけにとどまらないように思われるからである。

さらに、宗教を含めた成人教育について、スミスは、当時成人教育を担っていた国教会制度に対する長大な批判を行う一方で、むしろ科学・哲学と娯楽の振興を勧めている。この点に注目すれば、「宗教教育は社会的道徳性のかん養、社会秩序の安定という点でも有用」 (和田 1978, 181) であるという指摘は、必ずしもスミスの主張の核心に触れていない可能性があるように思われる。

そもそも、スミスは、社会の存立にとって重要なことは、「壮大な建物全体を支える重要な柱」 (TMS. II. ii. 3. 4) である「正義」の実現であると『道徳感情論』の第2部において主張する一方で、「社会は、さまざまな商人の間と同様に、さまざまな人々のあいだでも、独自の有用性という感覚にもとづいて、存続する可能性」があるから、「好都合な尽力の欲得づくの交換を通じて、良い状態に保たれる可能性がある」と指摘していた (TMS. II. ii. 3. 2)。その限りでは、公共事業を実施し、公共の制度を設立し維持するという『国富論』で主張された統治者の第三の義務は、現実の社会で「商人の社会」と「正義」を司法・行政がどのように創り上げ、整備してゆくのかという具体的な時代の課題に対するスミスなりの解答であったと理解できるのではなかろうか。「欲得づくの社会」で「全体を支える重要な柱」である「正義」の実現を図るにはどうすべきであるか、この概略を『国富論』第5編第1章におけるスミスの議論から浮き彫りにすること、これが本章の課題である。

1. 国防と司法——社会と個人の防衛——

スミスによれば、人々は、社会的分業が進み、商工業が発展するにつれて、日常的に個別的な軍事教練を行わなくなる。社会の状態が農耕・牧畜段階であるときには、「牧羊者」や「農夫」には「閑暇」があるが、「製造業者」をはじめとする商工業社会の担い手には、それが無い。軍事教練に時間を割くと、損失が生じるからである。それゆえ、スミスによれば、経済社会の発展とともに、人々は非好戦的で産業的になり、民兵制度の維持が困難になる。「勤勉な、またそれゆえに、富裕な国民は、すべての国民のうちでいちばん襲われやすい」ため、「国防は富裕に勝る」のであるが、それは文明社会の人々の自己利益を追求するという「自然の慣習」のために、「みずからを防衛することがまったくできなくなってしまう」からである（WN.V.i.a.15）。

しかし、そもそも、生まれながらに交換性向を備えた人間が、自らの状況を改善しようという欲求に突き動かされ、自己利益を追求する結果として分業は発展するものである。だから、人々が軍事教練を行わず、非好戦的になることは、「必需品」と「便益品」の量を増大させる分業の担い手である証である。要するに、スミスは、「必需品」と「便益品」の量が豊かな文明社会では、国防の手段は常備軍において他にないと理解していたことになる。

スミスが国防の手段は常備軍以外にありえないと主張する根拠は、これだけではない。スミスによれば、このような人々の思考習慣の変化だけでなく、技術の高度化によっても職業としての軍人が不可欠となる。「火器」が発明される以前は、戦闘技能の高い個人の存在が戦局を大きく左右したが、火器を使えば、個人の技能はあまり問題にならなくなるからである。大部隊で闘う近代の軍隊では、個人の能力よりも「規律と秩序、そして命令に即座に従う」ことが重要になった。戦争技術の高度化という観点からも、民兵よりも常備軍が優れているとスミスは把握していたわけである⁶⁴。

⁶⁴ スミスの常備軍に関する主張の詳細について、さらに、スミスの主張が、ファーガソンやカーライルなど同時代の民兵論者の反発を招いた詳細については、田中（1993）が詳しい。田中は、武勇の精神を育むという視点からスミスは軍事教練に賛成しており、常備軍を中心にして、それを民兵軍で補助する防衛体制をスミスは考えていた、と主張する（田中 1993, 78）。スミスは、確かに武勇の精神を育むという点で軍事教練を評価しているし、市民が武勇の精神を持ち合わせていることは、国民の自由を侵犯するような常備軍の危険性に対する対抗手段になりうると考えている（田中 1993,

軍律正しい常備軍は、いかなる民兵にもまさっている。そういう軍隊は、富裕な文明国民によってもっともよく維持されるし、そこでまた、常備軍だけがそういう国民を、貧乏で野蛮な隣国の侵略から守ることができたのである。それゆえに、どんな国の文明も、常備軍という手段によらないでは永続することはできないし、あるいは相当の期間保持することさえできない。

(WN. V. i. a. 39)

経済が量的に拡大し、技術が高度化するにしたがって、民兵のような、個人の能力が左右する英雄の世界は失われ、常備軍が国防を担うようになることは、産業の発展から不可避に引き出される人々の思考習慣の変化に伴う必然的な結果である。しかし、常備軍は、個人的な利益の追求の結果として、自然に形成されるたぐいのものではない。それは、人間本性から自律的に生み出されるものではなく、分業の体制によって生まれるものではないが、社会にとっては不可欠であり大きな利益があるから、個人にかわって、政府が行わなければならないわけである。

統治者の第二の義務は、「司法の厳密な執行を確立すること」つまり個人を守ることである。スミスは、政府の起源が、富裕の増進につれて発生する財産の「不平等それ自体を維持する」必要性にもとづくことは認めていた。「とりわけ富者は、いわゆるものごとの秩序というものを維持することに、必然的に関心をもつ」からである。すなわち、「少し富をもっている人々」は、「たくさん富を持っている人々」が自分たちの財産を保護してくれるようになり、「たくさん富を持っている人々の私有財産」を守る。このような関係が、権威と服従の起源であるとスミスは主張している (WN. V. i. b. 12)。

しかし、歴史的に見ると、統治者は、長らく自らの収入を得るために裁判権を行使してきたし、しかも、そのような裁判で正義にかなう公平な裁定は下され難かった。旧来、「りっぱな贈物を手に

78; WN. V. i. f. 59)。だが、スミスが主張していることは、人々の思考が産業化することで、人々は必然的に軍事教練を行わなくなるし、民兵軍を組織することは難しくなるので、だからこそ常備軍を整備しなければならない、ということであろう。常備軍と分業論の関係をめぐる議論については Berry (2013, 172-80) を、常備軍論争の経過については村松 (2013, 45-77) をそれぞれ参照のこと。

して裁きを求めた人は、正義以上のものを、他方貧弱な贈物で裁きを求めた人は、正義以下のものしか得られないことになりがち」であり、もともとは贈物の多寡が判決を左右していたが、統治者が国防費を租税によって賄うようになった時、裁判官は贈物を受け取ってはならないという条件で人々が租税を収めた結果、司法の腐敗は減少したのである (WN. V. i. b. 14-7).

しかし、裁判にかかる経費は、そもそも法定手数料でまかなうことができると、スミスは考えていた。「法定手数料について正確な規則」を設け、裁判の当事者は、法律で額を定めた法定手数料を事前に会計官や出納官に納め、「会計官がある決まった割合で各裁判官に、結審後に配分する」というやり方である。手数料が結審前に配分されなくなれば、「こういう手数料をまったく禁止しているところと同様、腐敗の危険が少ない」だろうからである。「そうした手数料は、訴訟費用をいちじるしく増加させることもなしに、司法費の全部をまかなうに十分に足りる」ことなる (WN. V. i. b. 20).

要するに、十分な法定手数料を国民が負担することができるような経済水準に達すれば、統治者は厳正な司法を維持するために、特別な支出をする必要はなくなり、そればかりか、裁判官は自身の働きに応じて法定手数料を得るために、よりいっそう職務に励むようにさえなるとスミスは理解していたことになる。つまり、「商業や製造業は、いかなる国にあっても、政府の正義にたいしてある程度の信頼がなくては、とうてい繁栄できない」 (WN. V. iii. 7) と理解していたスミスにとって、政府は、裁判が腐敗しないように配慮した制度を設計しさえすれば、国民の経済水準の向上にしたがって、司法制度の維持は、可能になると理解されていたのである。

2. 二つの公共事業論——制度構築と社会の安定——

スミスの公共事業論は、『国富論』第5編第1章第3節「公共事業と公共施設の経費について」において論じられたが、その議論は「商業一般の助成に要する公共事業と公共施設について」、「商業の特定の部門を助成するために必要な公共事業と公共施設について」、「青少年教育のための施設の経費について」、「あらゆる年齢の人々を強化するための施設の経費について」から構成されている。しかし、このような公共事業や公共の制度を整えることは、なぜ「統治者または国家の第三の義務」になるのだろうか。スミスは、公共事業や公共の制度を整えることが「規模の大きな社会にとって

は最高度に有益たるりうる」のだけれども、「個人または少数の個人」では「それらを起こし、維持することは期待できない性質」のものであると述べているが (WN. V. i. c. 1), これがその理由だとすれば、いったいそれはどのような意味で「最高度に有益」なのであろうか。

(1) 営利企業の補完としての公共事業

経済が発展するにつれて、ヒト・モノ・カネの行き来が激しくなると「道路、橋、運河、港」などの社会的インフラの建設費と維持費は増えて行くであろう。その全てを行政がまかなう必要はなく、社会的インフラを上手く運営すれば、将来的に、必要経費を捻出することができるようになる。とスミスは主張する。

「公道なり橋なりを通過する車や運河を通る運搬船」が社会的インフラに与える「損耗に正確に比例」するように通行税を徴収し、加えて、運河の経営・管理は個人に任せた方がよく、公道は行政が直接管理すればよい。というのは、運河の通行税は私有財産であるから、水門の手入れをせずに運河が利用できなくなると個人の収入も減少するから、常に運河の状態に注意を払うが、公道は手入れを怠っても全く通れなくなることは稀なため、なおざりにされてしまうからである (WN. V. i. d. 3-8)。

要するに、「道路、橋、運河、港」といった産業基盤の整備・拡大は、「一国の商業を助成」するために不可欠であるが、なかには公道のように私的企業にまかせると荒廃を招く可能性があるものがあり、そういった性質のものについては、統治者が管理しなければならないというのがスミスの主張である。しかし、公道の管理を統治者に任せると、「各種の有料道路で徴収する金は、これら道路の補修費をはるかに超えると推定される」ため、その徴収金を一般歳入化しようとする政治家がいた。スミスは、これについて反対している。というのは、通行税が道路の補修以外にも割り振られるようになれば、「国家緊急の事態が要求していると考えられるたびに」、「きわめて急速に値上げされ」、通行税の値上げは、「国内産業を助成するどころか、国内産業にとって重荷になりかねない」からである (WN. V. i. d. 12)。

経済が発展してゆくためには、社会的インフラの建設費と維持費に関して部分的に政府が担う役

割があるが、基本的に受益者負担で把握されており、その意味ではスミスは「小さな政府」の提唱者と理解することも可能である。

(2) 社会制度の構築としての公共事業

[1] 私有財産制度の法的拡充——株式会社——

国家の防衛は「行政権力の義務」であって、そのなかには貿易を保護することも含まれていた。さらに、「一般の関税の徴収と使用」も行政権力にまかされており、「貿易の特定部門の保護」を目的とする「特別の関税」も、行政権力が処理すべき事柄であった。しかし、ブリテンをはじめとする「ヨーロッパの商業国の大部分」では、「行政権力の義務」である「特別の関税」に関する手続きが「特定の会社」に委ねられていた (WN. V. i. e. 4)。

このような会社は、「国が、みずから手を下すのは分別を欠くであろうと考えた実験を、自費でやることによって、いくつかの商業部門を初めて切りひらいた」のであるが、スミスは、商人たちがこの義務を統治者にかわって遂行した結果、自由な競争を阻害することになったと主張した。とりわけ、「株式会社」は、排他的特権を行使して利益を上げ、独占体となって自由貿易を制限してきたと批判したのである。

当時、外国貿易は「規制会社」(regulated company) か、あるいは「株式会社」(joint stock company)⁶⁵によって行われた。規制会社は、「適当な資格がある人ならだれでも、一定の加入金を払い、会社の規約に従うことを約束するという条件のもと」で、「各社員が自分の資本と自分の危険負担で」外国貿易に従事していた。それに対して、株式会社は、「会社が合本制で貿易」を行い、「各社員は、この総資本に占める各々の出資持分に比例して」損益を共有していた点にそれぞれ特徴がある。規制会社と株式会社は、排他的特権を持つ場合も、もたない場合もあった (WN. V. i. e. 6)。

規制会社の場合、「ヨーロッパのすべての国々の大小都市にごく普通な、諸営業の同業組合

⁶⁵ スミスの株式会社論については、鈴木 (1983, 9-60) を参照のこと。

(corporations)と同様に、まったく同じ種類の独占体」であり、「都市の住民」は、「同業組合の自由営業権を手に入れないかぎり、組合のできている業種では営業できない」ことになっており、「外国貿易を営むには、まずその会社の社員にならないかぎり、合法的にはできない」のであった(WN.V.i.e.7)。要するに、「株式会社は、国王の特許状によるか、または議会の条例によるかして設立される」ものであり(WN.V.i.e.15)、この点が、規制会社とは異なる株式会社の特徴である。

ところで、株式会社は、「合名会社」(private company)とも異なる。合名会社の場合、「どの社員も会社の承認なしには、自分の持分を他人に譲渡すること」はできないが、「各社員は適当な予告をしたうえなら、退社して、共同資本のうちの自分の持分を払い戻すように会社に請求」することができた。株式会社の場合、「どの社員も、自分の持分の払戻しを会社に請求できない」が、「各社員は、会社の承認なしで、自分の持分を他人に譲渡」することが可能であった。要するに、合名会社の各社員は、「会社が契約した債務にたいして、自分の財産の全額までの義務」を負っていたのに対して、株式会社の各社員は、「自分の持分を限度とする義務」つまり有限責任を負うことが一般的であったのである(WN.V.i.e.17)。

また、株式会社の事業は取締役会によって運営される。そのため、「苦労も、一定額以上の危険負担も完全に」免れることができるので、「合名会社であったなら、どんな事情があろうとその財産を賭ける気にならないおおぜいの人々」が株式会社に投資する気になるために(WN.V.i.e.18)、株式会社制度は、市場から大量の資金を調達することが可能になる。だが、株式会社の取締役は「他人の金の管理人」であるから、「いともあっさり自分で自分の注意義務を免除してしまう」。結果的に、株式会社には「怠慢と浪費」がはびこり、これが「外国貿易を営む株式会社が、個人の冒険的商人(private adventurers)との競争にほとんど耐えてゆけなかった」理由であると、スミスは結論する⁶⁶(WN.V.i.e.18)

株式会社が孕んでいる問題は、このような経営に関するものだけではなかった。時には、株式会社が貿易相手国において蛮行を働いたことについても、スミスは厳しく批判している。

⁶⁶ 詳しくは、Spengler (1975, 409) を参照のこと。

遠方の未開の国に堡壘や守備隊をもつという権利には、かならずその国での和戦の権利がつきものである。前の権利を手に入れた株式会社は、いつでも後の権利をも行使したし、さらには、はっきりそれとうたったうえで、和戦の権利を授けさせたこともよくあった。どれほど不正に、どれほど気まぐれに、どれほど残忍に、それらの会社が通常この権利を行使したかは、最近の経験からあまりにもよく知られているところである。(WN.V.i.e.29)

株式会社が、このような不正義に陥ることもしばしばあったにもかかわらず、スミスが株式会社制度そのものを否定しなかったのはなぜだろうか。商人は、遠方に貿易相手を探し求める際、その危険と費用を自分自身で負担する。その費用を調達する方法として議会在法人化を認める。彼らが貿易の開拓に成功するために、独占権が確立されるのは不自然ではないだろう。一定の期間に限って、新しい技術の発見者に特許が与えられ、本の著者に著作権が与えられるのと同じである(WN.V.i.e.30)。

だが、議会在法人格を付与するのは、商人が投資回収後に貿易が解放され、独占権が消滅すれば、公共社会にとっても利益があるからであった。しかし、「永久的な独占」を認めると、「国家のほかの臣民すべて」は、「自由貿易の場合ならばずっと安く買えるはずの財貨」を高い価格で購入し続けなければならない、くわえて、「それを営めば便宜でもあれば有利でもありえたはずのその事業部門から完全に締め出されること」になってしまうのである(WN.V.i.e.30)。要するに、スミスにとっての問題は、株式会社に与えられた排他的な独占権の永久化にあったわけである(榎並 2005,51)。

以上のように、スミスは外国貿易に従事する株式会社の経営を批判したが⁶⁷、むしろ、株式会社の設立を積極的に容認した分野もあった。「いっさいの仕事を、いわゆる型にはめる、つまりほとんど、あるいはぜんぜん調整の要もないほど、仕事のやり方を画一的なものに還元してしまえる事業」、すなわち「第一に銀行業、第二に、火災、海難および戦時拿捕の各保険業、第三に、航行できる掘割や運河をつくったり、維持したりする事業、そして第四に、これとよく似た、大都市への給水事業」に限って、株式会社の設立を認めていた(WN.V.i.e.32)。このような事業は、「特定の一群の

⁶⁷ 『国富論』と同時代の東インド問題との関係については、安川(2007)を参照のこと。

商人を、その隣人すべてに適用されている国の一般法の若干のものから免除して」も、「その企業が、ほかの普通の事業の大多数のものよりも、大きなそして一般的な効用をもって」おり、「個人的な合名会社では容易に集められないくらい多額の資本を必要とする」からである (WN.V.i.e.36).

要するに、スミスは、資本を調達する効果的な新しい手段として株式会社制度を承認し、それによって土地と労働の生産物をより急速に増大させるためにはどうすればよいのかという視点から、議会在法人格を付与する基準を提示したわけである。言い換えると、経済がさらにいっそう量的に拡大するためには、一度に資本を大量に調達するための機構である株式会社を立法によって設立すること、すなわち必要資本額の肥大化に対応可能な私的所有権の拡張を可能にする法制度の整備すること、これもまた為政者の義務である、とスミスは理解していたことになる⁶⁸。

〔2〕 分業社会における人間的資質の涵養——教育——

スミスの教育論は、当時の大学教育に対する批判から始まり、児童・青年教育から国民教育にまで関するものである。「青少年教育のための施設」は、「学生が教師に払う授業料あるいは謝礼金」の収入があるが、このような収入が施設の運営に足りないとしても、どの「学校や学寮」にも「寄付財産」があるため、統治者が「青少年教育のための施設」の運営費を負担する必要はなかった。「寄付財産」によって、教師は自分自身の「成功や評判とは無関係に」給料を保証されていたため、「義務をまったくなおざりにするか」、あるいは「身を入れず、お粗末なやり方ですませ」ていた。「オックスフォード大学では、正教授の大半は、ここ多年にわたり、教えるふりをする事さえ、すっかりやめてしまっている」というスミスの言葉は、当時の大学教育がいかに機能停止に陥っていたかを端的に示している (WN.V.i.f.1-8)。

しかし、大学という教育機関は必要ない、とスミスは理解していたわけではない⁶⁹。大学教育が上手く行っていないとはいえ、大学がなければ、「個人も社会も、教育のうち、それらの重要な部分

⁶⁸有限責任が株式会社の特徴となったのは、18世紀以降のことであったが、規制会社や合本会社と株式会社の最たる相違点は、組織の「規模」であったという (Harris [2000]2010, 33/訳 56)。

⁶⁹ 詳しくは、Stigler (1975, 244) を参照のこと。

が欠けるために、おおいに困ることになったろう」し (WN. V. i. f. 18), 「近代において、学問のいくつかの部門で行われてきた進歩は、そのうちいくらかは、疑いなく大学によってなされたもの」だったからである (WN. V. i. f. 34). 大学教育の機能停止は、「寄付財産」によって、教師が何の努力をせずとも彼らの収入が保証されるという大学教育制度に由来する、とスミスはいうのである。

では、統治者は何を、どのようにすべきだとスミスは考えていたのだろうか。分業が浸透するにつれて、人々は生産現場で団体行動における規律を重視するようになるから、先に指摘したように、社会全体を守るためには規律に従う常備軍の方が優れていると判断していた。しかし、市民の「教育」については、ギリシャの民兵を例にあげて、「体育訓練」と「音楽の指導」が市民の人間的資質の涵養に役立っていたことを称賛している (榎並 2002, 57)。前者の目的は、「身体を鍛え、勇気を磨き、そして戦争の疲労と危険に耐えられるようにしておく」ことであって、後者の目的は、「精神を豊かにし気性を和らげて、自由市民が公私両方の生活におけるすべての社会的・道徳的義務を果たそうとするように仕向けること」であったからである (WN. V. i. f. 39)。

しかし、分業が発展すると、「労働で生活する人々の圧倒的大部分」は日常的に、「少数の、しばしば一つか二つのごく単純な作業」しか行わなくなる。労働が単純作業の繰り返しに限定されると、人々は「努めて理解力を働かせたり工夫を凝らしたりする機会」を奪われるため、「努力する習慣」を失い、「無知」になる。また人々は、「理解力」が低下することによって、「私生活のうえでの日常の義務」だけでなく、「自分の国の重大で広範な利害についても」考えることができなくなってしまう (WN. V. i. f. 50)。分業の発展は、国民の「知的能力」をも衰退させてしまうため、政府は、強制力を行使するだけでなく、正義を実現する主体として人々を教育することが不可欠になるのである⁷⁰。

とはいえ、当時の一般大衆の児童は、教育のために割く時間はほとんどなかった。両親は「幼い彼らさえ養いかねる」ほどであって、児童は労働に耐えられるようになれば、すぐにでも働きにでなければならなかったからである。しかも、児童が就く職業は、「ひどく単純で千編一律のものだから、理解力を鍛えることにはまずならない」ものであった。それでも、「教育のもっとも基本的な部

⁷⁰ この点については、Rothschild & Sen (2006, 352) が詳しい。

分、つまり読み書き、計算」については、「そうした職業に雇われてゆく前に、それらを身につける時間はある」から、統治者は「教区あるいは地区ごとに」小さな学校を建設し、「教師の俸給の一部」を援助することによって、児童の「教育のもっとも基本的な部分」の習得を助けるべきである、とスミスは提案している。このような学校で「幾何学と機械学の初歩」を教えれば、労働のなかで彼らはそれを応用する機会があるだろうから、実用的な知識を自然と身に付けてゆくに違いない、とスミスは理解していたことになる (WN. V. i. f. 54-5)。

要するに、スミスは「読み書き、計算」や「幾何学と機械学の初歩」という「教育のもっとも基本的な部分」を児童に教育することにより、彼らが働きながら実用的な知識を理解し、身に付けられる能力の基礎を作ろうとしているわけである。

大衆に理解力が備われば、彼らは「もっとも怖るべき無秩序をしばしばひき起こす狂信や迷信の惑わし」に引っかかりにくくなるし、「教育のある知的な国民」は「つねに慎み深く秩序を重んずる」ことになる。くわえて、「教育のある知的な国民」は、「派閥や反徒たちの利己的な利害をからめた不平」を「それを見抜く眼もより鋭い」ため、「政府の施策にたいして無茶な、あるいは不必要な反対」はしないはずである。つまり、長期的に見ると、教育は政治的安定にも資する、とスミスはいうのである (WN. V. i. f. 61)⁷¹。

自由な国々では、政府が安泰かどうかは、その行動にたいして国民が下す判断が好意的か否かに大きく依存するから、国民が政府の行動にかんして、せっかちに、または気まぐれに判断を下したがるないようにするということは、確かに最高の重要事ではなければならない。(WN. V. i. f. 61)

⁷¹ 中谷 (1996, 82-4) は、スミスの教育論を労働者の育成論と捉えているが、この理解は少々限定し過ぎてはいないだろうか。田中 (1997b, 92) が指摘するように、「スミスは、『富と徳』の実現という課題を現実化するためにはその阻害条件の排除」すなわち分業の発展にもなって一般大衆に不可避に生じる「武勇の精神の衰退」や「愚鈍化の防止、無知・蒙昧の一扫は国家の配慮に値するとして、教育にその役割を期待したのである。」青少年教育に関するスミスの議論については、稲村 (2003, 233-7) を参照のこと。

スミスが教育を重視したのは、その理由からだけではない。分業が発展し、「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」が増大するということは、言い換えれば、労働者の技能の価値が下がってゆくことを意味する。だから、労働者には常に自らの能力を向上させる努力が要請されることになる。要するに、社会が豊かになるにつれて、必然的に教育の重要性は高まることになる。

労働の単純化がもたらす思考力の低下は、当然「想像力」の低下も招くであろう。とすれば、スミスがいうように人々が「無知」になれば、相手の置かれた立場に思いを巡らせることもできないであろうし、相手を思いやる「寛大で高尚な、あるいはやさしい感情をなになに一つ抱くこともできなく」なる。これは、スミスが『道徳感情論』で論じた「共感」のメカニズムと作用が人々の間で相互に成立し難くなることを意味する。

〔3〕 産業都市における労働者の孤立とその対策——科学・哲学と娯楽の勧め——

スミスは、分業の進展が人々の思考に与える変化の対策として教育が担う役割を重視する。そもそも産業化の進展は、人々をとりまく環境そのものを激変させる。「身分も高く財産もある人」は、人々から注目されるがゆえに、「自分自身の一挙一動」にいたるまで気を配る。ところが、「身分の低い人」は事情が異なる。彼が「田舎の村にいるあいだ」であれば、その村の規模が小さければ小さいほど、自分の行動に気を配るだろう。だが、「大都会」に出てくると、「かれの行動を観察したり注目したりする者など一人もいはいはしない」から、「ありとあらゆる低劣な道楽と悪徳に身を持ち崩してしまいがちである（WN. IV. 5. i. g. 12）。

このようにスミスは、産業化と都市化の進行に伴って個人が孤立化するのは必然的である、とスミスは捉えている。分業が促進する労働者間の結び付きは工場内に限られるから、労働者間の社会的結び付きは、分業によって、むしろ分断されるようになる。孤立化した人々は、再び、他人の関心の対象となることを望み、新興宗教に入信する。新興宗教の信者は、「宗派の名誉のために」互いの行動に注意を払うからである。信者同士がお互いの行為に注意すれば、つまり互いに「公平な観察者」になれば、庶民は、自分自身の人生を台無しにしかねないような悪徳に、身を落とすことが少なくなる。新興宗教が持つこのような役割を評価してはいたが、同時に、新興宗教が社会を不安

定化させる危険性を孕んでいることも、スミスは看破していた。新興宗教は「極端な厳格さで、庶民の尊敬と崇拝を集めたこと」がしばしばあったが、「庶民の尊敬や崇拝」は、それが行き過ぎた場合には「狂信や熱狂という毒」へと変わる恐れがあるからである。

「科学と哲学の研究」と「娯楽」の振興は、国民が「狂信や熱狂という毒」に冒され、社会的な混乱を引き起こさないようにするために効果的である、とスミスは主張する。すなわち「科学と哲学の研究」は、「中流あるいは中流以上の身分と財産をもつすべての人々」にうってつけであろう。しかし、「教師に俸給を出したりすると」、俸給のみを受け取って教育活動を怠る腐敗を招くから、「一種の検定制度」を整備して「名誉ある官職の候補者」に受験を義務づければ、彼らは「国家が世話できる教師よりももっとよい教師を、まもなく自分で見つけてくる」だろう。スミスは、「科学は、熱狂や狂信という毒に対する偉大な解毒薬」であると述べているだけでなく、科学や哲学が人々の理解力を高め、ひいては社会的な生産力の高度化を促進することにも注目していたに違いない。要するに、上流階級に「科学や哲学」が浸透して、彼らが「熱狂や狂信という毒」から守られるようになれば、「下層階級だけがむき出しでその毒にさらされるなどということはありません」といのがスミスの主張である⁷² (WN. IV. 5. i. g. 14)。

「娯楽」は、人々を「陽気な気分」にし、「大衆の迷信や狂信の温床である憂鬱や絶望的な気分」を放逐するのに直接役立つ。「絵画、詩、音楽、ダンス」などの「娯楽」が提供されるためには、「自分自身の利益のために」人々を楽しませようとする人々に「完全な活動の自由」を与えればよい、とスミスはいう。オペラやコンサートを開演するためには、国王の許可が必要とされた時代であったことを想起すれば、スミスの提唱が時代を先取りしていたことがわかるだろう⁷³。

要するに、大衆の生活に楽しみを取り入れることを積極的に勧めることによって「大衆の迷信や狂信の温床である憂鬱や絶望的な気分」(WN. IV. 5. i. g. 15)を放逐することが可能になり、結果的に、社会の安定化をはかることが統治者にとって重要な義務である、とスミスは主張していることになる⁷⁴。産業の発展が生み出す個人の孤立化は社会を不安定にするというスミスの理解は、人間

⁷² 国民一般の教育に関するスミスの議論については、稲村 (2003, 237-8) を参照のこと。

⁷³ 詳しくは、Woodfield (2001, 3-6) を参照のこと。

⁷⁴ スミスの社会観を明らかにしようとした Alvey は、スミスは、経済社会の発展を「意図せざる結

は社会なしで生きてゆけず、しかも一体感を求める存在であるという理解を反映している。スミスが『道徳感情論』で指摘していたように、人々が「もっとも恐れるのは、社会構成員が彼に関して抱く感情」であるが、「孤独な生活は、社会生活よりもずっと恐ろしいもの」であって、孤独な人々は「想像を絶する不幸と破滅の憂鬱な予感だけ」しか感じない (TMS. II. ii. 2. 3)。「人間社会のすべての構成員は、相互の援助が不可欠」なのだが、同時に「相互に不当な扱いを受ける危険にもさらされている」。だからこそ、相手を思いやるような「理解力」が互恵的な援助というかたちで発揮されたとき、社会は安定するという『国富論』での主張がなされることになるわけである⁷⁵。

果」として理解していた点で楽観的であるが、その過程で不可避に生じる道徳的な腐敗という悲観も併せ持っていた、と主張する (Alvey 2003, 289; 293)。

だが、スミスは、初等教育や宗教を含めた成人教育など、公共のための制度を整備し、「科学と哲学の研究」や「絵画、詩、音楽、ダンス」などの「娯楽」を振興する公共のための政策を統治者が実施することで、人間的資質を向上させてゆくことは可能であると理解していたわけであるから、経済発展の過程で生じる道徳的な腐敗を警戒していたことは確かであるが、それを悲観してはいなかったことになる。

⁷⁵ スミスは「政府が交換的正義に配慮するだけではエクイティ [分配的正義] は実現されないため、国家の配慮が必要になる場合について論じた」、という田中 (1997b, 78) の主張は、『国富論』第五編における問題は正義であること明確に指摘した点で、見逃すわけにはいかない。とはいえ、本稿のように整理して間違いないとすれば、第五編の公共事業論においては交換的正義や分配的正義が問題ではなく、正義を実現する主体の人間的資質の育成に、スミスの主眼は置かれているのである。

第5章 スミスの租税論における公債論の持つ意義について

——「政府の正義」との関連で——

1. 国家収入について

スミスは『国富論』第5編第2章「社会の一般収入あるいは公共収入の財源において」において、同書第1章で論じた義務を統治者が果たすための財源として適当なものは何か、そしてそれを如何にして賄うべきかを明確化する。スミスによれば、国家が必要とする経費は、「国家の基本制度として特定の収入をあてがってあるものを除き」、国家が所有し、管理する貨幣や土地などの資本か、あるいは国民の収入すなわち地代・利潤・賃金から引き出される (WN. V. ii. 1)。

国家は、自らが所有し、管理する貨幣資本を自ら使用して、利潤を得ることができる。しかし、その事業を実行する役人や代理人は、君主の富が無尽蔵であると勘違いしがちなので、国営の事業には浪費や濫費がつきものである (WN. V. ii. a. 6)。したがって、自らの資本を用いて利潤を獲得するような商業活動に国家は不向きである、とスミスは指摘する。

(1) 国営事業と王領地

自らが所有し管理する貨幣資本を貸し付けることによって、国家が利子を得る方策について、全く成功の見込みがないわけではない、とスミスは理解していた。

そのためには、①金・銀貨以外の流通手段に対する需要があり、②信用証券を発券する政府の信用が厚く、③それを過剰に発券しないことが前提となる。しかし、政府は節度を守らずに、金・銀貨の価値総額以上に信用証券を発券し、経済を混乱させたという歴史的事実がある。「資本および信用は、不安定で失われやすい性質」だから、統治者が義務を果たすための「確実に安定した永続的な収入の主たる財源として頼るのは不適當」である、とスミスは結論する (WN. V. ii. a. 11)。

スミスは、安定した財源として王領地を挙げているが、広大な王領地はその管理が杜撰なため、

生産性が上がらない点を問題視する。同一の土地が私的に所有されるならば、多くの地代収入を得るために、地主は土地改良を進めるだろうし、多くの利潤を得るために、農業者は耕作に要する技術を改善しようと努めるだろう。その結果、土地の生産性および地代が上昇するだけでなく、生産性が発展した分だけ多くの人口が養われるようになる。しかし、王領地はそうならない。

要するに、王領地は、土地が私的に所有された場合にもたらされる地代、生産性の向上、およびそれによって養われる人口の分だけ、社会に損失を与えるとスミスはいうのである。王領地は「生産物の点からいっても、人口の点からいってもまったくの国土の無駄と損失」である。それゆえスミスは、王領地を公売によって売却すべきだと考えていた。王領地が私有財産になれば、上に述べたように生産性は向上し、それによって国民の収入と消費は増大することになる。国家は、王領地を売却した額を手に入れることができ、加えて、国民の消費の増大に伴って、関税や消費税など各種の税収の増加が見込めることになるからである (WN. V. ii. a. 18)。

(2) 課税四原則

国家が所有し、管理する資本が「その必要経費を賄うのに不適當かつ不十分な財源」であることをスミスは例証し、必要経費の大部分は租税によって賄われる他にないと指摘した。その際、スミスはその財源を確定するうえで考慮に入れるべき原則として、いわゆる課税四原則を提示することになった⁷⁶。その内容をまとめれば、おおよそ以下のとおりである⁷⁷。

第一は、公平性である。「各人それぞれの担税力にできるだけ比例」して、言いかえれば、「それぞれ手に入る収入にできるだけ比例」して納税すべきである、とスミスは主張する (WN. V. ii. b. 3)。共同借地人が借地から得る利益に比例して、経営費の一部を負担する義務があるように、国民も政府による統治から得る利益に比例して、その経費の一部を負担する義務がある、とスミスは理解し

⁷⁶ スミスにおける租税と経済政策の関連については、斎藤 (1980) が詳しい。

⁷⁷ スミスの課税の原則を、ワグナー、マスグレイブ、ノイマルクらが提唱した課税の原則と対比する研究として、佐藤 (1981, 155-6)、中谷 (1996, 151; 172-3) がある。

ていたからである⁷⁸。

要するに政府は、国民が獲得する地代・利潤・賃金の額にできるだけ比例するように課税する努力をしなければならず、また国民は納税する義務がある、とスミスは理解していたことになる。しかし後述するように、スミスは、ある収入に対する課税が他の収入に転嫁されることを看破していたから、結果的に課税は不公平にならざるを得ないことも承知していた。どれか一つの収入に対して、「不公平に特定の租税がかけられるために起こる不公平だけ」をスミスは考察しようと努めているわけである。

第二は、確定性である。国民が負担する税金は、「支払いの時期、支払いの方法、支払いの額」に関して確定的でなければならない (WN. V. ii. b. 4)。税金が不確定である場合、徴税人は恣意的に税を重くしたり、納税者をおどして「贈物や役得」にあずかろうとしがちであり、徴税人の「傲慢を奨励し、腐敗を助長する」ことに繋がるからである。

第三は、徴税の時期・方法における納税者の便宜である。政府は「納税者が支払うのにもっとも都合のよさそうな時期に、また方法で」徴税すべきである (WN. V. ii. b. 5)。「土地や家賃の賃料にたいする税」は、「このような賃料が普通支払われるのと同じ時期」つまり、「収める金を一番持っ
ていような時期」に徴収すべきである。その点、奢侈品に対する消費税は、消費者にとって都合のよい方法で支払われる。というのも、消費者は奢侈品を購入する都度、支払うからである。奢侈品は、「買うも買わぬも消費者の自由」だから、消費者が不便を被ったとしても「それはまったく自業自得」ということになるわけである。

第四は、徴税費用の節約である。すべて租税は、徴税分と「国庫に入る分との差」が最小限になるようにすべきである (WN. V. ii. b. 6)。不必要に多くの徴収人を雇った場合には、多くの給料が税金から支払われることになり国庫に入る部分が減少してしまうから、いわば国民に余分に税を課したことになる。

⁷⁸公平性の原則において、スミスは諸個人の担税力に応じて租税を負担すべきであるとする (能力説)。しかし、別の箇所では、受益者負担の原則が示されている (利益説)。スミスは担税力と受益の結果を「所得」によって測ることによって、能力説と利益説をうまく折衷する (Musgrave & Peacock 1958, ix; 山崎 2000, 94)。公平性をめぐるスミスの立場に関しては、上記の他、斎藤 (1956; 1958)、山崎 (1966b, 6; 1968, 3)、中谷 (1996, 152-4) が詳しい。

租税は、国民の「勤労意欲を妨げ、国民が、たくさんの人々に生計と仕事とを与えられるはずの特定部門に従事するのに水をさすことがあり」、このような事態は、財源である国民の収入を減少させることになる。例えば、租税は「その税を免れようと企てて失敗する不幸な人々」を没落させ、「社会がかれらの資本の運用から得られたはずの便益」を消失させることがありうる。

ある財に重税を課すと、その財を密輸しようとする人々が増加するだろう。しかし、密輸の事実が明るみに出れば、刑罰が下される。スミスは、ある財に重税を課するような「法律は、あらゆる正義の常則に反する」と主張するが、それは法律が密輸を誘発しているからだけでなく、「社会が、かれらの資本の運用から得られたはずの便益」を消失させてしまうからである。加えて、徴税人が「頻繁に臨検に来たり、不愉快な検査」をすると、国民は、「無用の手数、迷惑、そして圧制」を被ることになる。

以上の四つの原則に反するような課税は、社会全体で資本を減少させ、「社会が資本の運用から得られる便益」を減少させることになる、とスミスは理解していたことになる。税金の不確定が徴税人の傲慢や腐敗を助長すると指摘した後で、「ごくわずかな不確定でさえ、ひどい不公平にも勝る大きな害をもたらす」とスミスは述べている。「大きな害」とは、直接的には徴税人の緩慢や腐敗であるから、スミスはこのような不公平が統治に対する国民の不信を招くことを危惧していたわけである。

(3) 租税の種類と特徴

租税は最終的に国民の収入から支払われる他にないが、国民の収入は、地代・利潤・賃金の総計である。したがって租税は、それぞれに対して課されるか、あるいは国民のすべての収入に対して無差別に課される税のいずれかである (WN. V. ii. b. 1)。それぞれの収入に課される税には、主に地租と家賃に対する課税、利潤に対する課税、賃金に対する課税があり、所得に対して無差別に課される税には、主に消費税と関税がある。

〔1〕地租と家賃に対する課税

スミスによれば、地租には「各地区ごとに一定不変の基準」にしたがって土地の面積に課される税と、土地の改良の程度に応じて変動する地代にかかる税とがある。土地の広さに応じて課税する場合、土地改良の結果として地代が上がっても、納税額は変わらない。それゆえ、土地の面積にかされる地租は、土地改良も生産性の向上も阻害せず、生産量を減らす傾向がないため、生産物価格を高めることもない。だが、地主は土地の改良によって利益を得ることができたのは、ブリテンの地代が右肩上がりに上昇し、また貨幣価値もほぼ一定であったからである（WN. V. ii. c. 2）。もし、地代が右肩下がりに減少するか、あるいは貨幣価値が上昇していれば、土地の広さに応じてかされる地租は、地主の収入を減少させたはずである。したがって、このような地租は、地代や貨幣価値の変動によって、地主に有利に働く場合もあれば、国家に有利に働く場合もあるので、不確定な財源ということになる。

土地の改良の程度に応じて変動する地代の場合、税収も不確定になる。地代が変動するたびに税率を変更しなければならず、課税・徴税に手間がかかる。つまり、課税の第二・第四の原則に反することになる。だが、行政制度を工夫し、これらの不都合の大部分を解消することができる、とスミスはいう。政府が地代を調査するのではなく、地主と借地人に連名で地代を申告することを義務づけ、虚偽の申告をした者には罰金を与え、その罰金はそれを告発した者に与えれば、政府は課税・徴税の手間を省くことができるからである（WN. V. ii. c. 11）。

地主によっては、借地契約の更新に際して地代を引き上げず、一時金を要求する者もいた。借地人は一時金を支払えば、土地の耕作に使用できたはずの資本を失う。このような慣習は、生産性を低めるように作用する。したがって、一時金を要求する地主に重税を課せば、「各当事者すべて、つまり地主、借地人、主権者そして社会全体に少なからぬ利益をもたらすであろう」と、スミスは主張するわけである（WN. V. ii. c. 12）。

家賃は、家屋に対して支払われる家屋地代（Building rent）と、建物が建っている土地に対して支払われる敷地地代とから構成される。家屋地代は、家屋の建築業者に妥当な利潤をもたらす水準に

落ち着くはずである。家屋地代が過大な利潤をもたらすときには建築業への新規参入を誘発し、それによって競争が激化するので利潤は減少してゆく。逆に家屋地代が過小なときには建築業者数は減少するので、利潤は上昇する。したがって、各家屋の地代総額に比例する税は、最終的には、居住者と土地の所有者に転嫁されることになる (WN. V. ii. e. 1-4)。

家賃を支払う原資は、居住者の収入すなわち賃金・利潤・地代のいずれかの中から支払われる。敷地地代に税金が課されたとしても、居住者の収入は増加しないので、結局このような税金は地主が負担することになる。敷地地代は普通の地代と同様に不労所得だから、それに課税したとしても、「いかなる種類の勤労もさまたげられることにはならない」ことになる (WN. V. ii. e. 7-10)。それゆえ、家賃に対する税を国家が必要とする経費を賄う財源として妥当である、とスミスはいう。

要するに、土地耕作が進むにつれて地租はふえ、人口増加の結果家賃がふえるから、地代と家賃と税を課せば、繁栄の結果として税収は増える、というわけである。

〔2〕利潤に対する課税

利潤は、「資本から生じる収入」であるが、「利子の支払いに充てられ、その資本の所有者のものになる部分」と「利子の支払に必要な分を超える余剰部分」に分かれる (WN. V. ii. f. 1)。

後者は、「資本の使用にともなう危険と労苦」にたいする穏当な報酬である場合、課税の直接対象には不向きである、とスミスは主張する。この報酬を得ることができなければ、資本家は資本を投下しても利益を得られないから、資本投下をしなくなる。

したがって、もし「利潤全額に比例して直接に課税」すると、資本家は「利潤率を引き上げる」か、「その税を利子に負わせる」つまり「利子を少ししか払わないか」、このいずれかを選ぶ他なくなる。

資本を「農業資本として土地の耕作」に用いる場合、利潤率を維持するためには地代を減らす他にないから、地主が最終的に税を負担することになる。資本を商業または製造業に使用するとする場合、利潤率を維持するためには商品価格を引き上げる他にないから、商品の消費者が最終的に税を負担することになる (WN. V. ii. f. 1-2)。

利子は、「資本の使用にともなういっさいの危険と労苦を完全に補填した後に残る純生産物」であるが、利子に課税したとしても、貸主は利子率を引き上げることはできない。「一国の資本や貨幣の量」は、利子に税を課しても変化しない。通常の利潤率は、「投下されるべき資本の量と資本を用いて営まれるべき仕事つまり事業の量との比」によって決まるから、利子に課税しても、資本量と事業量の比率は何ら変化しない。「資本の使用にともなういっさいの危険と労苦を完全に補填した後に残る純生産物」も変化しないから、利子課税に不都合はないように見える (WN. V. ii. f. 3).

しかし、「人が所有している資本ストックの総額」は正確に確かめることは難しく、しかも「総額は絶えず変動しがち」である。さらに、国内で利子に対して課税されると、資本家は、税率の低い国へと資本を移すだろう。地代に課税されたからといって土地を他国へ移すことはできないが、資本はそれが容易に可能なのである。したがって、「利子は、直接の課税物件として、地代よりもはるかに不適當である」とスミスは主張する⁷⁹ (WN. V. ii. f. 4).

「商業のある特定の部門」の利潤に税をかけると、商人は、税金分を補填できるような価格で売られるだけしか商品を販売しなくなる。そうすると、その商品の供給量は減少し、販売価格は上がるので、結局、消費者が税を負担することになる (WN. V. ii. g. 8).

要するに、個人が自由にできる収入の余剰部分に課税しても直接国内生産を減らすことは難しいが、資本部分に課税すると資本家が海外に流出しかねず、そうなれば国内から引き上げられた資本によって維持されていた産業活動は停止することになり、国民の収入を減少させ、ひいては租税収

⁷⁹ それゆえ、スミスは「利潤、すなわち資本から生じる収入にかける税」についての検討を通じて、「資本の所有者」は同時に「世界市民」とであると注意を喚起したのである。

土地の所有者は、当然に、かれの所有地があるその特定国の市民である。ところが、資本の所有者は、まさしく世界市民なのであって、かならずしも、ある特定の一国にしがみついているわけではない。かれは、背負いきれないような重税をかけられるためにやっかいな取り調べにさらされる国を捨てて、ほかへ行こうと思いがちであり、もっと気楽に事業を営むなり財産を享受するなりできるような、どこかほかの国へ資本を移動させるだろう。かれが資本を移せば、かれが去った国で、それまでかれの資本が維持してきた産業は、すべて停止してしまうだろう。土地を耕すのは資本であり、労働を雇うのも資本である。一国から資本を追い出してしまう傾向のある税は、主権者にとっても社会にとってもいっさいの収入の源泉であるものを、それだけ枯渇させる傾向をもつものである。資本の利潤ばかりか、土地の地代も労働の賃金も、資本が移れば多かれ少なかれ必然的に減少するだろうからである。(WN. V. ii. f. 6)

入が減少する、とスミスは理解していたわけである。

〔3〕賃金に対する課税

労働者の賃金は、「労働にたいする需要」と「食料品の普通または平均の価格」によって決まる (WN. V. ii. i. 1)。両者の状態が不変である場合には、賃金に直接税をかけた場合、「賃金を引き上げる」結果をもたらすだけである。

労働の賃金にかかる直接税は、あるいは労働者が自分のふところから支払うことがあるとしても、こういう税のために製造業の労働の賃金に生じた騰貴分は、親方製造業者によって前払いされざるをえない。親方製造業者は、賃金を前払いした分を、利潤と商品価格に上乗せせざるをえなくなる。そうすると、賃金の騰貴分と親方製造業者の追加利潤とを支払うのは、最終的には消費者ということになる。

農業に従事する労働者の賃金が騰貴した場合、それは農業者によって前払いされることになる。農業者は、親方製造業者の場合と同様に、同じ水準で生産を続けるためには、賃金が騰貴した分だけより多くの資本が必要になる。この投下資本を、資本の普通の利潤と合わせて回収しようとするれば、農業者は地代の支払い額を減らす他にない。したがって、賃金の騰貴分とそれを前払いした農業者の追加利潤は、最終的には地主が負担することになる。

どんな場合にも、労働の賃金にかける直接税は、長い目でみれば、その税からあがる収入に等しい額を、一部は地代に、一部は消費財に適切に課税した場合にくらべると、より大幅な地代の引き下げと、また、より大幅な製造品価格の引き上げをもたらすにちがいない。(WN. V. ii. i. 2)

要するに国民が年々消費する生産物の量を一定に保つという条件の下では、賃金への課税は、地代を大幅に引き下げ、消費財の価格を大幅に引き上げることになり、結果的に国民が年々消費する便宜品と必需品の減少をもたらすことになる、とスミスは主張するのである。

〔4〕消費税

消費税は、生活必需品に対するものと奢侈品に対するものがある。スミスは、生活必需品を次のように定義する。

生活必需品とは、生命を維持するために必ず必要なものに加え、生活している国の習慣が、最下層の人々にとってさえ、それなしでは尊敬に値する住人としては見苦しいものにするすべてのものを含む (WN. V. ii. k. 3)

つまり、生活必需品は自己保存に必要なだけでなく、「生活習慣が必要だとしているもの」(WN. V. ii. k. 3)、すなわち社会的な生活水準次第で決まるという理解である。

必需品への課税は、「その価格を税額よりいくらか高めに引き上げる。なぜなら、この税を前払いする商人は、通常、利潤ともどもその分を取り戻さざるを得ないからである」⁸⁰ (WN. V. ii. k. 4)。必需品価格の上昇は、賃金の上昇を招く。製造業者は「賃金の引き上げ分と、引き上げ分に対する利潤」を商品価格に上乗せすることになるので、この種の租税は、最終的に消費者に転嫁されることになる。したがって、必需品への課税は、賃金に直接税を課す場合と同じ作用を持つから、この課税の場合にもスミスは次のことを危惧していたであろう。

もし労働の賃金にかかる直接税が、かならずしも賃金と同じ割合での騰貴を引き起こさなかったとすれば、それは大抵の場合、この税が、労働に対する需要をかなり減少させたからである。産業の衰退、貧民の仕事口の減少、その国の土地と労働の年々の生産物の減少、一般的に

⁸⁰ 当時のグレート・ブリテンでは、「塩、なめし革、石鹼、ろうそく」などの生活必需品に対して消費税がかけられていた。イングランドにおいて、塩には「原価のほぼ三倍」の消費税が課されていた。塩は「個人が年々に消費する分量はごくわずかで、少しずつ買うこともできる」けれども、それでも生活必需品だから、賃金を引き上げることになったのである (WN. V. ii. k. 10-1)。

これがこのような税の結果であった (WN. V. ii. i. 3)

だが、スミスは奢侈品に対する課税は、賃金を引き上げることはないと指摘する。「まじめで勤勉な貧民」は、高価になった「余計なもの」の消費を控える。だが、必ずしもすべての貧民が「まじめで勤勉」だとは限らないであろう。奢侈品に消費税が課された結果、価格が上がったとしても、消費し続ける人々について、スミスはどのように考えていたのであろうか。スミスによれば、「そのようならしない連中」の子どもたちは、なおざりにされ長く生きることはないだろうし、例え生き延びたとしても、両親の行いをまねして墮落して「社会の厄介者」になるに違いない (WN. V. ii. k. 7)。

要するにスミスは、奢侈品に課税して価格を引き上げると、一方で、親から子へと墮落が継承されることをいづらか防ぎ、他方で、まじめで勤勉な貧民に節約を促して、むしろ家族を養う彼らの能力を高めることになるかと理解していたことになる。

〔5〕関税

関税は、消費税よりもはるかに昔から存在しており、イングランドにおいては、最も古い関税は輸出税であったが、それは「時には国家の危急を救うため」、また時には「貿易を規制する」手段として用いられていた (WN. V. ii. k. 23)。

重商主義政策の全盛期には、主として輸入に関税をかけ、輸出にかけていた関税の大部分を軽減するか廃止し、ときには輸出に奨励金を与えることもあったが、高い関税をかけられた輸入業者が密輸に走ったため、結果的に関税収入は減少した (WN. V. ii. k. 24-6)。

加えて、輸入品目に課されている関税を示す関税率表には、多種多様な品目が記載されていたが、商品がどの品目に該当するのか不明確であった。要するに当時の関税は、課税四原則の第二の原則「確定性」に反しており、適当な課税対象を選んでいただけではないが、輸入品目を少数に限定し、かつ「各品目ごとに公共社会に最大の収入をもたらすと経験上わかっている適度な税」(WN. V. ii. k. 30-2) をかけることにより、以上の不都合をある程度解消していたわけである。

18世紀を通じて、グレート・ブリテンは、葡萄酒、ブランデー、砂糖、ラム酒、たばこ、ココヤ

シなどのアメリカの産物に加え、コーヒー、陶器、香辛料、織物などインドの産物から関税収入を得ていた。関税は、歳入の増加を目的として導入されたのではなく、そもそも自国の商人に「国内市場での有利な地位を与えようとして課せられたもの」であって、国内経済発展の戦略として導入された。しかし、重い関税は輸入業者を密輸へと駆り立て、結果的に政府の収入を減らすことになった（WN. V. ii. k. 32-2）。

だからスミスは、「下層階級、つまり中流階級よりも下の階級に属する人々の総消費は、どの国でも、中流階級とそれ以上の人々のそれを、量においても価格においても大きく上回っているということが、注意されなければならない。低い身分の人々の総支出は、上流階級のそれを大きく上回っている」（WN. V. ii. k. 43）と指摘し、国内生産を増加させ、労働量を増やし、賃金を上昇させるような政策を実施すれば、中下層階級が消費する奢侈品に消費税や関税をかけても、彼らの生活水準を大きく引き下げることなく、より多くの租税収入を確保することができる、とスミスは主張していたことになる。

小括

直接税について見ると、土地耕作の進展は、地租による収入を増加させるだけでなく、食物の生産量を増大させる。その結果、人口増が可能になるが、人口が増大すれば人々が暮らすための住居も増える。したがって、地代と家賃と税をかせば、経済社会の発展の結果として税収は増える、というのがスミスの基本的な理解であった。

資本部分に課税すると、資本家が国内から資本を引き上げ、それによって維持されていた産業活動は停止する恐れがある。産業の減少は国民の収入を減少させ、ひいては租税収入全体を減少させることになる。くわえて、労働者の賃金に対する課税は、地代と消費財に適切に課税した場合に比べて、消費財の価格を大幅に引き上げることになる。したがって、利潤と賃金に対する課税は、「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」の生産量と消費量を減少させることに、スミスは警鐘を鳴らした。

他方、消費税や関税は、各人の納税額は異なるけれども、自分の意思で負担を免れることは可能

であり、自ら進んで納税するのと同じであるから、「適正に賦課され、しかも適当な商品にかけられているところでは」、不平はでないだろうし、また、税を確定させることも容易であるから、租税の第一・第二・第三原則とは合致するが、第四原則に反する、とスミスは理解していた (WN. V. ii. k. 58-60)。

スミスがこのように理解した理由は、消費税や関税によって四つの不都合が生じるからである。第一に、消費税や関税の徴収には、当時、多くの「税官吏や消費税吏」が必要だったため、多額の徴税費用が不可欠であった。第二に、消費税や関税は商品価格を高めるため、当該商品の消費と生産とを抑制してしまう。第三に、密輸を誘発する。第四に、課税された商品を取り扱う商人は、度重なる収税吏の検査で不愉快な思いをする (WN. V. ii. k. 62-5)。

消費税や関税は、このような不都合をもたらすにも関わらず、スミスはオランダの事例を引き合いにだし、注目すべき二つの指摘をしている。第一に、オランダは生活必需品に重税をかした結果、主な製造業がつぶれただけでなく、漁業や造船業も、危機を迎えそうなこと (WN. V. ii. k. 79)、第二に、オランダは、国家の独立を守るために、多大な経費のかかる戦争に巻き込まれた結果、生活必需品に課税したこと (WN. V. ii. k. 80)、これである。生活必需品に重税がかされた結果、労働賃金は上昇し、利潤率は下落したはずである。資本家は、自らの資本を運用しても少ない利潤しか手にできないのであれば、より有利な投資先を求め、資本を引き上げるか、海外へ移り住むかするはずである。しかし、オランダの資本家が自国から脱出しない理由を、スミスは次のように指摘する。

政府が共和政体だということが、オランダの現在の栄光を支柱として支えてきたものと思われ
る。大資本の所有者たち、つまり大商人の家族は、一般にその政府の行政にある程度直接関与
するか、そうでなくても、ある程度間接に影響を及ぼすかしている。かれらは、この地位にあ
るために尊敬され、権威も持っているからこそ、ヨーロッパの他のどこと比べても、かれらの
資本を、もしみずから運用すればよりわずかの利潤しかもたらさず、もし他人に貸し付ければ
よりわずかの利子しかとれない国、そして、かれらの資本から得られるごく穏当な収入では、
生活必需品をより少なくしか買えない国でも、喜んで住んでいるのである。(WN. V. ii. k. 80)

オランダ政府は資本家が直接的あるいは間接的に関与している市民政府であり、自分たちの政府であるという彼らの意識が海外流出を思いとどまらせ、むしろ国家運営に必要な税を積極的に負担していた、とスミスは指摘するのである。

2. 租税収入と国債発行

以上の租税収入が、実際に政府の手元に流入するまでには時間がかかる。さらに戦争の場合には立法から始めなければならず、現実的には巨額の戦費を即座に調達することはできない。円滑な国家財政運営を行うためには、どうしても臨時借入れが必要になる。

当初グレート・ブリテンは、「いわば対人信用とでもいうべき」方法で起債していた。すなわち、「短期借入れ証書」(unfunded debt)がそれである。短期借入れ証書の価値は、イングランド銀行が短期借入れ証書を額面価格で引き取るだけでなく、満期になった分の利子を支払うことによって維持されていた。ところが、1696年に大改鑄が実施されている間には、国庫証券や割符(tally)は、2割5分から6割引で売られたという(WN. V. iii. 11)。

短期借入れ証書による資金調達が困難になった結果、政府は、償還期日が定められていない確定利付きの債務証書である「永久債」(perpetual annuity)によって資金を調達し始めるようになった。それに加えて、18世紀に入って、アン女王治世の間に、市場利子率が6%から5%に下がり、それによって節約された年金支払い額によって基金が設立されたことも、政府による借入れをいっそう容易にした。その基金は後に、減債基金と呼ばれるようになる。減債基金は、政府が資金を調達するときに、「いつでも即座に抵当として利用できる補助的基金」であった(WN. V. iii. 27-28)。

国債は、グレート・ブリテンにおいて名誉革命体制のもとで発行されるようになり、議会におけるプライベート・アクトによって設立された株式会社と密接に関連しながら累積することになったのである。

(1) 国債発行の累積

アウグスブルグ同盟戦争以降、ブリテンにおける起債総額は増加の一途を辿っており、国家債務の増大に悩まされていた⁸¹。

ウィリアムとアン女王の時代、新しい課税の大部分は数年間に賦課される期限が限られた臨時税であったが、毎年の支出予算の大部分は、租税収入の先借による借り入れ金で賄われていた。しかし、租税収入は定められた期間内に借り入れ金の元利を完済するのに不十分であることが多く、そのため税の賦課期間が延長された。

グレート・ブリテンの国債を多く引き受けていたのは、イングランド銀行、南海会社、東インド会社であった。1711年に南海会社は917万ポンドを超える大金を政府に貸し付けており、それに加えて、同時期までに政府はイングランド銀行から総計337万ポンド超、東インド会社からは総計321万ポンドを借り入れしていた。1715年に、イングランド銀行への利子を支払うために、税金で総合基金 (aggregate fund) が設立された。政府は、イングランド銀行への利子支払いの他、各種年金や負担金も、総合基金から醸出するようになったのである (WN. V. iii. 21-23)。

減債基金は、元来、過去の債務の償還を目的として設けられたものであるが、現実には、「根拠の不確かな基金を助けるための担保」として活用され、「国家のあらゆる緊急事態において、この方法で資金調達が発議」されたのである (WN. V. iii. 28)。

なぜ減債基金は増大したのだろうか。1714年には、債券に対する利子率の上限が5%であると法令で定められ、その後、1727年に4%、1753年に3.5%、1757年に3%に引き下げられた。こうして、一定の財源のもとで、より低い利子率の国債に、しかも大部分が償還日の記載がない永久国債に借り換えられた結果、減債基金が自動的に増加してゆくことになったのである⁸²。

⁸¹ 17世紀末頃から1755年(『国富論』が出版される前年)までにおけるグレート・ブリテンの歳入・歳出の推移、国債残高の推移、国民所得に占める国家財政支出の割合の推移、長期物価傾向等は、斎藤(1982, 80-92)が詳しい。

⁸² もっとも大規模な低利借り換え借入は、ペラム政権下で実施された。ペラムは、債権者であるイングランド銀行・東インド会社・南海会社の強い反発に合いながらも、利子率4%の公債の88%に

名誉革命以降、様々な個別財源の統合と、償還期限付きの借り入れ、国債の低利率での借換え、永久国債化によって増えた減債基金を国債利払いの原資に用いながら、財政は国債に依存する形で運営された。名誉革命体制は、このようなやり方で不足する収入を賄うための増税を先延ばししながら、増税に伴って生じる国民の政治的反発を抑えつつ、うちつづく対外戦争の費用を賄い続けた。要するに、「永久公債への借り換えという破滅的な手段」で、戦時だけでなく平時の臨時費も賄うようになった結果、グレート・ブリテンの債務は右肩上がりに増大し、その償還は期待できないものになってしまったのである。

加えて、個人の手元に資本の余剰が生じた場合、多くは事業の拡大など生産的労働者の扶養に充てられるが、諸個人の資本が国債の購入に充てられた場合、国家はそれによって得た収入の多くを不生産的労働に振り向けることになるから、国債発行は、本来資本蓄積に充てられる資本を減少させることになる、とスミスは捉えていた。

さらに、公債の利子支払いは、財政を圧迫する。最終的には国家債務の増大は、課税という形で国民の負担にならざるを得ない。スミスによれば、公債の利子支払いのために重税が課されるようになると、まず農業が、次いで製造業が衰退することになる。

土地所有者は、生産物にかかる税が高くなればなるほど、手にする地代は名目・実質ともに減少してしまう。これによって、土地改良へのインセンティブは削がれ、まず農業が衰退する。他方、重税は、資本家が同量の生産物をより安く消費できる国へと逃避することを助長する。資本家の国外逃避によって、これまで国内産業に投資されていた資本は減少し、国内産業が衰退する。こうして、国内産業は重税によって衰退してゆくことになろう (WN. V. iii. 54-5)。

問題は、国家債務を累積させてきた国家は、歴史的に見ると、往々にして国家破産を宣言せずに「貨幣単位の引き上げ」や「鑄造貨幣の改悪」に走ったことにあった。国家は、これらの方策によって貨幣価値を引き下げ、それによって国家の債務を圧縮したのである (WN. V. iii. 60)。スミスは、これらの方策を国家の「実質的な破産」と見なし、国家がこれらの方策を実行した場合に生じるデメリットとして、①債権者が損失を被ること、および②国家の名誉 (honour) が損なわれることを

相当する部分を 1750 年に 3.5% の公債に借り換えることに成功した (Brewer 1989, 124/訳 130; 大倉 2000, 273)。

挙げている。

要するに、スミスは「永久債」による国家債務の累積は、「国民が年々消費する必需品と便益品」の量を減少させることに繋がり、国家債務が累積した国家は、正義に反する「貨幣単位の引き上げ」や「鑄造貨幣の改悪」という手段に頼らざるをえなくなり、結果として統治に対する国民の不信を招くことを危惧していたわけである。

(2) 経済発展と国債

スミスは国防費を国家が負担すべきもので、しかもそれは、社会の発展とともに不可避に増大していかなざるを得ないと理解していた。というのも、分業の展開とともに国の富は増大してゆくが、文明国はその富を狙う他国の侵略に晒されるからである。

分業の展開は、自らの生産物との交換によって必需品を手に入れる人々を増大させるが、製造業者や職工などの人々は従軍して生産活動に従事できなくなると、生産そのものが減少し、生産技術も後退を余儀なくされる。それを避けるため、国が常備軍制度を整備すべきだとスミスは主張したのだが、くわえて、分業が展開して生産技術が高度化すると、迫撃砲のように非常に高価な火器が使用されるようになり、国防費は増加して行かざるを得ないから、とうてい個人レベルでは負担し切れないという理由もあった。だが、商業の発展によって貸し付け能力をもつ大商人や製造業者が誕生し、彼らが「政府の正義」を信認すれば、自らの利益のために政府に対する貸し付け意志を強く持つようになる。結果的に、経済が発展すればするほど、政府は国債を発行して次第に多量の財源を確保することができるようになる、とスミスは理解していたことになる。

このように政府に借り入れる必要性をもたらしたほかならぬ社会の商業的状態が、道徳原因 (moral causes) の作用によって、国民のあいだに貸し付けをする能力と気持ちの両方を生み出す。もしそれが、それと同時に一般的に借り入れの必要性をもたらす場合には、それと同様に、それと一緒にそれを遂行する融通性を生み出すことになるだろう。(WN. V. iii. 5)

貨幣を「貸す側」と「借りる側」を同時に生み出し、国家債務あるいは公信用を成立させた「道德原因」とは、いったいどのような概念なのであろうか。

貨幣を貸し付ける能力と気持ちとを備える「貸す側」は、「商業や製造業」の繁栄に伴って生まれ、「商業や製造業」が繁栄するためには「政府の正義」に対する国民の信頼が不可欠である、とスミスは理解していた。「政府の正義」を信頼するからこそ、「大商人や大製造業者」は、政府の債務証書に投資するのである (WN. V. iii. 7)。

国家の緊急の必要は、貸し手にとって極めて有利な条件で政府に借入れさせようとするのがほとんどの場合である。当初の債権者に与えられた証書は他のいかなる貸し手に対しても譲渡可能であるから、その国家の正義に対する普遍的な信頼にもとづいて、最初に払い込まれた分を上回る価格で市場売却されるのが一般的である。商人と金持ちは政府に金を貸して金儲けするわけであって、取引用の資本を減少させるのではなく、むしろ増やすことになる。それゆえ金持ちは、行政府が、新規の借入れ向けの初回応募に彼が加わることを認めた場合、それを一般的には好意であるあと理解する。このような理由から、商業国家の国民のなかには、貸し付ける傾向と意欲が存在するわけである (WN. V. iii. 7)。

政府に金を貸す商人や製造業者は、金を貸すことで自己の資本を減らすどころか増やすことになる。債務証書は売買可能であり、国家に対する信頼が高ければ、その債務証書は高く売れるからである (WN. V. iii. 7)。つまり、「貸す側」の投資する動機は、「借りる側」に対する期待と信頼が基礎であり、それは「道德原因の作用」あるいはその結果である、とスミスは理解していたわけである。しかし、ここでいう道德原因とは、人々の自己利益についての期待あるいは合理的な判断のみを意味しているわけではない、ということに注意が必要である。

もちろん、スミスは理性的に考えることが我々の行為すべての基礎であると主張しなかったが、より限定された意味で (おそらくデイヴィッド・ヒュームほどではないが)、情緒 (emotions) や感情に考慮すべき余地を与えた。しかし、スミスは、特定の行為に対する我々の本能的な反

応でさえ、「膨大なさまざまな事例」における行為と結果との間の因果関係について筋の通った理解に頼らざるをえないと考えるのである。(Sen 2013, 585)

『道徳感情論』でスミスが明らかにしたように、共感、適合性、公平な観察者による是認という一連のプロセスが「膨大なさまざまな事例」を通じて繰り返されるなかで、「行為の結果との間の因果関係について筋の通った理解」が得られながら、正義という「一般規則」は成立する。つまり、「一般規則」は人々の思考習慣とともに変化することになる。つまり、「道徳原因」とは、正義の「一般規則」を作り出していく人々の思考習慣そのものを意味しているのである。

統治者は、『国富論』第5編第1章で考察された国防・司法・公共設備と公共制度の整備・維持、つまり国民に対する義務を果たし、続く第2章で示された課税四原則にできるだけ反しないかたちで徴税すれば、国民の信頼を獲得し、政治もより安定してゆくことになる、というメッセージである。

(3) 合邦か植民地の放棄か

スミスはグレート・ブリテンが採るべき途は、次のようなものと提案する。第一は、アイルランドやアメリカ植民地を合邦し、課税する領土を拡大することによって歳入を増大させる⁸³。第二に、あるいは植民地から租税収入を獲得できないのであれば、莫大な費用のかかる植民地を放棄し、歳出を削減する。

当時、グレート・ブリテンにおける租税の四大項目は、「地租、印紙税、様々な関税と内国消費税」であった。地租と印紙税について、アイルランド、アメリカ、および西インドといった植民地は担税力があり、制度を適用さえできればグレート・ブリテンの税収増加に寄与する。しかし、関税法を適用すれば植民地貿易の恩恵は消えてしまうが、自由貿易はそれ以上の恩恵をグレート・ブリテンと植民地の双方にもたらすことになる。

⁸³ ブリテンによる北アメリカ植民地政策に対するスミスの批判に関しては、Winch (1965), Stevens (1975) が詳しい。

内国消費税は、生産と消費の性質がグレート・ブリテンと同じアイルランドにはそのまま適用することができる。アメリカと西インドについては変更が必要であるが、「砂糖、ラム酒、およびたばこ」はどの地域でも奢侈品であるから、課税品目を調整することで内国消費税制度も各地域に適用可能である。

アイルランドとアメリカがグレート・ブリテンの公債の償還に貢献することは、「正義に反するものではない」と、スミスは主張する。というのは、国債は名誉革命によって樹立された政府を支えるために起債され、その政府によってアイルランドとアメリカの人々が享受している自由・財産および宗教についての安全性が、確保されたからである (WN. V. iii. 88)。

アイルランドやアメリカは、グレート・ブリテンと合邦することによって経済的な利益を享受することができるが、スミスの合邦論の特徴は、経済的次元に留まるものではなく、むしろ「道徳原因」の次元を強調していることにある。アイルランドは、グレート・ブリテンとの合邦を通じて、経済的な利益よりも「はるかに重要な利益」を得ることになる、とスミスはいうのである。「圧制的な貴族制度」や「宗教的や政治的な偏見」からの解放が、それである。

アイルランドのすべての階級に属する大部分の住民は、グレート・ブリテンとの合邦を通じて、著しく圧制的な貴族制度——スコットランドと同様に、生まれや富という自然であって尊敬に値する区別にではなく、あらゆる区別のなかで最も忌むべき宗教的や政治的な偏見にもとづいており、このような区別が、一般的に、抑圧者の傲慢さと抑圧されている人間の憎悪や怒りの両方を駆り立て、同じ国の住民を、違う国の住民のあいだ以上に互いに敵対的なものにする——から、完全な解放を同程度までは実現できるだろう。グレート・ブリテンと合邦しなければ、アイルランドの住民が彼ら自身を一つの国民であると考えることなど、長期にわたってありそうにない。(WN. V. iii. 89)

アメリカはどうだろうか。アメリカには、そもそも「圧制的な貴族制度」は存在しなかった。したがって、アメリカはグレート・グレートブリテンとの合邦を通じて、アイルランドとは異なる利益を享受する、とスミスはいう。それは「民主主義的な統治をかく乱する」党派心からの解放であ

る。

少なくとも合邦は、小規模な民主主義につきものの党派心、つまり住民の愛着を頻繁に引き裂いたあげく、形式としてはほとんど民主主義的な彼らの統治の平安をかく乱する、悪意に満ちた致命的な党派心から、植民地を解き放つだろう。グレート・ブリテンから完全に分離した場合、この種の合邦が阻止しなければ、以前よりも十倍も敵意に満ちた党派心が生じやすくなるように思われる。現在の混乱[アメリカ独立戦争のこと]が開始される以前であれば、母国の強制力は、このような党派心が著しく侮辱的な言動や野蛮行為にならないように、いつでも抑制することができた。このような強制力が完全に取り除かれた場合、恐らくそれは、遠からず公然たる暴力と流血になるであろう (WN. V. iii. 90)。

合邦によって「道徳原因」の次元で利益を得るのは、グレート・ブリテンも同様である。「党派心と野心の大混乱状態の中心地」は、帝国の中心すなわち首都であることが普通で、遠隔地になるほど、「張り合いに明け暮れる党派のどれかひとつの見解に溶け込み難く」なる。したがって、遠隔地域は、「全体に対する偏見をもたない公平な観察者」となりうるからである (WN. V. iii. 90)。しかし、このような「租税制度の統一」すなわち「合邦」は、なぜ「ユートピア」なのであろうか。

イギリスの課税制度を、イギリスやヨーロッパに出自をもつ人々が居住している帝国内の様々な地域全体に広げれば、巨額の歳入増加が期待できるだろう。しかしながら、これがイギリスの国制を形づくる原理にしたがって実現することは、様々なすべての地域から公正かつ平等な代表を、イギリスの議会——お望みとあればイギリス帝国の上・下院——に、グレート・ブリテンの代表がグレート・ブリテンに対して課された税額に対して保っているのと同じ比率で、それぞれの地域が収める租税総額に応じて受け入れるように承認しない限り、まず無理であろう。多くの有力な人々の私的な利害、大部分の人々が抱いている強固な偏見というものは、事実、いまのところそのような大きな変化——それは乗り越えることが極めて困難であり、おそらくまったく不可能であろう——には反対であるように思われる。とはいえ、そのような統合

が実行可能かどうかは分かりきっているなどとあえて主張せず、イギリスの課税体制がどの程度帝国の様々な地域の幸福と繁栄にどのような影響を及ぼすか——について考察することは、この種の理論的な著作のなかから、不適切なことではないだろう。このような考察は、最悪の場合でも、たんなる新手のユートピア——以前のそれと比べれば、確かにそれほどの面白みには欠けるが、有用性ははるかに劣るわけでも非現実的なわけでもない——とみなすことができる。 (WN. V. iii. 67)

道徳や正義の一般規則がどのように出来上がるか、これは『道徳感情論』でスミスが詳細にわたって説明したところであった。『国富論』において、分業の発展は市場の広さに規制される、言い換えると、生産性向上の真の原動力は分業であり、市場の拡大によって分業の発展が刺激されれば、土地と労働の生産物が増加し続ける、とスミスは繰り返し主張した。道徳や正義の一般規則の形成と分業の発展は、ともに経済発展に不可欠な基本的要素である。しかしそれは「国家という英知」 (wise of the state) によって区画された国境内に限定されたものである。国境は、「国家という英知」そのものが作り出したものであって、合邦は、国境を撤廃することを意味する。つまり、「国家」そのものを新しく作り替えることを意味することになる。

しかし現実には、「グレート・ブリテンの議会」に「すべての領域の代表」を「公正かつ平等に受け入れる」ことが不可欠だし、それぞれの領域の代表がグレート・ブリテンの租税制度導入に同意しなければ、合邦は実現しない。スミスは、「多くの有力者の私的な利害」や「人民の大集団をとらえている抜きがたい偏見」の存在が、このような「大変革」の実現を阻むと理解していた⁸⁴ (WN. V. iii. 67)。それゆえ、スミスは合邦が「ユートピア」といわざるをえなかったのである。

結果的に残された対処策つまりグレート・ブリテンが膨大な国債残高を減少させるためには、経

⁸⁴ スミスは、遠方の植民地支配を「社会的偏見」という道徳原因の側面から理解していたことは、1782年10月14日付けのジョン・シンクレア宛の書簡からも伺える (cf. Pitts 2005, 52)。

遠方の領土すべてがもつ本当の無益さは、その防衛が必然的に非常に高額になりますから、歳入あるいは軍事力のどちらに関しても、帝国の全般的防衛に貢献することは何もありませんし、さらに、帝国自体の特定の防衛にさえ貢献することは非常にまれですから、私は思うのですが、甚だ矯正を要するヨーロッパの社会的偏見に関する問題なのです。 (Smith 1977, Letter 221)

費を減らすしか道はない。すなわち、国家債務が累積した原因である「帝国建設のプロジェクト」を放棄すべきである、とスミスは結論することになったのである。

この二度の戦争[1739年に始まるオーストリア継承戦争と1755年に始まる七年戦争のこと]によって、グレート・ブリテンの公債残高は、最初の戦争が開始される以前の倍の額以上に膨れ上がった。その戦争がなければ、国債は、おそらくこの時期までに完全に償還することができたであろうし、この戦争が植民地のためのものでなかったとすれば、この二つの戦争のうち前者は起きなかった可能性があるし、後者は間違いなく企てられなかっただろう。その支出が注ぎ込まれたのは、植民地がイギリス帝国の属領であると信じられていたからである。(WN. V. iii. 92)

「植民地貿易の独占」は、「国民の大部分」にとっては損失だけしかもたらさないし、植民地を維持するために要する費用は莫大なものである。要するにスミスは合邦か植民地の放棄かという問題について、経済的次元の分析にとどまらず、むしろそれぞれの社会に生じうる政治的、社会的利益すなわち「道徳原因」の次元で論じ、グレート・ブリテンの「将来に関する展望と構想」とを「実際の平凡な境遇に適応させるように努力する」べきだと訴えているのである。

終章 スミスにおける正義と租税・公債論の関連性について

これまでヒュームにおける「共感」の概念から考察を始め、スミスの租税・公債論の独自性について考察してきた。以下では、各章で明確化したことを改めて確認し、最後にそれを総体化して、本論文の冒頭で掲げた課題に対する筆者の解釈を提示する。

第1章では、ヒュームにおける共感・正義・政府の把握を、観念連合に代表されるヒュームの認識論にまで遡って考察した結果、以下のことが明確化された。

ヒュームの「共感」の概念は、観察者が、相手の顔色や声色の印象から観念連合によって相手に生じているものと同じ情念の観念を想起し、それが「内省の印象」を生じさせるというものであった。端的に言えば、観察対象者に生じている情念と同じ情念が「共感」によって観察者に伝わり、ヒュームは理解していたのである。ヒュームは「共感」を、あたかも弦の振動が空気振動に媒介されて隣の弦に伝わるようなニュートン的な物理法則のように理解し、それによって個人と社会とを説明しようとしたのである。したがってヒュームは、快苦という単一の原理によって、つまりニュートン的な観点と方法で共感を理解していたから⁸⁵、彼の正義と利益との把握は一元的である、という意味では首尾一貫した「体系」になる。

こうした「共感」を通じて、歴史的・経験的に所有の相互不可侵、同意による所有の移転、および約束の履行がもたらす公共的利益について人々が抱く感情は共有され、流布してゆくことになる。やがて人々の間に公共的利益に対する「習慣的合意」が形成されるようになると、この合意に基づき政府による正義の強制は正当化される。このように、ヒュームは、社会秩序の形成・維持を説明する。

正義は各個人の私的所有を守ることによって、社会の構成員誰もが享受する公共的利益をもたらす、それに対する「共感」によって正義は是認される、とヒュームは主張した。人々が歴史的・経験的に所有の相互不可侵、同意による所有の移転、および約束の履行の公共的利益を知ること

⁸⁵ ヒュームは「ニュートンの現実的な考え方と方法論」、すなわち「経験と観察」によって「人間の科学」を作り上げようとしていたわけである (Rosenberg 1993, 64-65; Force 1987)。

よって、正義の根拠となる「習慣的合意」が形成されるというヒュームの主張は、彼が正義をあくまでも自然権・所有権論として論じていたことを示している。言い換えると、ヒュームは「正義」の形成・維持を私的・公的両利益と結びつけ、「権利の問題」として、つまり自然法学的な枠組みを維持しながら論じたわけである⁸⁶。

ヒュームによれば、人々は、公共的利益に適う行為を道徳的に是認し、公共的利益に反する行為を道徳的に否認するのであった。だが、人間は略奪によって得られる利益を生き生きと想像できるため略奪の誘惑に抗えない、とヒュームは理解していたから、「富と所有財産」の増加によって所有の不平等が生じると、略奪がなされるようになると主張した。

正義の規則に従って行為すること＝人為的徳の発揮は、意識的かつ自覚的に実践される必要があるが、それだけでは十分でなく、政府は「正義を執行することと正義が何かを決めること」によって実際に正義の法を強制し、それによって正義の根拠である公共的利益を守るために不可欠であった。政府は人々が正義を遵守し公共的利益を促進するようなかたちで、抑えがたい私的利益の追求へと邁進するように仕向けることが大切である、とヒューム主張していることになる。

第2章では、「共感」という同じ用語を用いながらも、スミスとヒュームでは相違があり、それが結果として両者の正義の違いへと繋がっていくことを、スミスのヒューム批判を手掛かりに考察した。

スミスの「共感」の概念は、快適なパッションであれ、不快なパッションであれ、一体感を感じることそれ自体に、共感する者も共感される者も相互に喜びを感じると把握されており、この点こそ、まさにヒュームの理解には含まれていない大きな特徴であった。

スミスは、「観察者の共感的パッション」と「観察者のなかにある共感的パッションと主たる当事者のなかにある本来のパッションとの間の完全な一致を目撃することから生じる情動」を区別し、他人の「苦」への「共感」によってなぜ「快」が生じるのかというヒュームが「比較の原理」によ

⁸⁶ グラスゴー大学の初代道徳哲学の教授であり、スミスの師フランシス・ハチソンの先任者であったガーショム・カーマイケル (1672-1729) を起点にしたスコットランド自然法学の一連の文脈については、Moore & Silverthorne (1983), Haakonssen (1989, 39-49; 2012, 261-277), Buckle (1991, 191-295), Moore (2006, 291-4) を参照のこと。

って説明しようとした問題を解決したのであった。と同時に、「本来のパッション」が「快適なものでも不快なものでもありうる」ならば、「不快なパッション」の共感と是認とが存在するはずであり、自身の独自性はそこにある、とスミスは言っているわけである。

自らが苦痛を感じるパッションは、他者の共感によって軽減される。したがって、人々は、とりわけそれを他者に伝えたいと願うというのである。スミスは、人々には相手にパッションを「伝えたい」という「積極的で利己的な本性」が存在するだけでなく、他者との感情の一致、すなわち一体感そのものの喜びを感じ取る存在である、と理解していたわけである。要するにスミスは、生まれつき他人に共感したいと願い、また他人から共感されたいと願う存在として、人間本性を把握していたのである。

当事者には、「偏見をもたないすべての人々」が残らずくみ取れる程度にまで、パッションの表示を抑制することが求められる。だから、共感によって感情が伝わると理解したヒュームの場合、共感と是認の関係は機械的に把握されたのに対して、スミスの場合、その関係は観察される側の主体的・自発的な努力＝自制の有無や程度によって、より複雑なものとして把握される。これは、スミスが、①共感的感情が生じるかどうか、②観察対象を承認するかどうかに関心を当てたためである。

行為の結果に対する共感には、影響を与えられた人物との「感情の一致」が必ずしも必要ではなく、それゆえ「幻の共感」であっても十分なのである。つまり、スミスは、ヒュームが主張した道徳的是認の根拠、すなわち行為の結果＝公共的利益への共感には「幻」である可能性をもつ、と批判していたことになる。

スミスは、『道徳感情論』において正義を道徳感情の一環として論じ、それは社会全体を支える重要な支柱すなわち行動規範を形成する人間的要素の一つであって、社会的な規定を受けながら発展し続けるという点を、明確化したのである。それゆえ、『道徳感情論』において正義の内容は、明確かつ具体的に定義されず、「社会を支える柱」としての「正義」の多面的な特徴が描き出される、という形で構成されているのである。

第3章では、『政治論集』におけるヒュームの公債問題に関する議論は、名誉革命後のブリテンの現実が『人間本性論』で解明した社会秩序構造を危機に晒していることを明確にした。

『人間本性論』で構築した論理を念頭に、ヒュームが『政治論集』においてブリテンの名誉革命

後の現実接近した。その際、ヒュームは、「勤労」「奢侈と生産技術の洗練」「知識」「自由」を不可欠の環とした「文明社会」を構想した。この「文明社会」においては、「国家の偉大さと国民の幸福」とが相互に促進されることになるはずであったが、同時に、「文明社会」では「富と所有財産」が増大する一方で、相対的な貧富の差は依然として解消されないで、堅固な統治組織による社会秩序の安定化が必要であった。一方で、「勢力均衡」政策に専ら傾斜し、その財源を公債に求め続ければ国民に過重な負担を強いることになり、「文明社会」の論理そのものを破壊しかねない。他方、財政再建と国内経済の発展にのみ専念し、国際秩序の安定化を疎かにすれば、他国の侵略を招き統治組織そのものが破壊され、国民は他国に隷属する可能性がある。

こうした危機的状況を十分に意識して論説「租税について」を著したヒュームによれば、先に見たように、公債の累積による社会秩序構造・統治組織の破壊は「暴力死」・「自然死」・「医者による死」のいずれかの形態をとらざるを得ない（Hume 1752, 135-141）。「暴力死」は、対外戦争に敗北することによって他国へ隷属することを意味する。公債・財政問題に何の対策も講じずに傍観することは、いっそうの公債累積を招き、やがて国家統治組織は自然に死滅し、社会秩序は維持できない。公債問題について対策を講じるとはいえ、それが誤った措置であればブリテンの問題はいっそう悪化し、「医者による死」に至る。こうした診断をもとに、ヒュームは公債・国家の死・社会秩序の破壊の問題に対して、採るべき施策を論説「租税について」で論じたのである。

奢侈に対する課税は「文明社会」を破綻させずに税収を増加させ、それによって財政再建が進めば、統治組織は存続することになる。それゆえ、彼は「文明社会」の「一般的な成り行き」に従い増進するはずである奢侈に対する課税を強く推奨したわけである。ヒュームは、ブリテンにおける「文明社会」の先行きを決して楽観視してはいなかった。租税によって堅持される統治組織が適切な政策を実行してこそ、社会秩序は安定化すると理解していたのである。『政治論集』初版を世に送り出すにあたってヒュームが理解していたブリテンの状況は、公債の累積の増大という重大な問題を抱えながらも、まずは一応彼の描く文明社会論の枠組みを保持することができていた、と彼は考えていたのである。

『人間本性論』を書いた「哲学者」としてのヒュームは、『政治論集』を書いた「歴史家、時論家」としてのヒュームに指針を与えた。すなわち、統治組織は公共的利益を維持・促進するために、言

い換えると「文明社会」の存立に不可欠であるというのが、それである。ヒュームは、この指針に従って、「歴史家、時論家」としてブリテンの諸問題を検討した。その結果、「歴史家、時論家」としてのヒュームは、「哲学者」ヒュームが打ち出した文明社会論の枠組みを保障し支持する展望と政策とを打ち出したのである。その際、ヒュームは、一貫して統治組織の維持を目的に据え、国家が破産すれば不可避に生じる公共的不利益を強調した。こうすることで、逆説的に統治組織を守ることの公共的利益を強調しているのである。

第4章において明確化したように、『国富論』第5編第1章において、スミスが経費論として論じた国防、司法、および2つの公共事業論は、そもそもそれ自体が、統治者の義務論の一環であった⁸⁷。分業が進展するにつれて人々の思考は産業化するために、国家を外勢から防衛する手段は常備軍をおいてほかになく、統治者がそれを整備しなければならない、とスミスは理解していた。さらに、「商業や製造業は、いかなる国にあっても、政府の正義にたいしてある程度の信頼がなくては、とうてい繁栄できない」(WN.V.iii.7)から、統治者には裁判が腐敗しないような制度を整備する必要もあった。

ロスは、『国富論』を「生活行政、公収入、および軍備に関することがら」を取り扱う論述であった」と評価している(Ross 1995, 250)。スミスが、『道徳感情論』第6版に付された「お知らせ」の中で次のように述べていたからである。

初版の最終パラグラフで、いずれ別の著作で、法と政府に関する一般原理に関する説明だけでなく、社会のさまざまな時代や時期に、法や統治において生じてきたさまざまな革命的变化に関する説明——たんに正義だけでなく、公共のための政策、収入、軍備にかかわるもの、さらには法の対象となる他のあらゆる事柄に関する説明——を試みるつもりだ、と述べておいた。部分的には、少なくとも公共政策、収入、軍備に関するかぎり、この約束を『諸国民の富の性

⁸⁷ 『国富論』第5編において、政府が積極的に果たす役割について指摘されていることを重視すれば、スミスが一貫して「自由放任、不干涉主義、および最小限度の政府」という立場をとるという理解(cf. Stigler 1965, 1; West 1990, 14; Samuelson 1962, 17)は、一面的にすぎるという Medema and Samuels (2009, 309; 314)の指摘は、説得力がある。

質と原因に関する研究』で果たすことができた。(TMS ed. 6. advertisement)

だが、この引用文はスミスが『国富論』において正義について論じていない、ということの意味しないように思われる。そもそも、スミスは、『道徳感情論』第2部で社会が存続する可能性について、次のように言及していた。

社会は、さまざまな商人の間と同様に、さまざまな人間の間でも、その有用性という感覚にもとづいて存続する可能性がある。だから、誰も社会のなかで何の義務も負っておらず、互いに感謝の念で堅く結びつけられていなくても、互いに合意した評価に従う好都合な尽力の欲得づくの交換をつうじて、社会は、なお良い状態に保たれる可能性がある。(TMS. II. ii. 3.2)

しかし、社会が「有用性という感覚にもとづいて」存続すると言うのであれば、言い換えると、「欲得づくの交換をつうじて、社会は、なお良い状態に保たれる」のであれば、スミスは『国富論』第5編第1章において、統治者の義務について論じる必要はなかったことになりはしないだろうか。『道徳感情論』第2部においては、社会が存続するためには正義が不可欠であると、スミスが強調していたことを忘れてはならない。

正義は、壮大な建物全体を支える重要な柱である。もしそれが取り除かれたら、人間社会の偉大でしかも巨大な基礎構造——それを建てて維持することが、この世では、そう言って良ければ、自然の女神の特別かつ最愛の心遣いであったと思われる基礎構造——は、瞬時にして微塵に砕け散るはずである。(TMS. II. ii. 3.4)

経済は、分業の発展によって量的にも質的にもその限界を突破してゆく、というのが『国富論』におけるスミスの重要な主張であるが、『国富論』第5編第1章の経費論では、国防と司法だけでなく、分業が生み出す負の効用に対する対策を政府の義務として強調していた。分業が発展すると、労働は単純作業の繰り返しに限定されるようになり、人々は「努めて理解力を働かせたり工夫を凝

らしたりする機会」を奪われるため、「努力する習慣」を失い、「無知」になる。くわえて「理解力」が低下し、「私生活のうえでの日常の義務」だけでなく「自分の国の重大で広範な利害についても」、人々は考えることができなくなってしまう。さらに、分業が促進する労働者間の結び付きは工場内に限られるから、労働者間の社会的結び付きは、分業によって、むしろ分断されるようになる。産業化と都市化の進行に伴って、個人は必然的に孤立化してしまうのである。

このような分業の発展にもとづく経済発展がもたらす負の効用に対して、スミスは初等教育や宗教を含めた成人教育といった公共のための制度を整備し、それを維持する必要性を強調したわけであるが、その費用を租税収入だけで賄えない場合には、国債を発行して貨幣を調達して統治者が義務を遂行することに、スミスが反対するはずはない。政府による浪費や国家債務の累積を積極的に評価しているわけではないが、「国民が年々消費する必需品と便宜品」の量をよりいっそう増大させ、ひいては国民の生活水準をよりいっそうたかめるための財源として、短期に限って公債を活用することは、スミスの場合、十分にありえる選択肢であった。

第5章では、「政府の正義」と「道徳原因」に注目して、スミスの租税・公債論を考察した。スミスは、租税について論じる際に、「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」の生産量と消費量の増大を阻害ないように課税するべきであると主張していた。だが、名誉革命体制以降、ブリテンは、租税収入だけで歳出を到底賄うことはできない状態であった。財源は国債発行によって確保されるようになり、永久公債への借り換えが行われるようになると、政府に対する信頼と国民の期待の上昇とともに、利子率は漸次的に低下した。これによって、結果的に減債基金の巨額の積み増しが可能となり、それによって国債の発行はいっそう容易に行われるようになった。政府は、国民に重税を課すことなく、右肩上がりに増大し続ける国家債務の償還を先延ばしにしながら、同時により大量の貨幣を調達することが可能になったわけである。

このような歴史的推移は、グレート・ブリテンの経済が発達し、貨幣を貸し付ける能力をもつ大商人や製造業者が増大したからであり、同時に、「政府の正義」に対する国民の期待と信頼が形成された結果である、とスミスは理解していた。

では、国債を発行する主たる原因となったプロジェクトを放棄すれば、政府は国債を発行する必要は消失する、とスミスは考えていたのであろうか。これについてスミスは必ずしも明確に述べて

いないが、ある程度の政府の借り入れを支えることができるほどグレート・ブリテンの経済は発展している、というのがスミスの論理的な把握であった、と理解できる。

要するにスミスは、租税・公債論を自然法学的な見地からみた権利の問題としてではなく、むしろ事実の問題として捉え、「政府の正義」に対する国民の信頼が増せば、政府は国債を発行して財源を確保することが可能になるし、その財源でもって分業がもたらす負の効用の対策を行い、一方でより積極的に科学の発展や芸術振興のための公共事業を行うことによって、「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」の生産量と消費量とはいっそう増大してゆくと主張しているのである。

租税論においては、地代と家賃とに課税すれば、経済社会の発展の結果必ず税収は増加する、というのがスミスの基本的な理解であり、利潤と賃金に対する課税は、「国民が年々消費する生活の必需品と便益品」の生産量と消費量を減少させることに警鐘を鳴らした。他方、消費税や関税は、自分の意思で負担を免れることは可能であり、自ら進んで納税するのと同じであるから、不平はでないだろうし、また、税を確定させることも容易であるから、第四原則には反するが現実的な手段としてスミスは理解していた。こうした租税論の独自性は、国家の収入を論じるうえで公債論を含んでいるところにあるわけだが、租税制度の統一という視点からアメリカ植民地合邦論を展望したスミスの独自性は、公債論を道徳原因の次元で一貫して論じているところにあった。

以上の考察を踏まえると、本稿の課題すなわち第一に、『道徳感情論』と『国富論』における正義の概念の関連、第二に、それによって両著書の具体的な関係、第三にスミスの租税・公債論の関連性は、それぞれ以下のように明確化することができる。

一体感に注目して共感の概念を把握したスミスは、事実の問題を論じたから『道徳感情論』において正義は「一般規則が求めるあらゆる外見上の行為を、もっとも正確に決定する徳」として、つまり人間性の発揮の一環として規定されるに留まり、どのように「社会を支える」のか、具体的な手段について言及されることはなかった。

それに対して、『国富論』において正義は、「政府の正義」というかたちで具体化され、提示されていた。社会と個人を防衛する制度を整えるだけでなく、合わせて、その制度を理解し、正義の実現を担ってゆく人間的資質を育むことが統治者の不可欠な義務として、さらにいえば政府の役割として主張されていた。

こうした統治者の義務には、経済の規模を大きくするために交通インフラを整備するハードな側面よりも、くわえて経済活動を担う人々の生産能力を向上させるだけでなく、経済的かつ文化的な人間的資質を涵養するソフトな側面を重視するスミスの視座が反映されている。つまり制度を形成し、支え、維持する主体を育てることによって、制度の形成を安定化させること、経済社会の秩序を維持して「年々消費される必需品と便宜品」の量を安定的に増大させ、質を向上させることが「政府の正義」として提示されていた。つまり、『道徳感情論』の正義論は、『国富論』の第5編第1章において、「政府の正義」としてよりいっそう具体的に論じられていることになるわけである。したがって、スミスは、当然「小さな政府」や「大きな政府」について論じているわけではなく、自然的自由の体系が成立した後にも政府の役割は一定程度存在しつづけ、場合によって果たす役割は大きくなることさえ考えられていることになる。

そうだとすると、『国富論』第5編第1章で提示された統治者の義務を遂行するうえで、その原資となる収入が問題となる。したがって、スミスはまず経費論で経費を明確化しながら、統治者の義務について論じ、続いて第2章において国家の究極的な収入である租税について、第3章において国債について論じたわけである。公債を活用することは経済を安定化させるだけでなく、それはよりいっそう経済社会させることになるから、場合によっては活用すべきである、とスミスは主張しているのである。

以上、本稿ではデイヴィッド・ヒュームの思想との対比を通して、『道徳感情論』と『国富論』における正義の概念の関連を究明し、それによって両著書の関係をよりいっそう具体的に探り出し、さらにスミスの租税・公債論の関連性を明確化してきた。だが、残された課題も多い。本論文において考察した『道徳感情論』は、第一部から第三部までのいわゆる理論編であって、人間が一体感をもとめると同時に、自身の利益を極大化しようとする人間性が発揮された社会的な結果、つまり『道徳感情論』における「意図せざる結果」、言い換えると『道徳感情論』における『国富論』の議論に踏み込んで、すでに高（2015）によって明確化された両著書の関連を踏まえて考察することができなかった。

さらに、『道徳感情論』第6版で増補された新第6部では、共感には強弱があることや、人々の関係性が共感に影響すること、さらには、共感それ自体が習慣化する場合などが論じられているが、

こうしたスミスのより実践的な共感の把握をも含めた『道徳感情論』の再構築・再解釈が大きな仕事として残っている。『国富論』に目を向ければ、本稿との関連でいえばスミスが統治者の義務を論じなければならなかった当時の統治をめぐる歴史的背景——これは第4編が大きな手掛かりとなろうが——との関連で、つまりスミスの統治論を歴史的事実との関連で把握するという課題は残されたままであり、今後の課題としたい。

参考文献一覧

- Alvey, James E. 2003. *Adam Smith: Optimist or Pessimist?* Aldershot: Ashgate Publishing Limited.
- Árdal, Páll S. 1966. *Passion and Value*. Edinburgh University Press.
- Atkinson, A. B. 1976. Adam Smith on Public Finance and Distribution: Comment. In *The Market and the State, Essays in Honour of Adam Smith*, eds. T. Wilson and A. S. Skinner. Oxford University Press: 324-9.
- Ayer, A. J. 1980. *Hume*. Oxford; Melbourne; Toronto: Oxford University Press. 篠原久訳『ヒューム』日本経済評論社, 1994.
- Baier, Annette C. 1991. *A Progress of Sentiments: Reflections on Hume's Treatise*, Harvard University Press.
- Berry, Christopher J. 2013. *The Idea of Commercial Society in the Scottish Enlightenment*. Edinburgh: Edinburgh University Press.
- Brewer, John. 1989. *The Sinews of Power: War, money and the English state. 1688-1783*. London: Unwin Hyman. 大久保桂子訳『財政＝軍事国家の衝撃』名古屋大学出版会, 2003.
- Browning, Reed. 1982. *Political and Constitutional Ideas of the Court Whigs*. Baton Rouge: Louisiana State University Press.
- Buckle, Stephen. 1991. *Natural Law and the Theory of Property: Grotius to Hume*. Oxford: Clarendon Press.
- . 2001. *Hume's Enlightenment Tract: The Utility and Purpose of An Enquiry concerning Human Understanding*. Oxford: Clarendon Press.
- Caleb D'Anvers. 1731. *The craftsman*. London: Printed for R. Francklin.
- Campbell, T. D. 1971. *Adam Smith's Science of Morals*. London: George Allen & Unwin LTD.
- Campbell, T. D. and I. S. Ross. 1981. The Utilitarianism of Adam Smith's Policy Advice. *Journal of the History of Ideas* 42 (1): 73-92.
- . 1982. The Theory and Practice of a Wise and Virtuous Man: Reflections on Adam Smith's Response to Hume's Deathbed Wish. *Studies in Eighteenth-Century Culture* 2: 65-74.
- Chamley, Paul. 1975. The Conflict between Montesquieu and Hume: A Study in the Origins Adam Smith's

- Universalism. In *Essays on Adam Smith*. eds. Andrew S. Skinner and Thomas Wilson. Oxford: Oxford University Press: 274-305.
- Darwall, Stephen. 1999. Sympathetic Liberalism: Recent Work on Adam Smith. *Philosophy & Public Affairs* 28 (2): 139-164.
- Debes, Remy. 2007a. Humanity, Sympathy and the Puzzle of Hume's Second Enquiry. *British Journal for the History of Philosophy* 15: 27-57.
- . 2007b. Has Anything Changed? Hume's Theory of Association and Sympathy after the Treatise. *British Journal for the History of Philosophy* 15: 313-38.
- Dickson, P. M. G. 1967. *The Financial Revolution in England: A Study in the Development of Public Credit 1688-1756*. London: St Martin's Press.
- Elliott, Robert C. 1949. Hume's 'Character of Sir Robert Walpole': Some Unnoticed Additions. *Journal of English and Germanic Philosophy* 48: 367-70.
- Emerson, Roger. 2008. The Scottish Contexts for David Hume's Political- Economic Thinking. In *David Hume's Political Economy*. eds. Carl Wennerlind and Margaret Schabas. London: Routledge: 10-30.
- Evensky, Jerry. 2005. *Adam Smith's Moral Philosophy: A Historical and Contemporary Perspective on Markets, Law, Ethics, and Culture*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Fieser, James. 1991. Hume's Classifications of the Passions and its Precursors. *Hume Studies* 18: 1-17.
- Forbes, Duncan. 1975. *Hume's Philosophical Politics*. Cambridge; New York: Cambridge University Press. 田中秀夫訳『ヒュームの哲学的政治学』昭和堂, 2011.
- Force, James. 1987. Hume's Interest in Newton and Science. *Hume Studies* 13: 166-217.
- Force, Pierre. 2003. *Self-Interest before Adam Smith: A Genealogy of Economic Science*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Haakonssen, Knud. 1981. *The Science of a legislator: the natural jurisprudence of David Hume and Adam Smith*. Cambridge: Cambridge University Press. 永井義雄, 鈴木信雄, 市岡義章訳『立法者の科学—デイヴィッド・ヒュームとアダム・スミスの自然法学—』ミネルヴァ書房, 2001.
- . 1989. Natural Jurisprudence in the Scottish Enlightenment: Summary of an Interpretation. In

- Enlightenment, Rights and Revolution: Essays in Legal and Social Philosophy*. eds. Neil MacCormick and Zenon Bankowski. Aberdeen: Aberdeen University Press.
- . 2012. Natural Jurisprudence and the Identity of the Scottish Enlightenment. In *Philosophy and Religion in Enlightenment Britain: New Case Studies*. ed. Ruth Savage. Oxford University Press: 258-77.
- Hargreaves, E. L. 1930. *The National Debt*. London. 一ノ瀬篤, 斎藤忠雄, 西野宗雄訳『イギリス国債史』新評論, 1987.
- Harrison, Jonathan. 1981. *Hume's Theory of Justice*. New York: Oxford University Press.
- Harris, James A. 2014. The Government of the Passions. In *The Oxford Handbook of British Philosophy in the Eighteenth Century*. ed. James A. Harris. Oxford University Press: 270-80.
- . 2015. *Hume: An Intellectual Biography*. New York: Cambridge University Press.
- Harris, Ron. [2000]2010. *Industrializing English Law: Entrepreneurship and Business Organization, 1720-1844*. Paperback edition. Cambridge University Press. 川分圭子訳『近代イギリスと会社法の発展——産業革命期の株式会社 1720-1844年——』南窓社, 2013.
- Hill, G. Birkbeck. 1888. *Letters of David Hume to William Strahan*. Oxford: Clarendon Press.
- Holmes. G. 1993. *The making of a great power: late Stuart and early Georgian Britain, 1660-1722*. Longman.
- Holmes. G. and Szechi D. 1993. *The age of oligarchy: pre-industrial Britain, 1722-1783*. Longman.
- Hont, Istvan. 2005. *Jealousy of Trade: International Competition and the Nation-State in Historical Perspective*. Massachusetts, and London, England: The Belknap Press of Harvard University Press. 田中秀夫監訳『貿易の嫉妬』昭和堂, 2009.
- Hont, I. and M. Ignatieff, eds. 1983. *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*. Cambridge: Cambridge University Press. 水田洋, 杉山忠平監訳『富と徳: スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社, 1990.
- House of Commons, 1742-4. *The history and proceedings of the House of commons from the restoration to the present time. Containing the most remarkable motions, speeches, resolves, reports and conferences to be met with in the interval ... Collected by the best authorities ... And illustrated with a great variety of historical and explanatory notes. Together with a large appendix, containing exact lists of every Parliament,*

- the names of the speakers, their several posts under the government; and other valuable, supplemental pieces.* printed for R. Chandler: London.
- House of Commons Papers; Accounts and Papers, 1868-69. *Accounts of net public income and expenditure of Great Britain and Ireland, 1688-1800; Receipts and issues from Exchequer; Accounts of gross public income and expenditure, 1801-69.*
- Hume, David. [1739-40] 1978. *A Treatise of Human Nature: Being An Attempt to introduce the Experimental Method of Reasoning into Moral Subjects*, ed. L. A. Selby-Bigge, Second edition, by P. H. Nidditch. Oxford University Press. 木曾好能, 石川徹, 中釜浩一, 伊勢俊彦訳『人間本性論』法政大学出版局, 2011-2012年.
- . [1751] 1957. *An Inquiry concerning the Principles of Morals with a Supplement: A Dialogue.* ed. Charles E. Hendel. New York: Bobbs-Merrill.
- . 1752. *Political Discourses.* Edinburgh: Printed by R. Fleming. 田中秀夫訳『政治論集』京都大学学術出版会, 2010年.
- . [1777] 1985. *Essays, Moral, Political and Literary*, Revised Edition, edited by Eugene Miller. Liberty Fund. 田中敏弘訳『ヒューム道徳・政治・文学論集 [完訳版]』名古屋大学出版会, 2011年.
- Inoue, Haruko. 2003. The Origin of the Indirect Passions in the Treatise: An Analogy between Books 1 and 2. *Hume Studies* 29 (2): 205-221.
- James, Susan. 2005. Sympathy and Comparison: Two Principles of Human Nature. In *Impressions of Hume.* eds. M. Frasca-Spada and P. J. E. Kail. Oxford: Clarendon Press. 107-24.
- McAther, Neil. 2007. *David Hume's Political Theory: Law, Commerce, and the Constitution of Government.* Toronto: University of Toronto Press.
- McIntyre, Jane L. 2006. Hume's 'New and Extraordinary' Account of the Passions. In *The Blackwell Guide to Hume's Treatise.* ed. Saul Traiger. Malden: Blackwell: 199-215.
- Medema, Steven G. and Warren J. Samuels. 2009. 'Only three duties': Adam Smith on the economic role of government. In *Elgar Companion to Adam Smith*, ed. Jeffery T. Young. Cheltenham: Edward Elgar: 300-314.

- Mercer, Philip. 1972. *Sympathy and Ethics*. Oxford: Clarendon Press.
- Moore, James. 2006. Natural Rights in the Scottish Enlightenment. In *The Cambridge History of Eighteenth-Century Political Thought*. eds. Mark Goldie and Robert Wokler. Cambridge: Cambridge University Press: 291-316.
- Moore, James and Michael Silverthorne. 1983. Gershom Carmichael and the Natural Jurisprudence tradition in Eighteenth-Century Scotland. In *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*. eds. Hont, I. and M. Ignatieff. Cambridge: Cambridge University. Press: 73-88. 水田洋, 杉山忠平監訳『富と徳：スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社, 1990年, 123-148.
- Morrow, G. R. [1923]1969. *The ethical and economic theories of Adam Smith*, New York: A.M. Kelley. 鈴木信雄, 市岡義章訳『アダム・スミスにおける倫理と経済』未来社, 1992年.
- Musgrave, R. A. 1976. Adam Smith on Public Finance and Distribution. In *The Market and the State, Essays in Honour of Adam Smith*, eds. T. Wilson and A. S. Skinner. Oxford University Press.
- . 1985. A Brief History of Fiscal Doctrine. *Handbook of Public Economics*, eds. A. J. Auerbach and M. Feldstein. vol. I. North-Holland.
- Musgrave, R. A. and A. T. Peacock. eds. 1958. *Classics in the Theory of Public Finance*. London: Macmillan.
- Panagia, Davide. 2013. *Impressions of Hume: Cinematic Thinking and Politics of Discontinuity*. Lanham, Boulder, New York, Toronto, Plymouth: Rowman & Littlefield.
- Pitts, Jennifer. 2005. *A Turn to Empire: The rise of imperial liberalism in Britain and France*. Princeton: Princeton University Press.
- Phillipson, Nicolas. 1989. *Hume*. New York: St. Martin's Press. 永井大輔訳『デイヴィッド・ヒューム——哲学から歴史へ——』白水社, 2016年.
- . 2010. *Adam Smith: An Enlightened Life*. London: Penguin Books. 永井大輔訳『アダム・スミスとその時代』白水社, 2014年.
- Pocock, J. G. A. 1985. *Virtue, Commerce, and History: Essays on Political Thought and History, Chiefly in the Eighteenth Century*, Cambridge University Press. 田中秀夫訳. 『徳・商業・歴史』みすず書房, 1993年.

- Raphael, D. D. 2007. *The Impartial Spectator: Adam Smith's Moral Philosophy*. Oxford: Clarendon Press. 生越利昭・松本哲人訳『アダム・スミスの道徳哲学』昭和堂, 2009年.
- . 1972-1973. Hume and Adam Smith on Justice and Utility. *Proceedings of the Aristotelian Society* 72: 87-103.
- Robertson, John. 1983. The Scottish Enlightenment at the limits of the civic tradition. In *Wealth and Virtue: The Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment*, eds. Hont, I. and M. Ignatieff. Cambridge: Cambridge University Press: 137-178. 水田洋, 杉山忠平監訳『富と徳: スコットランド啓蒙における経済学の形成』未来社, 1990年, 227-295.
- . 1993. Universal Monarchy and the Liberties of Europe: David Hume's Critique of an English Whig Doctrine. In *Political Discourse in Early Modern Britain*, eds. Nicholas Phillipson and Quentin Skinner. Cambridge and New York: Cambridge University Press: 349—73.
- Rosenberg, Alexander. 1993. Hume and the philosophy of science. In *The Cambridge Companion to Hume*. ed. David Fate Norton. Cambridge: Cambridge University Press: 64-89.
- Rosen, F. 2000. The idea of utility in Adam Smith's *The Theory of Moral Sentiments*. *History of European Ideas* 26 (2): 79–103.
- Ross, Ian Simpson. 1995. *The Life of Adam Smith*. Oxford: Clarendon Press. 篠原久, 只腰親和, 松原慶子訳『アダム・スミス伝』シュプリンガー・フェアラーク東京, 2000年.
- . 2008. The Emergence of David Hume as a Political Economist. In *David Hume's Political Economy*. eds. Carl Wennerlind and Margaret Schabas. London: Routledge: 31-48.
- Rothschild, Emma and Amartya Sen. 2006. Adam Smith's Economics. In *The Cambridge Companion to Adam Smith*. ed. Knud Haakonssen. Cambridge: Cambridge University Press: 319-65.
- Samuelson, Paul A. 1962. Economists and the history of ideas. *American Economic Review*, 52(1): 1-18.
- Sayre-McCord, Geoffrey. 2013. Hume and Smith on sympathy, approbation, and moral judgment. *Social Philosophy & Policy* 30 (1-2): 208-236.
- Schliesser, Eric. 2008. Hume's Newtonianism and Anti-Newtonianism. The Stanford Encyclopedia of Philosophy (Winter 2008 Edition). ed. Edward N. Zalta. URL =

- <<http://plato.stanford.edu/archives/win2008/entries/hume-newton/>>.
- Seligman, E. R. A. 1927. *The Shifting and Incidence of Taxation*, 5th ed. Reprint by A. M. Kelley, 1963. 井出文雄訳『租税転嫁論 第一部』実業之日本社, 1950年.
- Sen, Amartya. 2013. The Contemporary Relevance of Adam Smith. In *The Oxford Handbook of Adam Smith*, eds. Christopher J. Berry, Maria Pia Paganelli, and Craig Smith. Oxford: Oxford University Press: 581-92.
- Smith, Adam. [1759] 1976. *The Theory of Moral Sentiments*, eds. By D. D. Raphael and A. L. Macfie. Oxford: Clarendon Press. 高哲男訳『道德感情論』講談社学術文庫, 2013年. 初版については, 水田洋訳 TMS 岩波文庫 2003年. 第六版については, 高哲男訳 TMS 講談社学術文庫. 2013年.
- . [1776] 1976. *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, Oxford: Clarendon Press. 大河内一男監訳『国富論 全3巻』中公文庫, 1978年. 水田洋監訳, 杉原忠平訳『国富論 全4巻』岩波書店, 2000-1年.
- . 1977. *The Correspondence of Adam Smith*. eds. By E. C. Mossner and I. S. Ross. Oxford: Clarendon Press.
- Spengler, Joseph. 1975. Adam Smith and Society's Decision-makers. In *Essays on Adam Smith*. eds. A. S. Skinner and T. Wilson. Oxford: Clarendon Press: 390-414.
- Stevens, David. 1975. Adam Smith and the Colonial Disturbances. In *Essays on Adam Smith*, eds. Andrew S. Skinner and Thomas Wilson. Oxford: Clarendon Press.
- Stigler, George J. 1965. The economist and the state. *American Economic Review*, 55(1): 1-18.
- . 1975. Smith's Travel on the Ship of State. In *Essays on Adam Smith*. eds. A. S. Skinner and T. Wilson. Oxford: Clarendon Press: 237-46.
- West, Edwin G. 1990. *Adam Smith and Modern Economics: From Market Behaviour to Public Choice*. Aldershot: Edward Elgar.
- Winch, Donald. 1965. *Classical Political Economy and Colonies*. Cambridge: Harvard University Press.
- . 1978. *Adam Smith's Politics; An essay in historiographic revision*. Cambridge, London, New York, Melbourne: Cambridge University Press. 永井義雄, 近藤加代子訳『アダム・スミスの政治学』ミネルヴァ書房, 1989年.

- Woodfield, Ian. 2001. *Opera and Drama in Eighteenth-Century London: The King's Theatre, Garrick and the Business of Performance*. Cambridge: Cambridge University Press.
- 一ノ瀬篤. 1988. 「『諸国民の富』等における funding の訳語について」『愛媛経済論集』7(2):87-103.
- 稲村勲. 2003. 『『国富論』体系再考——商業社会の政治経済学体系——』お茶の水書房.
- 内田義彦. 1953. 『経済学の生誕』未来社.
- 榎並洋介. 1992. 「スミスの公債批判論」『星薬科大学一般教育論集』10: 61-86.
- . 2002. 「アダム・スミスの防衛論」『星薬科大学一般教育論集』20: 25-62.
- . 2005. 「アダム・スミスの株式会社論」『星薬科大学一般教育論集』23: 19-57.
- 大河内一男. [1941]1969. 『スミスとリスト——経済倫理と経済理論——』（『大河内一男著作集』第三卷）青林書院新社.
- 神野慧一郎. 1996. 『モラル・サイエンスの形成』名古屋大学出版会.
- 大倉正雄. 2000. 『イギリス財政思想史——重商主義期の戦争・国家・経済——』日本経済評論社.
- 川脇慎也. 2011. 「ヒュームの「共感」概念について：先行研究に学んで」『経済論究』141:1-18.
- 北村裕明. 1981. 「D. ヒュームと国家破産」『経済論叢』128(1・2): 92-109.
- 斎藤悟郎. 1956. 「租税論上スミスは利益説か能力説か」『新潟大学法経論集』6(1): 1-36.
- . 1958. 「スミスの租税第一原則における比論について」『新潟大学法経論集』7(3): 159-174.
- . 1980. 「スミスの租税論と経済政策」『新潟大学法経論集』28: 87-103.
- 斎藤忠雄. 1982. 「アダム・スミスの公債思想（上）——「自然的自由の体系」と後期重商主義政策との関連で——」『修道商学』23(2): 1-32.
- . 1983. 「アダム・スミスの公債思想（下）——「自然的自由の体系」と後期重商主義政策との関連で——」『修道商学』24(1): 79-99.
- 坂本達哉. 1995. 『ヒュームの文明社会』創文社.
- . 2011. 『ヒューム 希望の懐疑主義—ある社会科学の誕生』慶応義塾大学出版会.
- . 2014. 『社会思想史の歴史』名古屋大学出版会.
- 佐藤滋正. 1995. 「アダム・スミスの「租税論」について」『尾道短期大学紀要』44(2): 129-153.
- 佐藤進. 1981. 『財政学入門』同文館.

- 島内明文. 2005. 「アダム・スミス正義論における共感と効用」『倫理学年報』54: 19-33.
- 壽里竜. 2000. 「ヒュームにおける文明社会と情念—『道徳・政治論集』を中心に」『イギリス哲学研究』23: 35-48.
- 鈴木芳徳. 1983. 『株式会社の経済学説』新評論.
- 大道安次郎. 1940. 『スミス経済學の生成と發展』日本評論社.
- 高島善哉. 1941. 『経済社会科学の根本問題』日本評論社.
- 高哲男. 2007. 「アダム・スミスにおける本能の概念化と経済學の生物學的基礎」『商經論叢』43 (1): 113-153.
- . 2012. 「アダム・スミスの労働価値論の再構成——労働, 共感および穀物の栄養的価値——」『東京經濟大学會誌』273: 25-46.
- . 2015. 「アダム・スミス TMS における「効用」概念の重層構造——「正義」との関連性を手がかりに——」『同志社商學』66 (5): 1-27.
- . 2016. 「アダム・スミスの『道徳感情論』初版第3部の改訂・増補プロセスについての一考察——Gilbert Elliot 宛ての手紙を手掛かりに——附論: 『道徳感情論』第2版第3部第1章および第2章の翻訳」『エコノミクス』20(3): 1-67.
- 竹本 洋. 1990a. 「D. ヒュームの『政治論集』に関する試論 (1)」『大阪經大論集』(196): 36-107.
- . 1990b. 「D. ヒュームの『政治論集』にかんする試論 (2)」『大阪經大論集』(197): 21-58.
- 田中正司. 1997a. 『アダム・スミスの倫理學 上卷』お茶の水書房.
- . 1997b. 『アダム・スミスの倫理學 下卷』御茶の水書房.
- 田中敏弘. 1971. 『社会科学者としてのヒューム』未来社.
- . 1989. 「ヒュームとコート対カントリ論争」田中敏弘編『スコットランド啓蒙と經濟學の形成』日本經濟評論社: 53—89.
- 田中秀夫. 1993. 「『国富論』におけるスミスの国防論」『經濟論叢』151(1-2-3): 57-83.
- . 2002. 『原点探訪——アダム・スミスの足跡——』法律文化社.
- . 2008. 「ガーショム・カーマイケルの自然法學」『經濟論叢』181(3): 206-26.
- 中谷武雄. 1996. 『スミス經濟學の国家と財政』ナカニシヤ出版.

- 新村聡. 1994. 『経済学の成立——アダム・スミスと近代自然法学——』岡山大学経済学部.
- 羽鳥卓也. 2002. 「A. スミス課税論の若干の局面」『経済系：関東学院大学経済学会研究論集』213: 108-129.
- 馬場久義. 1989. 「A. スミスの「超過負担」論—租税第四原則の理論構造と特徴について—」『経済学部研究年報』(5): 53-69.
- 舟場正富. 1971. 『イギリス公信用史研究』未来社.
- 星野彰男. 1976. 『アダム・スミスの思想像』新評論.
- 松園伸. 1999. 『産業社会の発展と議会政治—18世紀イギリス史—』早稲田大学出版部.
- 水田洋. 1968. 「アダム・スミスにおける同感概念の成立」『一橋論叢』60(6): 587-605.
- 村松茂美. 2013. 『ブリテン問題とヨーロッパ連邦——フレッチャーと初期啓蒙』京都大学学術出版部.
- 森直人. 2010. 『ヒュームにおける正義と統治』創文社.
- 和田重司. 1978. 『アダム・スミスの経済学』ミネルヴァ書房.
- 渡辺恵一. 2001. 「アダム・スミスと租税の政治学」『京都学園大学経済学部論集』10(3): 55-88.
- . 2007. 「スミス租税論再考: 地租と内国消費税を中心に」『札幌学院商経論集』24(2): 1-18.
- . 2011. 「アダム・スミス研究の動向——過去10年における内外の『国富論』研究を中心に——」『経済学史研究』53(1): 100-118.
- 安川隆二. 2007. 「《研究ノート》アダム・スミスと東インド会社——背景的考察を中心に——」『東京経大会誌』225: 91-107.
- 山崎怜. 1966a. 「アダム・スミスといわゆる“安価な政府”」『研究年報』5: 142-166.
- . 1966b. 「明治・大正期におけるスミス租税第一原則解釈の諸類型——ひとつの接近」『香川大学経済論叢』39(2): 1-38.
- . 1968. 「昭和期におけるスミスの租税第1原則の解釈について——一つの序章〔花戸竜蔵博士所説の検討〕」『香川大学経済学部研究年報』(7): 19-37.
- . 1969. 「アダム・スミスにおける経済学体系と国家範疇」『研究年報』8: 86-112.
- . 1994. 『《安価な政府》の基本的構成』(香川大学経済研究叢書8) 信山出版社.

——. 2000. 『経済学体系と国家認識—アダム・スミスの一研究—』(岡山商科大学学術研究叢書2) 岡山商科大学.